

# 香川県の都市計画

CITY PLANNING OF KAGAWA



かがやくけん、かがわけん。

香川県

令和6年



〈表紙掲載写真〉

中段左  
(丸亀市市民交流活動  
センター「マルタス」)

上段 (太田第二土地区画整理事業)

中段上  
(仏生山交流センター)

中段右 (さぬき空港公園)  
(さぬき空港公園マスコットキャラクターさぬたん)

中段下  
(多度津町新庁舎)

下段 (高松市街地 (屋島上空から)) ※1

※1 「提供 : (公社) 香川県観光協会」

# 目 次

## I 都市計画の概要

1. 都市計画とは	1
2. 都市計画法関係法令体系	2
3. 都市計画の内容	3
4. 都市計画のしくみ	4
(1) 都市計画の決定	4
(2) 環境影響評価	10
(3) 都市計画のマスタープラン	12
(4) 都市計画の制限	12
(5) 都市計画事業	12
5. 都市計画区域と準都市計画区域	13
(1) 都市計画区域	13
(2) 準都市計画区域	13
(3) 都市計画区域の指定	14
6. 都市計画決定状況	15

## II 土地利用

1. 土地利用について	16
2. 市街化区域と市街化調整区域（区域区分）	16
3. 地域地区	17
(1) 用途地域	17
(2) 用途地域以外の地域地区	23
4. 促進区域	28
(1) 市街地再開発促進区域	28
(2) 拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域	28

## III 都市施設

1. 都市施設とは	29
2. 交通施設	29
(1) 道 路	29
(2) 駅 前 広 場	42
(3) 都 市 高 速 鉄 道	43
(4) 駐 車 場	44
(5) 自動車ターミナル	44

3. 公園と緑地	45
(1) 公園と緑地の種類とそのモデル配置	45
(2) 公園と緑地の現況	47
(3) 国営讃岐まんのう公園	70
4. 下水道	74
(1) 下水道の種類	74
(2) 普及率の推移（全国と香川県）	74
(3) 下水道の現況	75
5. その他の都市施設	81
(1) 汚物処理場	81
(2) ごみ処理場	81
(3) 市場	81
(4) と畜場	82
(5) 火葬場	82
(6) 河川	82
(7) その他の社会福祉施設	82
(8) 防火水槽	82

#### IV 市街地開発事業

1. 市街地開発事業とは	83
2. 土地区画整理事業	83
(1) 土地区画整理事業の仕組み	83
(2) 土地区画整理事業の効果と実績	84
(3) 土地区画整理事業一覧表	85
(4) 施行地区の紹介	87
3. 市街地再開発事業	91

#### V 地区計画等

1. 地区計画とは	92
(1) 地区計画の概要	92
(2) 地区計画の内容	93
(3) 地区計画の決定手続き	93
(4) 地区計画の種類	94
2. 地区計画一覧表	95



## VI これからの都市

1. 持続可能な都市構造の再構築をめざして	97
(1) 立地適正化計画	97
(2) 都市再生整備計画関連事業（都市構造再編集中支援事業等）	99
(3) 都市防災総合推進事業	101
2. にぎわいと活力のある都市をめざして	103
(1) 高松港頭地区（サンポート高松）総合整備事業	103
(2) 都市再生緊急整備事業	108
(3) 中心市街地活性化基本計画	109
3. うるおいのある都市をめざして	110
(1) 都市景観に対する取り組みと景観法	110

## VII その他

1. 香川県都市計画審議会	115
2. 屋外広告の規制（屋外広告物条例）	119
3. 都市計画税	120

～令和6年3月31日現在～





# I 都市計画の概要

## 1. 都市計画とは

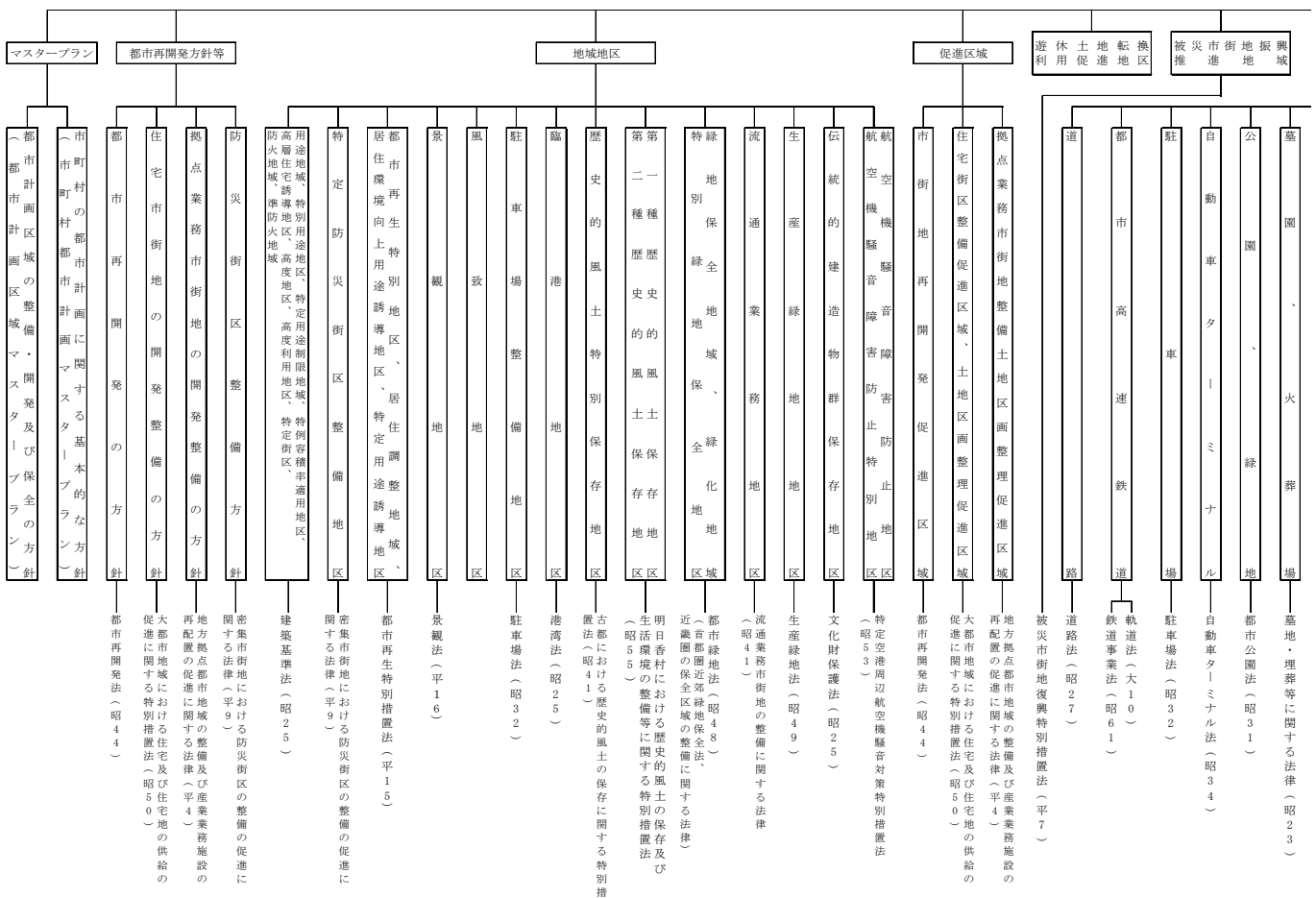
都市は、多くの人が住み、働き、憩うところです。

したがって、都市には、そこに住み、活動する人々の意向が反映され、安全で、快適で、機能的であることが求められます。

都市計画はこのような都市づくりを計画的に誘導し、人々の健康で文化的な生活と機能的な活動を確保するために、土地の合理的な利用や都市の根幹となる施設、秩序ある市街地づくりを総合的に計画し実施する業務です。

その内容は、市街化区域及び市街化調整区域、用途地域など土地利用に関するもの、道路、公園、下水道など都市施設に関するもの、土地区画整理事業、市街地再開発事業など市街地開発事業に関するもの等から成り立っています。

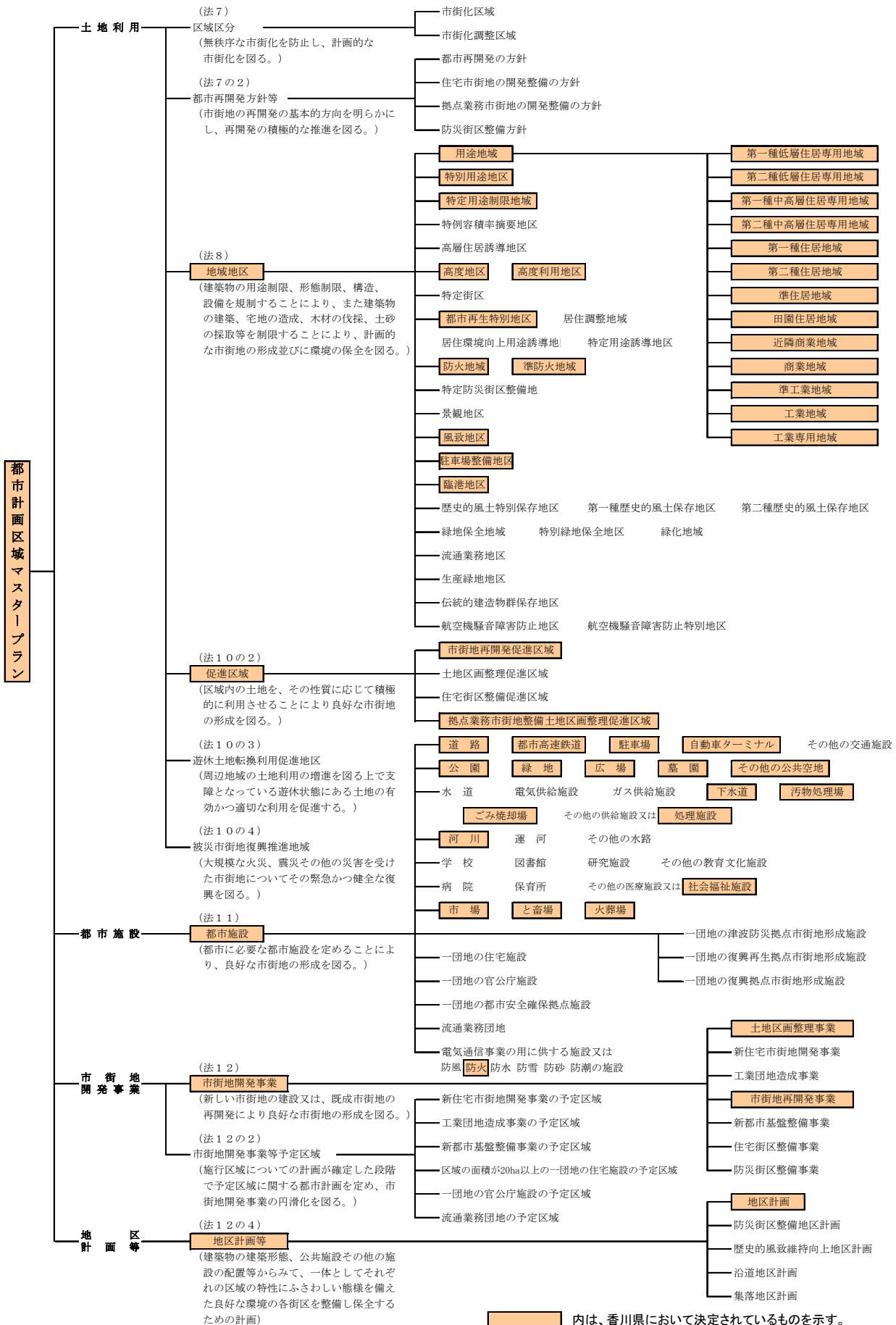
これらは、都市計画法に基づく法定都市計画といわれていますが、近年は都市のにぎわいや活力づくり、水や緑など都市のうらおいづくり、高齢化や情報社会への対応、住民や企業の参加によるまちづくりなども広い意味での都市計画の役割となっています。







### 3. 都市計画の内容



#### 4. 都市計画のしくみ

##### (1) 都市計画の決定

都市計画は本来、都市の住民のための計画であり、住民の生活に深い関わりがあります。このため、都市計画を定めるには、必要に応じて公聴会や説明会などを開催して住民の意見を聴き、知事の諮問機関である都市計画審議会の議を経ることとなっています。

なお、都市計画の中で広域的な見地から定める必要のあるものや、都市にとって根幹的な都市施設に関するものは県が、その他は市町が、それぞれ定めることになっています。

##### ●都市計画を定める者（法第15条関係）

都市計画法	都市計画の種類	市町決定		県決定		関連法令
		県知事協議		国土交通大臣同意		
第6条の2 (都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)	区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針			○		
	政令第12条第1項第3号から第5号に掲げるものに関する都市計画の決定の方針 (例:都市再生特別地区、一般国道、都市高速鉄道、国が設置する公園、一級河川、一団地の官公庁施設)			○		
	その他		○			
第7条(区域区分)				○		
第7条の2 (都市再開発方針等)	都市再開発の方針			○		都市再開発法第2条の3
	住宅市街地の開発整備の方針			○		大都市法第4条
	拠点業務市街地開発整備の方針			○		地方拠点都市法第30条
	防災街区整備方針			○		密集市街地整備法第3条
第8条(地域地区)	(用途地域) 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 田園住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	○				建築基準法第50、52～55条
	特別用途地区	○				建築基準法第49、50条
	特定用途制限地域	○				建築基準法第49条の2、50条
	特例容積率適用地区	○				建築基準法第57条の2～4
	高層住居誘導地区	○				建築基準法第57条の5
	高度地区	○				建築基準法第58条
	高度利用地区	○				建築基準法第59条



都市計画法	都市計画の種類	市町決定		県決定		関連法令
		県知事 協議		国土交通 大臣同意		
第8条(地域地区)	特定街区	○				建築基準法 第60条
	都市再生特別地区			○		都市再生特別措置法 第36条
	居住調整地域	○				都市再生特別措置法 第89条
	居住環境向上用途誘導地区	○				都市再生特別措置法 第94条の2
	特定用途誘導地区	○				都市再生特別措置法 第109条
	防火地域、準防火地域	○				建築基準法 第61～66条
	特定防災街区整備地区	○				密集市街地整備法第 31条 建築基準法第67条
	景観地区	○				景観法第61条 建築基準法第68条
	風致地区	○				都市計画法 第58条
	面積が10ha以上(2以上の市町村の 区域にわたるもの)			○		
	駐車場整備地区	○				駐車場法第3条
	臨港地区	○				港湾法第2、38、38 条の2
	重要港湾			○		
	国際戦略港湾、国際拠点港湾				○	
	歴史的風土特別保存地区				○	古都法第6条
	第一種歴史的風土保存地区 第二種歴史的風土保存地区				○	古都法第7条の2 明日香法第3条
	緑地保全地域	○				都市緑地法第5条
	2以上の市町村の区域にわたるもの			○		
	特別緑地保全地区	○				都市緑地法 第12条
	面積が10ha以上(2以上の市町村の 区域にわたるものに限る)			○		
	近郊緑地特別保全地区				○	首都圏保全法第4条、 近畿圏保全法第6条
	緑化地域	○				都市緑地法 第34条
	流通業務地区				○	流通業務市街地 整備法第4条
生産緑地地区	○				生産緑地法第3条	
伝統的建造物群保存地区	○				文化財保護法 第143条	
航空機騒音障害防止地区 航空機騒音障害防止特別地区				○	航空機騒音対策法第 4条	
第10条の2(促進区域)	市街地再開発促進区域	○				都市再開発法 第7条
	土地区画整理促進区域	○				大都市法第5条
	住宅街区整備促進区域	○				大都市法第24条
	拠点業務市街地整備 土地区画整理促進区域	○				地方拠点都市法 第19条
第10条の3(遊休土地 転換利用促進地区)		○				

都市計画法	都市計画の種類	市町決定		県決定		関連法令
		県知事 協議		国土交通 大臣同意		
第10条の4(被災市街地復興推進地域)		○				被災市街地復興特措法第5条
第11条(都市施設)	道路	○				道路法第3条
	県道、自動車専用道路(※1)			○		
	高速自動車国道、一般国道など(※1)				○	
	都市高速鉄道(※1)				○	
	駐車場	○				
	自動車ターミナル	○				
	空港(※1)			○		空港法第4、5条
	国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港				○	
	その他の交通施設	○				
	公園、緑地	○				都市公園法第2条
	面積が10ha以上(県が設置するものに限る)(※1)			○		
	面積が10ha以上(国が設置するものに限る)(※1)				○	
	広場、墓園	○				
	面積が10ha以上(国又は県が設置するものに限る)(※1)			○		
	その他の公共空地	○				
	水道	○				水道法第3条
	水道用水供給事業の用に供する水道(※1)			○		
	電気供給施設、ガス供給施設	○				
	下水道	○				下水道法第2条
	公共下水道で排水区域が2以上の市町村の区域にわたるもの(※1)			○		
	流域下水道(※1)			○		
	汚物処理場、ごみ焼却場、ごみ処理場	○				
	産業廃棄物処理施設(※1)			○		
	その他の供給施設又は処理施設	○				
	河川・運河その他の水路	○				河川法第5条
	二級河川又は運河(※1)			○		
	一級河川(※1)				○	河川法第4条
	学校、図書館、研究施設 その他の教育文化施設	○				
	病院、保育所その他の医療施設 又は社会福祉施設	○				
	市場、と畜場又は火葬場	○				
一団地の住宅施設	○					
一団地の官公庁施設(※1)				○		
一団地の都市安全確保拠点施設	○					
流通業務団地(※1)			○		流通業務市街地整備法第7条	
一団地の津波防災拠点市街地形成施設	○				津波防災地域づくり法第17条	
一団地の復興再生拠点市街地形成施設	○				福島復興再生特別措置法第32条	

都市計画法	都市計画の種類	市町決定		県決定		関連法令
		県知事協議		国土交通大臣同意		
第11条(都市施設)	一団地の復興拠点市街地形成施設	○				大規模災害からの復興に関する法律第41条
	電気通信事業の用に供する施設	○				
	防風、防火、防水、防雪、防砂若しくは防潮の施設	○				
第12条(市街地開発事業)	土地区画整理事業	○				土地区画整理事業法第2条
	50haを超えるもの(国の機関又は県が施行すると見込まれるものに限る)			○		
	新住宅市街地開発事業	○				新住宅市街地開発法第4条
	工業団地造成事業	○				首都整備法第4、5条 近畿整備法第6、7条
	市街地再開発事業	○				都市再開発法第4条
	3haを超えるもの(国の機関又は県が施行すると見込まれるものに限る)			○		
	新都市基盤整備事業	○				新都市基盤整備法第4条
住宅街区整備事業	○				大都市法第31条	
20haを超えるもの(国の機関又は県が施行すると見込まれるものに限る)			○			
防災街区整備事業	○				密集市街地整備法第120条	
3haを超えるもの(国の機関又は県が施行すると見込まれるものに限る)			○			
第12条の2(市街地開発事業等予定区域)	新住宅市街地開発事業の予定区域			○		新住宅市街地開発法第2条の2
	工業団地造成事業の予定区域			○		首都整備法第3条の2 近畿整備法第5条の2
	新都市基盤整備事業の予定区域			○		新都市基盤整備法第2条の2
	区域の面積が20ha以上の一団地の住宅施設の予定区域	○				
	一団地の官公庁施設の予定区域				○	
	流通業務団地の予定区域			○		流通業務市街地整備法第6条の2
第12条の4(地区計画等)(※2)	地区計画	○				都市計画法第12条の5
	防災街区整備地区計画	○				密集市街地整備法第32条
	歴史的風致維持向上地区計画	○				歴史まちづくり法第31条
	沿道地区計画	○				沿道整備法第9条
	集落地区計画	○				集落地域整備法第5条

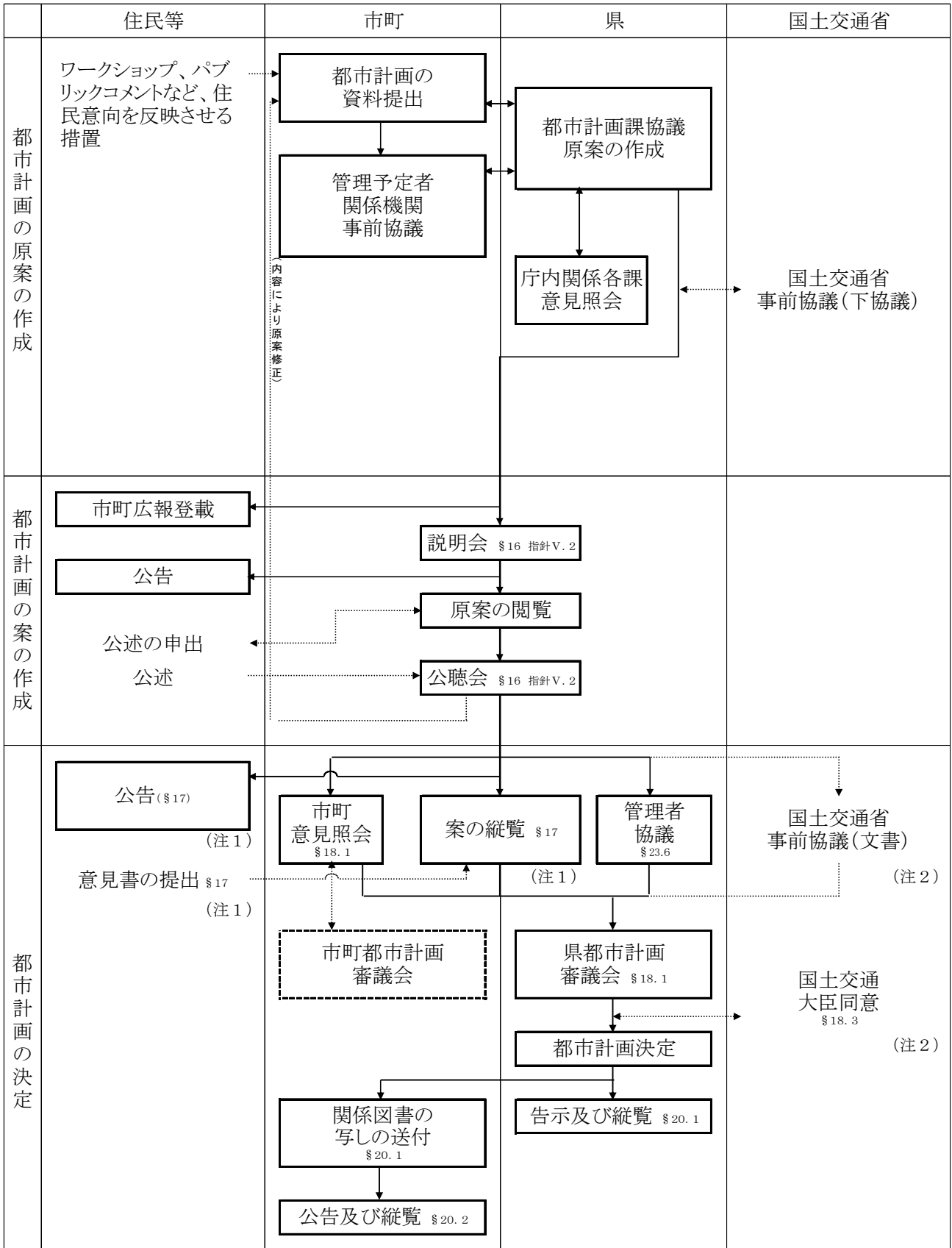
※1 市町村合併その他の理由により、法15条第1項第5号に該当する都市計画が該当しないこととなったとき、又は同号に該当しない都市計画が同号に該当することとなった時は、当該都市計画は、それぞれ市町又は県が決定したものとみなす。

※2 地区計画等に定める事項のうち、県知事協議等を要するものは、都市計画法施行令第13条を参照すること。

※3 市町が定める都市計画は、議会の議決を経て定められた当該市町の建設に関する基本構想に即し、かつ、県が定めた都市計画に適合したものでなければならない。

※4 市町が定めた都市計画が、都道府県が定めた都市計画と抵触するときは、その限りにおいて、都道府県が定めた都市計画が優先する。

●都市計画決定の流れ（県が定める場合）



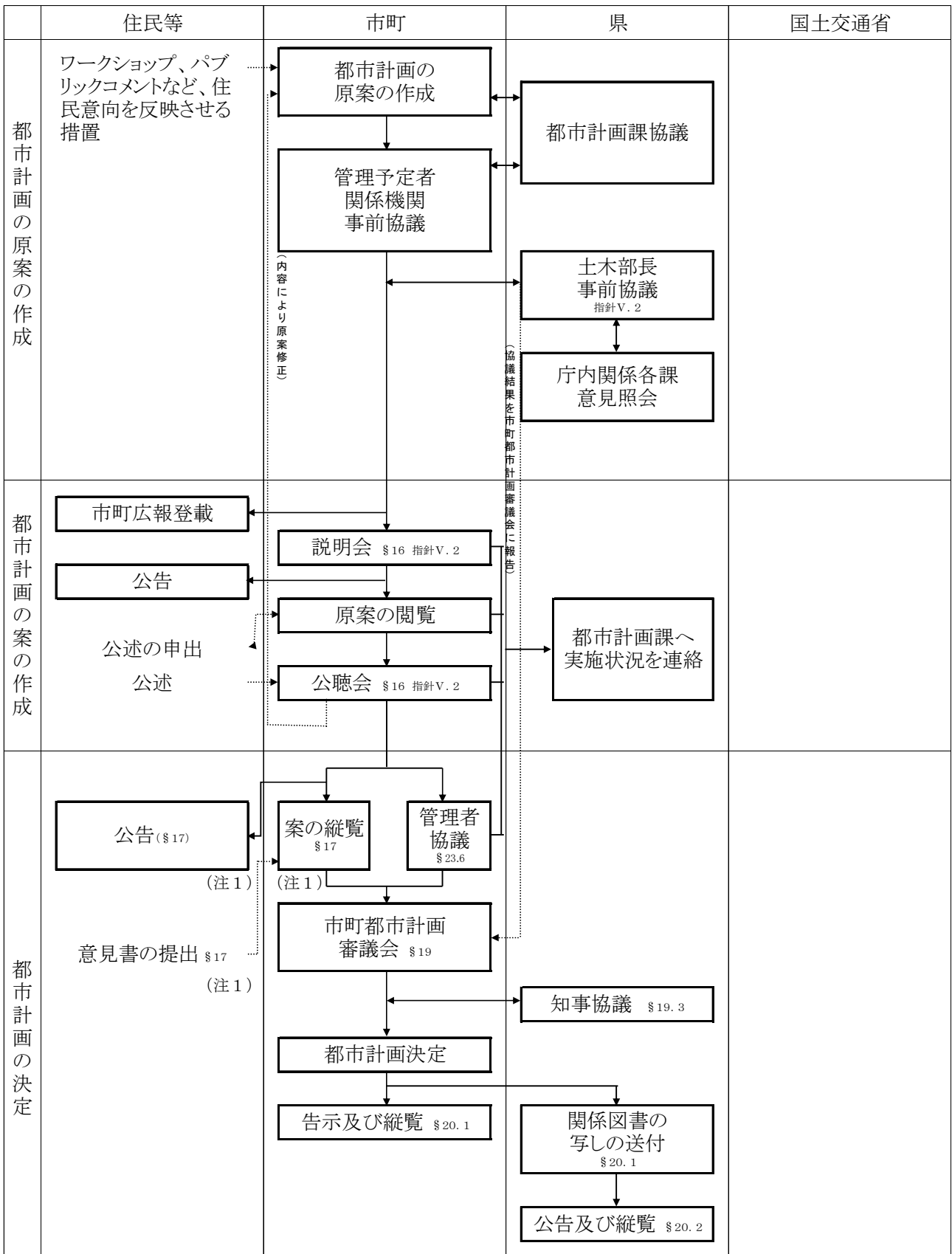
(注1) 名称のみの変更の場合には手続きを要しない。

(注2) 国土交通大臣の同意については、名称のみの変更又は位置、区域、面積、構造等の軽易な変更については手続きを要しない。



●都市計画決定の流れ（市町が定める場合）

香川県内では、都市計画区域を有する全ての市町（8市8町）が市町都市計画審議会を設置しています。



(注1) 名称のみの変更の場合には手続きを要しない。

(2) 環境影響評価

環境影響評価法、香川県環境影響評価条例（平成25年3月22日改正）に規定された対象事業規模以上の都市施設を都市計画に定める場合には、事業者に代わって都市計画決定権者が都市計画手続きと併せて環境影響評価を行うとされています。

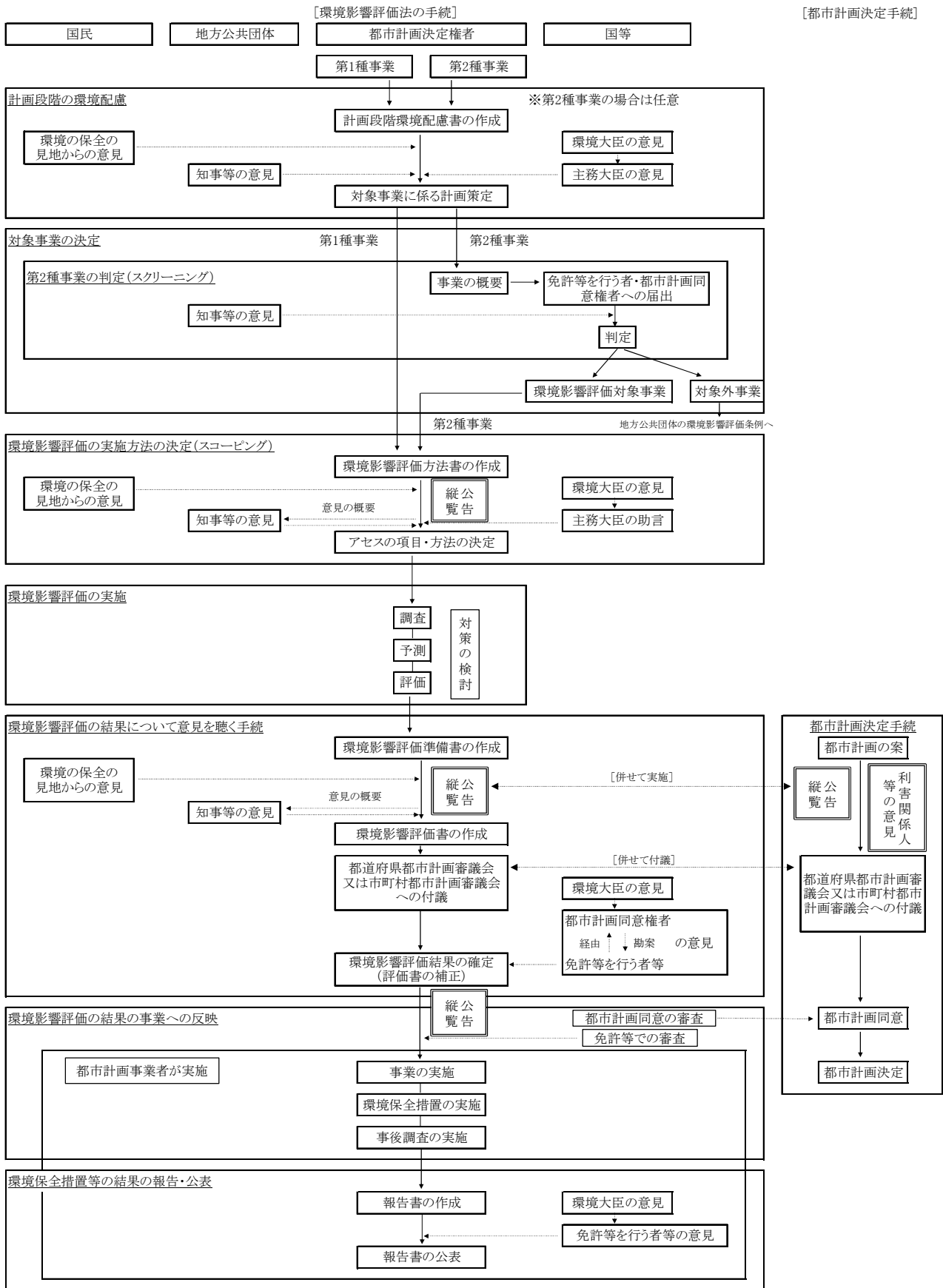
環境影響評価の対象となる事業の概要

対象事業の区分	環境影響評価法		香川県環境影響評価条例
	第1種事業	第2種事業	
<b>道路</b>			
高速自動車国道	すべて	—	—
首都高速道路など	4車線以上のもの	—	—
一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km～10km	4車線・7.5km以上
県道	—	—	4車線・7.5km以上
市町村道	—	—	4車線・7.5km以上
林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km～20km	—
その他の道路	—	—	4車線・7.5km以上
<b>河川</b>			
ダム	湛水面積100ha以上	75ha～100ha	75ha以上
堰	湛水面積100ha以上	75ha～100ha	—
放水路・湖沼開発	土地改変面積100ha以上	75ha～100ha	—
<b>鉄道</b>			
新幹線鉄道	すべて	—	—
鉄道	長さ10km以上	7.5km～10km	すべて（改良は7.5km以上）
軌道	長さ10km以上	7.5km～10km	—
<b>飛行場</b>	滑走路長2,500m以上	1,875m～2,500m	1,875m以上
<b>発電所</b>			
水力発電所	出力3万kW以上	2.25万kW～3万kW	—
火力発電所	出力15万kW以上	11.25万kW～15万kW	※工場・事業場に同じ
地熱発電所	出力1万kW以上	7,500kW～1万kW	—
原子力発電所	すべて	—	—
風力発電所	出力5万kW以上	3.75万kW～5万kW	5,000kW以上
太陽電池発電所	出力4万kW以上	3万kW～4万kW	※工場・事業場に同じ
<b>工場・事業場</b>			
（製造業、電気事業及びガス事業に係るもの）	—	—	面積20ha以上 又は排ガス10万m <sup>3</sup> /時以上 又は排水1万m <sup>3</sup> /日以上
<b>廃棄物処理施設</b>			
焼却施設	—	—	処理能力250t/日以上
し尿処理施設	—	—	処理能力200k1/日以上
最終処分場	面積30ha以上	25ha～30ha	25ha以上
<b>埋立て、干拓</b>	面積50ha超	40ha～50ha	40ha以上 （工場等の立地が予定されているもの又は鳥獣保護区等15ha以上）
<b>下水道終末処理場</b>	—	—	処理区域人口15万人以上
<b>土地区画整理事業</b>	面積100ha以上	75ha～100ha	75ha以上
<b>新住宅市街地開発事業</b>	面積100ha以上	75ha～100ha	—
<b>宅地の造成の事業</b>	面積100ha以上 （（独）中小企業基盤整備機構又は（独）都市再生機構が行うものに限る。）	75ha～100ha （（独）中小企業基盤整備機構又は（独）都市再生機構が行うものに限る。）	住宅用地30ha以上
<b>工業団地造成事業（※1）</b>	面積100ha以上	75ha～100ha	面積20ha以上 又は排ガス10万m <sup>3</sup> /時以上 又は排水1万m <sup>3</sup> /日以上
<b>新都市基盤整備事業</b>	面積100ha以上	75ha～100ha	—
<b>流通業務団地造成事業</b>	面積100ha以上	75ha～100ha	20ha以上
<b>レクリエーション施設用地造成事業</b>	—	—	20ha以上
<b>土石の採取</b>	—	—	20ha以上
<b>港湾計画（※2）</b>	埋立・掘込み面積の合計300ha以上	—	—
<b>その他</b>	—	—	上記に掲げる事業と同程度の影響を環境に及ぼすおそれがあるものとして知事が認める事業

※1 「宅地」には、住宅地以外にも工場用地なども含まれる。

※2 港湾計画については、特例の手続きを実施することとなる。

# 都市計画に定められる対象事業等に関する特例の手続きの流れ



### (3) 都市計画のマスタープラン

都市の長期的な展望を示すとともに、土地利用、都市施設、市街地開発事業等の都市計画の内容が連携し、総合的、一体的に効果を発揮するため、都市計画に関するマスタープランを定めることが重要です。

都市計画のマスタープランには、県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」と市町村が定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）」があります。

#### ① 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

都市計画区域マスタープランは、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的観点から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるものであり、当該都市の発展の動向や当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を示すものです。

平成12年の法改正に伴い創設された制度で、本県では、現在10の都市計画区域毎に10の都市計画区域マスタープラン（令和3年策定、改定）を都市計画に定めています。

#### ② 市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）

市町村都市計画マスタープランは、市町村議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想や都市計画区域マスタープランに即し、各市町村の区域を対象として、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が、より地域に密着した見地から、その創意工夫の下に、市町村の定める都市計画の方針を定める任意の計画です。

本県では、これまでに高松市（平成20年）、丸亀市（平成19年）、坂出市（平成31年）、善通寺市（平成26年）、観音寺市（平成21年）、さぬき市（平成17年）、三豊市（平成24年）、土庄町（令和4年）、三木町（平成25年）、宇多津町（平成16年）、綾川町（平成27年）、琴平町（平成30年）、多度津町（平成16年）の7市6町で策定されています。

### (4) 都市計画の制限

都市計画が定められると次のような制限が加えられ、目指すべき都市の将来像の実現が図られます。

- ① 都市計画区域における開発行為の制限
- ② 地域地区等の区域内における建築等の制限
- ③ 都市施設の区域や市街地開発事業の施行区域における建築等の制限、等

### (5) 都市計画事業

都市計画事業とは、都市計画に沿って認可又は承認を受けて行われる都市施設の整備に関する事業及び市街地開発事業です。原則として市町村が、知事の認可を受けて施行しますが、市町村が施行することが困難または不適當な場合などには、国や公団、県、公社、組合などが事業を行うことができます。



## 5. 都市計画区域と準都市計画区域

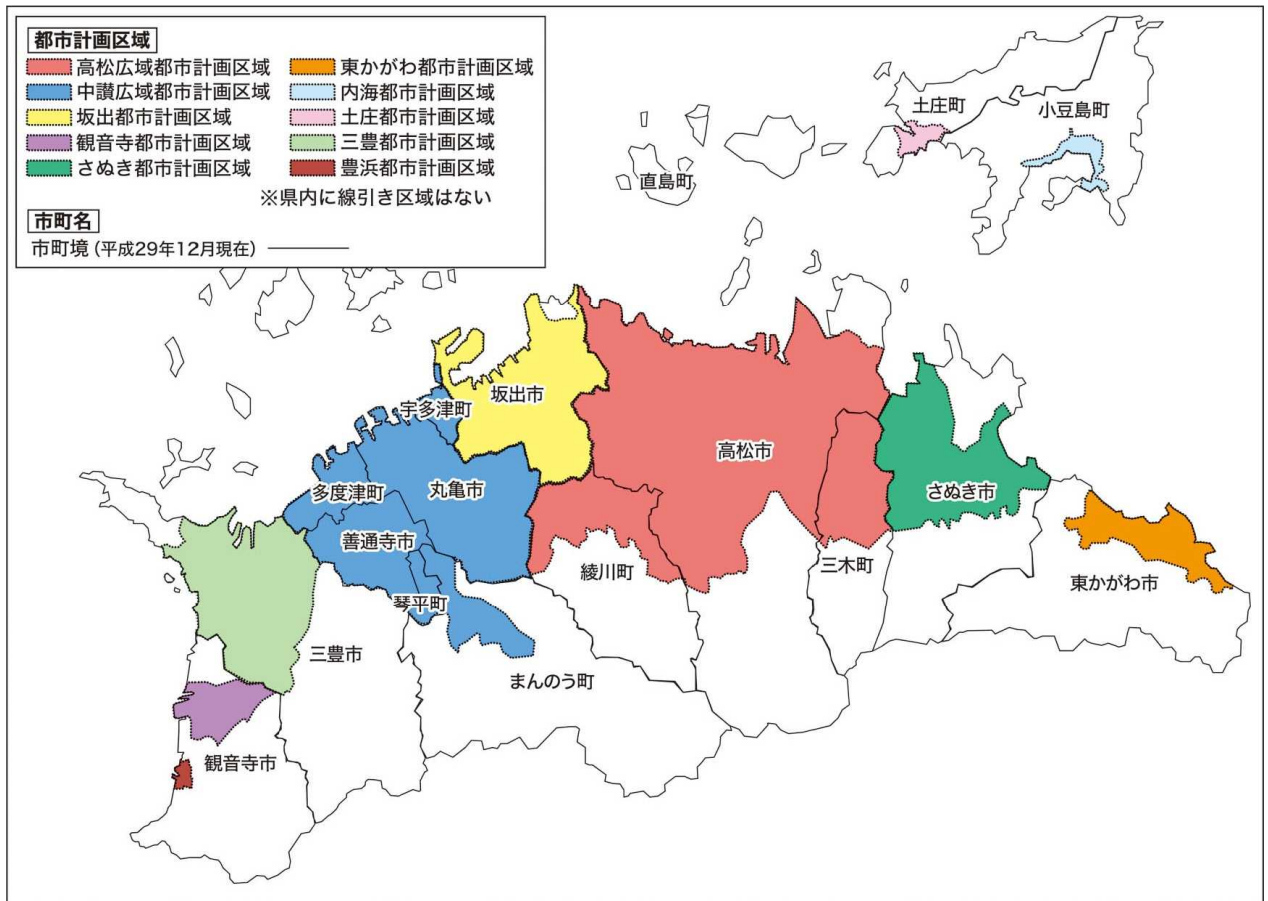
### (1) 都市計画区域

都市計画区域は、行政区域にとらわれず、実質上一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として、県が指定します。

都市計画区域においては、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、必要な都市計画が定められます。

現在、本県では、10の都市計画区域（8市8町）を指定しています。

### 都市計画区域の状況



### (2) 準都市計画区域

都市計画区域外においても、高速道路のインター周辺や幹線道路の沿道などを中心に大規模な開発、建築など、いわゆる都市的な土地利用が拡大しており、用途の無秩序な混在や良好な景観の喪失が進行しています。

これに対応するため、市町村は、都市計画区域外の区域で「準都市計画区域」を指定し、用途地域、風致地区等の土地利用の整序のために必要な都市計画を定めることができます。ただし、都市として積極的な整備を進める都市計画区域とは異なり、都市施設や市街地開発事業に関する都市計画を定めることはできません。また、開発許可制度や建築確認制度については、基本的に都市計画区域内と同様に適用されます。

本県では、これまでに準都市計画区域の指定は行われていません。

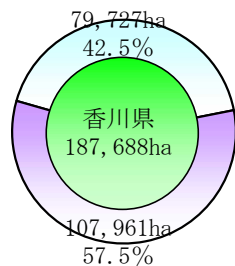
(3) 都市計画区域の指定 (10 都市計画区域、8 市 8 町)

都市計画区域名	市町名	行政区域		都市計画区域		当初指定年月日	最終指定年月日	摘要
		面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)			
高松広域	高松市	37,554	417,496	24,112	406,898	T15.5.19	H16.5.17	行政区域の一部
	三木町	7,578	26,878	3,498	25,669	H3.1.11		〃
	綾川町	10,975	22,693	3,847	17,799	H10.8.11		〃
	小計	56,107	467,067	31,457	450,366			1市2町
中讃広域	丸亀市	11,183	109,513	8,835	108,983	T15.5.19	H16.5.17	行政区域の一部
	善通寺市	3,993	31,631	3,993	31,631	S9.12.13		全域
	宇多津町	810	18,699	810	18,699	S8.12.9		〃
	琴平町	847	8,468	847	8,468	S9.11.27		行政区域の一部
	多度津町	2,439	22,445	1,971	22,363	S9.11.27		全域
	まんのう町	19,445	17,401	2,048	9,136	S9.11.27		行政区域の一部
	小計	38,717	208,157	18,504	199,280			2市4町
坂出	坂出市	9,249	50,624	8,769	50,002	S9.11.27	H16.5.17	行政区域の一部
観音寺	観音寺市	11,783	57,438	1,728	28,400	S9.8.15	S44.2.20	〃
豊浜				265	4,427	S9.8.15		
さぬき	さぬき市	15,862	47,003	7,181	41,364	S9.11.27	H16.5.17	〃
東かがわ	東かがわ市	15,286	28,279	2,110	21,588	S8.12.9	H16.5.17	〃
三豊	三豊市	22,270	61,857	8,504	45,126	S8.12.9	R3.5.31	〃
土庄	土庄町	7,434	12,846	482	7,088	S9.2.6	S43.12.23	〃
内海	小豆島町	9,559	13,870	796	7,961	S19.5.30	S43.9.16	〃
-	直島町	1,421	3,103	-	-	-	-	-
合計		187,688	950,244	79,796	855,602			8市8町

注) 行政区域面積は令和5年10月1日国土地理院調べ。  
 人口は令和2年の国勢調査による。  
 都市計画区域面積は令和6年1月31日現在。  
 都市計画人口は令和2年の国勢調査による。

都市計画区域面積比較

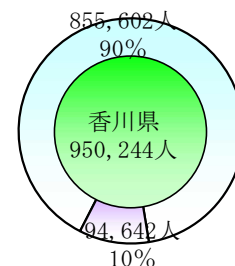
都市計画区域内面積



都市計画区域外面積  
令和6年1月31日現在

都市計画区域内人口比較

都市計画区域内人口



都市計画区域外人口  
令和2年10月1日現在

6. 都市計画決定状況（10 都市計画区域、8 市 8 町）

（令和6年3月31日現在）

都市計画区域名		高松広域			中 讃 広 域					坂	観	豊	さ	東	三	内	土		
		高	三	綾	丸	善	宇	ま	琴	多	坂	観	豊	さ	東	三	内	土	
種別	市町名	高	三	綾	丸	善	宇	ま	琴	多	坂	観	豊	さ	東	三	内	土	
		松	木	川	亀	通	多	んの	平	度	出	音	浜	ぬ	か	豊	海	庄	
		市	町	町	市	市	町	町	町	町	市	市	市	市	市	市	町	町	
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 （都市計画区域マスタープラン）		○			○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	
市町村の都市計画に関する基本的な方針 （市町村マスタープラン）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
地 域 地 区	用 途 地 域	第一種低層住居専用地域	○		○					○	○	○		○	○				
		第二種低層住居専用地域	○		○														
		第一種中高層住居専用地域	○			○	○	○			○	○	○		○				
		第二種中高層住居専用地域	○		○	○	○				○	○			○	○			
		第一種住居地域	○		○	○	○	○			○	○	○		○	○			
		第二種住居地域	○			○	○	○			○	○	○		○				
		準住居地域	○		○	○	○				○	○							
		田園住居地域																	
		近隣商業地域	○		○	○	○	○			○	○	○		○	○			
		商業地域	○		○	○	○	○			○	○	○		○				
		準工業地域	○			○	○	○			○	○	○		○	○			
		工業地域	○			○	○				○	○	○		○				
		工業専用地域	○			○		○			○								
	特別用途地区	○			○	○	○			○	○								
	特定用途制限地域	○			○	○	○			○				○					
	高度地域				○														
	高度利用地区	○			○														
	都市再生特別地区	○																	
	防火地域	○										○							
	準防火地域	○			○	○					○				○				
風致地区	○			○		○			○	○					○				
駐車場整備地区	○			○						○									
臨港地区	○			○					○	○	○	○	○	○	○	○	○		
促進 区域	市街地再開発促進区域				○														
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域									○									
都 市 施 設	交 通	道路	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		駅前広場等	○			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			
		都市高速鉄道	○			○		○			○								
		駐車場	○			○				○									
	公 園	自動車ターミナル	○																
		公園			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		緑地	○			○		○	○		○	○							
		墓園	○			○								○	○				
	下 水 道	公共空地	○								○								
		流域下水道	○		○	○	○	○	○	○	○								
		公共下水道	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	
		都市下水道	○									○			○	○		○	
	供 給 処 理 施 設	汚物処理場	○								○	○							
ごみ焼却場		○					○		○				○						
ごみ処理場		○			○	○			○	○									
市と畜葬場		○			○									○					
河 川 其 他	火葬場	○	○	○	○	○	○							○	○				
	河川														○	○			
	社会福祉施設	○																	
市 街 地 開 発 事 業	行政	○																	
	区画整理	○					○	○		○					○	○	○		
	事業	○					○				○			○	○	○			
地区計画等	市街地再開発事業	○																	
地区計画	地区計画	○			○					○									

## Ⅱ 土地利用

### 1. 土地利用について

都市地域への人口と産業の集中は、都市の活性化をもたらす一方で無秩序な市街地の拡大を進め、都市機能の低下や都市環境の悪化等の都市問題をもたらしつつあります。本来、都市は、住居、商店、工場、事務所等の各種の用途の異なる建物が集まり形成されるものですが、各種用途の混在化の放置や無計画な市街地の拡大が快適な都市生活を営む上で障害となることは明らかです。

このような無秩序な市街地の拡大を抑制し、秩序ある市街地を形成するため、各都市の発展動向、特性に応じた土地利用計画を確立し、適切な規制により開発行為、建築行為を計画的に誘導していく必要があります。

土地利用に関する現行制度としては、市街化区域及び市街化調整区域（いわゆる線引き）、用途地域をはじめとする地域地区等の制度があります。

### 2. 市街化区域と市街化調整区域（区域区分）

都市の無秩序な市街化を防止し、効率的な都市環境の整備を進めるため、都市の発展の動向を勘案し、市街地として積極的に整備する区域（市街化区域）と、当分の間、市街化を抑制する区域（市街化調整区域）とに区分する制度であり、通常、線引き制度と言っています。

市街化区域内では市街地再開発事業や都市施設の整備を積極的に行うほか、民間の開発行為についても一定の基準にかなったものは許可されます。

一方、市街化調整区域では、農家等の特定の場合を除いて、開発行為、建築行為は原則として禁止されています。都市施設についても市街化を促進するおそれのある整備は、原則として行われません。

本県では、旧香川中央都市計画区域内の旧高松市、旧丸亀市、坂出市、旧牟礼町及び宇多津町において昭和 46 年から線引き制度を適用していましたが、今後大きな都市化が見込まれないことなどから、平成 16 年 5 月以降は、県下全ての都市計画区域で適用していません。



### 3. 地域地区

地域地区は、都市における土地利用の計画を実現していくための規制、誘導という役割を果たすものであり、住居の環境を保護し、商業、工業等の機能を維持増進させるように、また、都市内の景観風致が守られるように定められています。

#### (1) 用途地域

地域地区にはいくつかの種類がありますが、基本となるのは用途地域であり、市街化区域内では少なくとも用途地域を定めることとなっています。また他の地域地区と組み合わせて定めることにより、よりきめ細やかな規制と誘導を図ることが出来ます。

用途地域には次の13種類があります。

#### 第一種低層住居専用地域



#### 低層住宅の良好な環境を守るための地域

- ①住宅のほか、学校、公衆浴場、診療所、事務所・店舗等の部分の床面積が50㎡以内の一定の兼用住宅などが建てられます。  
工場、ぱちんこ屋、ホテル、事務所など良好な住環境をそこなう建物は建てられません。
- ②建物の高さは、10m以内(敷地内に一定規模以上の空地がある場合は12m以内)とされています。
- ③日照などの環境条件を確保するため、日影規制や北側斜線、道路斜線の制限があります。

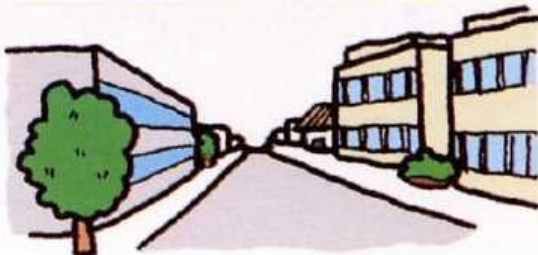
#### 第二種低層住居専用地域



#### 主に低層住宅の良好な環境を守るための地域

- ①住宅、学校、公衆浴場、診療所などのほか、床面積150㎡以内の一定の店舗、飲食店などが建てられます。  
工場、ぱちんこ屋、ホテル、事務所など良好な住環境をそこなう建物は建てられません。
- ②建物の高さは、10m以内(敷地内に一定規模以上の空地がある場合は12m以内)とされています。
- ③日照などの環境条件を確保するため、日影規制や北側斜線、道路斜線の制限があります。

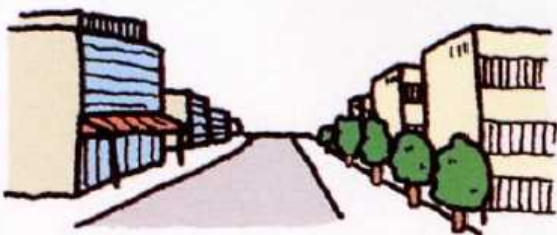
#### 第一種中高層住居専用地域



#### 中高層住宅の良好な環境を守るための地域

- ①住宅、大学、病院などのほか、床面積500㎡以内の一定の店舗、飲食店などが建てられます。  
工場、ぱちんこ屋、ホテル、事務所など良好な住環境をそこなう建物は建てられません。
- ②日照などの環境条件を確保するため、日影規制や隣地斜線、道路斜線の制限があります。

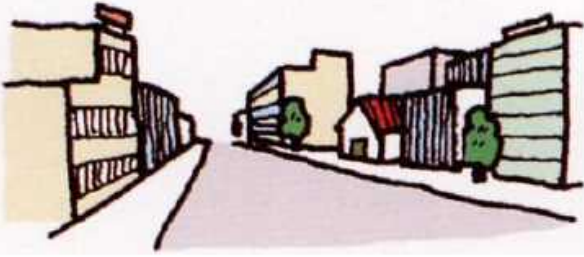
#### 第二種中高層住居専用地域



#### 主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域

- ①住宅、大学、病院などのほか、床面積1,500㎡以内の一定の店舗、事務所などが建てられます。  
工場、ぱちんこ屋、ホテル、事務所など良好な住環境をそこなう建物は建てられません。
- ②日照などの環境条件を確保するため、日影規制や隣地斜線、道路斜線の制限があります。

## 第一種住居地域



### 住居の環境を守るための地域

- ①住宅、大学、病院などのほか、床面積 3,000 m<sup>2</sup>以内の一定の店舗、事務所・ホテル、ボウリング場、自動車教習所などが建てられます。工場、ぱちんこ屋など住環境をそこなう建物は建てられません。
- ②日照などの環境条件を確保するため、日影規制や隣地斜線、道路斜線の制限があります。

## 第二種住居地域



### 主に住居の環境を守るための地域

- ①住宅、店舗、病院、事務所などのほか、ぱちんこ屋、カラオケボックスなどが建てられます。工場、キャバレーなど住環境をそこなう建物は建てられません。
- ②日照などの環境条件を確保するため、日影規制や隣地斜線、道路斜線の制限があります。

## 準住居地域



### 道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域

- ①住宅、店舗、事務所、ぱちんこ屋などのほか、倉庫業の倉庫、作業場の床面積 150 m<sup>2</sup>以内の自動車修理工場、小規模の映画館などが建てられます。工場、キャバレーなど住環境をそこなう建物は建てられません。
- ②日照などの環境条件を確保するため、日影規制や隣地斜線、道路斜線の制限があります。

## 田園住居地域



### 農業と調和した低層住宅の環境を守るための地域

- ①住宅、学校、公衆浴場、診療所などのほか、床面積 150 m<sup>2</sup>以内の一定の店舗、飲食店などが建てられます。
- ②上記に加え、農産物の生産、集荷処理施設や農産物の直売所などが建てられます。



## 近隣商業地域



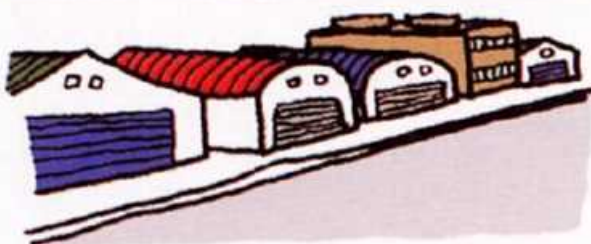
## 商業地域



## 準工業地域



## 工業地域



## 工業専用地域



### 近隣の住民が日用品の買い物をする店舗等の利便を増すための地域

- ①店舗、事務所などのほか、危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場などが建てられます。工場、キャバレーなど住環境をそこなう建物は建てられません。
- ②隣地斜線、道路斜線の制限があります。

### 銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業業務等の利便を増すための地域

- ①店舗、事務所などのほか、危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場などを除いて、ほとんど何でもが建てられます。
- ②隣地斜線、道路斜線の制限があります。

### 主に軽工業等の環境悪化のおそれのない工業の業務の利便を図る地域

- ①店舗、事務所などのほか、危険性が大きいかまたは著しく環境を悪化させるおそれがある工場などを除いて、ほとんど何でもが建てられます。
- ②隣地斜線、道路斜線の制限があります。

### 主として工業の業務の利便を増すための地域

- ①店舗、事務所、工場などのほか、学校、病院、ホテルなどを除いて、ほとんど何でもが建てられます。
- ②隣地斜線、道路斜線の制限があります。

### 専ら工業の業務の利便を増すための地域

- ①事務所、工場などのほか、住宅、店舗等、学校、病院、ホテルなどを除いて、ほとんど何でもが建てられます。
- ②隣地斜線、道路斜線の制限があります。

用途地域の状況

(単位:ha) (令和6年3月31日現在)

都市計画区域 区域名	用途 都市名	第一種中層住居地域		第二種中層住居地域			第一種中高層住居地域	第二種中高層住居地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近商業地		商業地								準工業地	工業地	工業専用地	業用地	合計	当初決定年月日	最終決定年月日		
		最低	一層住居	最低	二層住居	15/10						20/10	20/10	30/10	隣	業	20/10	30/10	40/10	50/10	60/10								70/10	80/10
		容積率	6/10	8/10	10/10	6/10						6/10	6/10	6/10	6/10	6/10	8/10	8/10	8/10	8/10	8/10								8/10	8/10
高松広域	高松市	42	311	534	66	84	-	941	440	1,300	438	94	148	284	1.2	22	141	56	36	1.7	7.5	1,149	215	179	6,489	S48.12.11 県告705号	R4.1.28 市告57号			
	綾川町	-	-	-	-	-	18	-	21	21	-	6.5	23	-	-	21	-	-	-	-	-	-	-	-	111	H29.12.1 町告182号	H29.12.1 町告182号			
	小計	42	311	534	66	84	18	941	461	1321	438	101	171	284	1.2	43	141	56	36	1.7	7.5	1,149	215	179	6,600					
中讃広域	丸亀市	-	125	53	-	-	-	250	12	486	6.1	24	71	7.9	-	-	50	9.3	-	-	-	179	144	195	1,611	S48.12.11 県告705号	H31.3.5 市告1071号			
	善通寺市	-	-	-	-	-	-	95	38	120	21	4.1	32	32	-	-	17	-	-	-	-	81	16	-	456	S63.8.1 市告26号	R元.10.1 市告59号			
	宇多津町	-	-	-	-	-	-	72	-	171	8.6	7.5	18	-	-	-	38	-	-	-	-	148	-	66	529	S48.12.11 県告705号	H17.4.20 町告59号			
	多度津町	-	-	81	-	-	-	50	-	163	18	10	30	-	-	-	5.5	-	-	-	-	102	161	-	621	S61.3.20 町告8号	H24.9.28 町告38号			
	小計	-	125	134	-	-	-	467	50	940	54	46	151	40	-	-	111	9.3	-	-	-	510	321	261	3,217					
坂出	坂出市	-	-	79	-	-	-	25	107	345	83	10	8.4	21	-	-	60	7.5	-	-	-	422	124	602	1,893	S48.12.11 県告705号	R6.3.29 市告43号			
観音寺	観音寺市	47	-	63	-	-	-	58	13	182	29	-	6.4	-	-	-	37	8.7	-	-	-	123	88	-	655	S48.12.11 市告52号	R4.10.24 市告223号			
さぬき	さぬき市	-	-	60	-	-	-	13	56	120	19	-	28	-	-	-	-	-	-	-	-	90	89	-	475	H11.1.11 町告3号	H11.1.11 ※ 町告3号			
東かがわ	東かがわ市	-	-	5.0	-	-	-	-	45	53	-	-	18	-	-	-	5.0	-	-	-	-	50	-	-	176	H11.4.14 町告50号	H15.3.17 ※ 町告22号			
合計		89	436	875	66	84	18	1504	732	2961	623	156	383	345	1.2	43.0	353.5	81.5	36.0	1.7	7.5	2,344	837	1,042	13,016					

※平成16年5月17日名称変更



用途地域内の制限

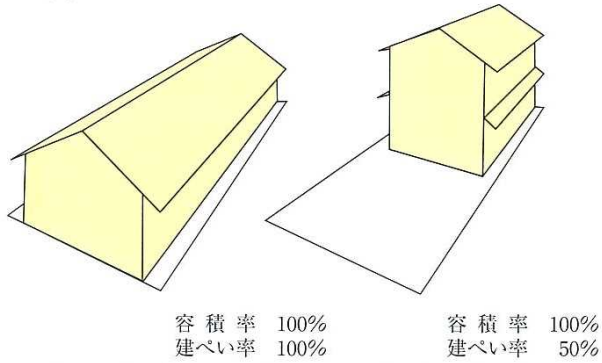
用途地域内における用途制限は下表のようになっております。一方、都市計画区域内においては、建築物の形態に関しても、用途地域に応じた容積率、建蔽率、高さ、斜線制限等の制限を受けることとなります。

用途地域内の建築物の用途制限	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	白地	備考
<p>建てられる用途</p> <p>建てられない用途</p> <p>①、②、③、④、⑤ 面積、階数等の制限あり</p> <p>① 一定規模以下のものに限り建築可能</p> <p>② 当該用途に供する部分が2階以下かつ1,500㎡以下の場合に限り建築可能</p> <p>③ 当該用途に供する部分が3,000㎡以下の場合に限り建築可能</p> <p>④ 当該用途に供する部分が10,000㎡以下の場合に限り建築可能</p> <p>⑤ 物品販売店舗、飲食店が建築禁止。</p>													
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅のうち店舗、事務所等の部分が一定規模以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
保育所等、公衆浴場、診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
老人福祉センター、児童厚生施設等	①	①	○	○	○	○	○	①	○	○	○	○	
巡査派出所、公衆電話所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
病院			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2階以下かつ床面積の合計が150㎡以内の一定の店舗、飲食店等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	⑤	○
2階以下かつ床面積の合計が500㎡以内の一定の店舗、飲食店等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	⑤	○
上記以外の店舗、飲食店				②	③	④	④	○	○	○	④	⑤	④
上記以外の事務所等				②	③	○	○	○	○	○	○	○	○
ボーリング場、スケート場、水泳場等				③	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ホテル、旅館				③	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車教習所、床面積の合計が15㎡を超える畜舎				③	○	○	○	○	○	○	○	○	○
マージャン屋、ばちこ屋、射的場、勝馬投票券発売所等						④	④	○	○	○	④	④	④
カラオケボックス等						④	④	○	○	○	④	④	④
2階以下かつ床面積の合計が300㎡以下の自動車車庫			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
営業用倉庫、3階以上又は床面積の合計が300㎡を超える自動車車庫(一定の規模以下の附属車庫等を除く)						○	○	○	○	○	○	○	○
客席部分の床面積の合計が200㎡未満の劇場、映画館、演芸場、観覧場						○	○	○	○	○	○	○	○
客席部分の床面積の合計が200㎡以上の劇場、映画館、演芸場、観覧場							○	○	○	○	○	○	○
劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、車券売場、勝舟投票券発売所に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの								○	○	○	○	○	○
キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等									○	○	○	○	○
個室付浴場業に係る公衆浴場等									○	○	○	○	○
作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ないもの						○	○	○	○	○	○	○	○
作業場の床面積の合計が150㎡以下の自動車修理工場						○	○	○	○	○	○	○	○
作業場の床面積の合計が150㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが少ないもの								○	○	○	○	○	○
日刊新聞の印刷所、作業場の床面積の合計が300㎡以下の自動車修理工場								○	○	○	○	○	○
作業所の床面積の合計が150㎡を超える工場又は危険性や環境を悪化させるおそれがやや多いもの									○	○	○	○	○
危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場										○	○	○	○
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設						②	③	○	○	○	○	○	○
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が少ない施設									○	○	○	○	○
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量がやや多い施設										○	○	○	○
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が多い施設											○	○	○
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等													都市計画区域内においては都市計画決定が必要

注) 本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

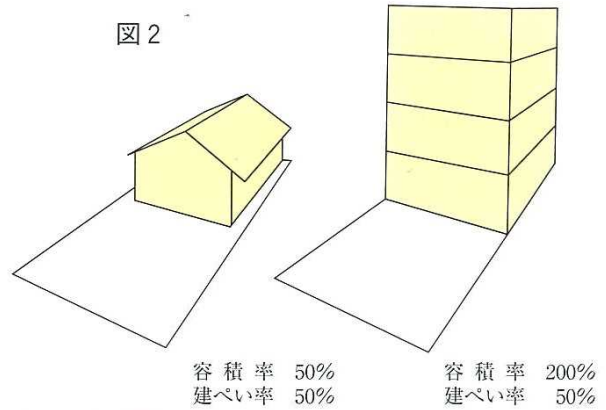
## ●容積率、建ぺい率

図 1



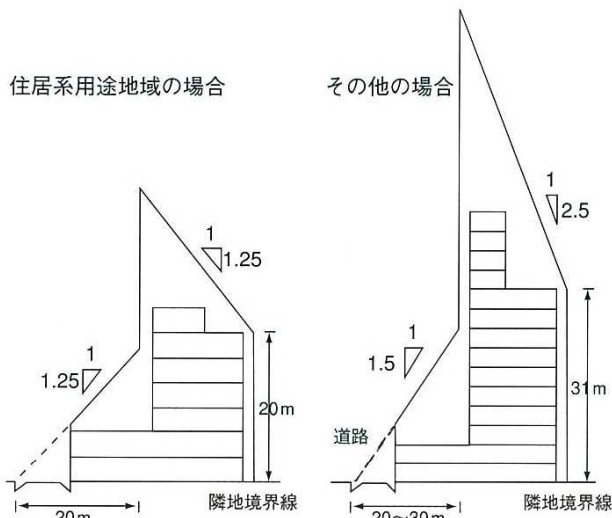
容積率は、建物の各階の床面積の合計の敷地面積に対する割合（普通、%で表します。）のことを言います。たとえば、平屋で敷地いっぱいに建てるのと敷地の半分を使って2階建てを建てるのでは、容積率は同じ100%です（図1）

図 2

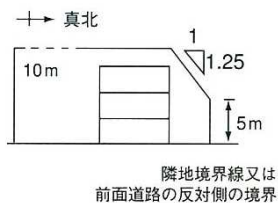


建ぺい率は、建物の建築面積（通常の場合、いわゆる建て坪と同じです。）の敷地面積に対する割合（普通、%で表します。）のことを言います。これは、建物が敷地を覆う割合であり、同じ敷地で建て坪が同じであれば階数に関係各建ぺい率は同じです。（図2）

## ●高さ制限の例

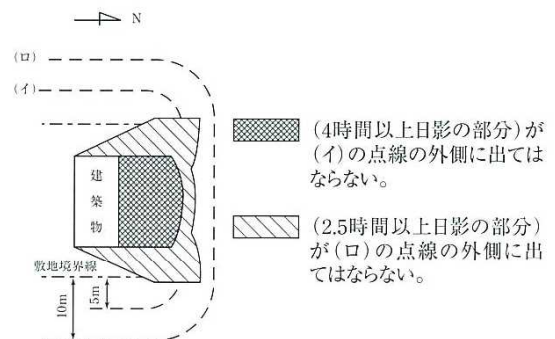


### 北側斜線・絶対高さ (第1種・第2種低層住居専用地域)

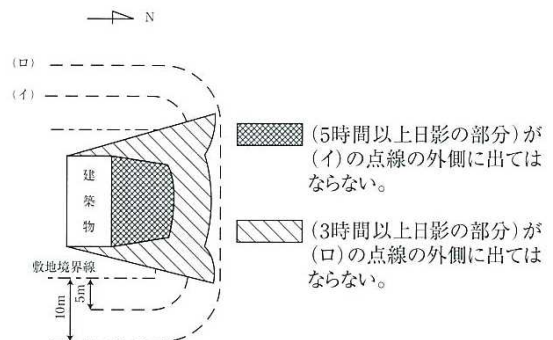


## ●日影規制

第一種低層住居専用地域 } 平均地盤面から高さ1.5mの水平  
第二種低層住居専用地域 } 面における冬至日の日影  
第一種中高層住居専用地域 } 平均地盤面から高さ4mの水平  
第二種中高層住居専用地域 } 面における冬至日の日影



第一種住居地域 } 平均地盤面から高さ4mの水平面に  
第二種住居地域 } における冬至日の日影  
準住居地域 }



(2) 用途地域以外の地域地区

用途地域以外の地域地区としては、特別用途地区、風致地区などがありますが、本県で定められているのは次のとおりです。

① 特別用途地区

特別用途地区は、用途地域内において特別の目的からする土地利用の増進、環境の保護等を図るため定める地区であり、本県では、高松市、丸亀市、宇多津町、多度津町及び坂出市において大規模集客施設制限地区を、丸亀市において事務所地区を、また、善通寺市において都市福利施設誘導地区を指定しています。

(令和6年3月31日現在)

都市計画区域名	都市名	特別用途地区	面積	計画決定年月日 告示番号	最終変更年月日 告示番号
高松広域	高松市	大規模集客施設制限地区	1149 ha	H19.11.30 市告1042号	R4.1.28 市告58号
中讃広域	丸亀市	事務所地区	8.5 ha	S42.3.11 建告509号	H14.12.20※ 市告225号
		大規模集客施設制限地区	30 ha	H20.3.31 市告1093号	同左
	善通寺市	都市福利施設誘導地区	23.4 ha	R元.10.1 市告60号	同左
	宇多津町	大規模集客施設制限地区	20 ha	H20.3.31 町告38号	同左
	多度津町	大規模集客施設制限地区	39 ha	H20.3.31 町告18号	同左
坂出	坂出市	大規模集客施設制限地区	193 ha	H20.3.31 市告30号	R6.3.29 市告47号

※平成16年5月17日名称変更

② 特定用途制限地域

特定用途制限地域は、用途白地地域において、良好な環境の形成又は保持のため、地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の用途の建築物等の立地を規制するものです。本県では、5市1町において指定しています。

(令和6年3月31日現在)

都市計画区域名	都市名	特定用途制限地域	面積(ha)	計画決定年月日 告示番号	最終変更年月日 告示番号
高松広域	高松市	幹線沿道Ⅰ型	476	H16.5.17 高松市告320号 牟礼町告34号 国分寺町告91号	R6.1.31 市告70号
		幹線沿道Ⅱ型	467		
		一般・環境保全型	13,556		
		小計	14,498		
中讃広域	丸亀市	幹線沿道一般型	891	H16.5.17 市告106号	同左
		一般環境保全型	1,871		
		小計	2,762		
	善通寺市	幹線沿道一般型	39	H18.4.1 市告26号	同左
	宇多津町	幹線沿道居住型	10	H16.5.17 町告81号	同左
		居住環境保全型	268		
小計		278			
坂出	坂出市	幹線沿道一般型	333	H16.5.17 市告56号	R6.3.29 市告48号
		一般環境保全型	6,543		
		小計	6,876		
さぬき	さぬき市	都市機能集積地区	54	R5.6.1 市告118号	同左
		一般居住地区	66		
		小計	120		
合計			24,573		

③ 高度地区

高度地区は、都市の合理的土地利用計画に基づき、将来の適正な人口密度、交通量その他都市機能に適応した土地の高度利用及び居住環境の整備を図るため、建築物の高さの最低限度を定める高度地区（最低限高度地区）と最高限度を定める高度地区（最高限高度地区）があります。本県では、丸亀市において最高限高度地区を指定しています。

(令和6年3月31日現在)

都市計画区域名	都市名	種類	面積	建築物の高さの 最高限度	計画決定 年月日 告示番号
中讃広域	丸亀市	高度地区 (丸亀城北側)	15 ha	25 m	H14.12.20※ 市告224号
		高度地区 (丸亀城東・南東側)	12 ha	15 m	H14.12.20※ 市告224号
	計		27 ha		

※平成16年5月17日名称変更

④ 高度利用地区

高度利用地区は、用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（容積率）の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度等を定める地区であり、本県では高松市及び丸亀市において指定しています。

(令和6年3月31日現在)

都市計画区域名	都市名	区域名	面積	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	計画決定年月日告示番号	
高松広域	高松市	片原町駅西・第3街区	ha 0.4	55/10	20/10	注1) 7/10	㎡ 200	H8.2.27※ 市告124号	
		注1) 建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあつては1/10を加えた数値とする。							
		大工町・磨屋町地区	ha 0.5	55/10	20/10	注2) 7/10	㎡ 200	H30.6.25 市告614号	
		注2) 建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあつては1/10、同条第5項第1号に該当する建築物にあつては2/10を加えた数値とする。							
中讃広域	丸亀市	丸亀駅前A、E地区	ha 0.5	50/10	20/10	注2) 8/10	㎡ 200	S54.11.26※ 市告94号	
		注2) 建築基準法第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物にあつては9/10とする。							

※平成16年5月17日名称変更

⑤ 都市再生特別地区

都市再生特別地区は、都市再生緊急整備地域において土地の合理的かつ健全な高度利用を行うことにより、都市の再生に貢献し、都市機能、環境及び安全性の維持向上を図るため、既存の用途地域等による制限を緩和することができるものです。本県では、高松市において指定しています。

(令和6年3月31日現在)

都市計画区域名	都市名	種類	面積(ha)	誘導すべき用途	容積率の最高限度	容積率の最低限度	建ぺい率の最高限度	建築面積の最低限度	高さの最高限度	壁面の位置制限	計画決定年月日告示番号		
高松広域	高松市	高松丸亀町商店街A街区	0.5	-	55/10	20/10	※1 7/10	200㎡	※2 高層部 36.5m	※4 1.0~1.5m	H16.4.13※ 県告263号		
									※2,3 低層部 16.5m				
		内町街区	1.0	-	50/10	20/10	※1 8/10	200㎡	※2 高層部 36.5m	※4 1.0~5.0m	H16.4.13※ 県告263号		
									※8 高層部 60.0m				
		高松丸亀町商店街G街区西	0.65	-	※5 46/10	20/10	※6,7 7/10	200㎡	※8 中層部 36.5m	※9,10 1.0~1.5m	H21.6.30 県告322号		
									※8 低層部 16.5m				
		高松丸亀町商店街G街区東	0.55	-	※5 65/10	20/10	※6,7 7/10	200㎡	※8 高層部 60.0m	※9,10 1.0~1.5m	H21.6.30 県告322号		
									※8 中層部 36.5m				
		※8 低層部 16.5m											
		※1 建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあつては1/10、同条第5項第1号に該当する建築物にあつては2/10を加えた数値とする。 ※2 高さの算定は建築基準法施行令第2条第1項第6号に準ずる。 ※3 低層部は、道路中心線から10mの区域とする。 ※4 アーケード、渡り廊下は除く。 ※5 アーケード、渡り廊下(道路上空通路)、丸亀町栗林線に面したG街区東及び西の広場上空に設置された屋根は容積率の計算に含めない。 ※6 アーケード、アーケードに附属するもの、渡り廊下(道路上空通路)、丸亀町栗林線に面したG街区東及び西の広場上空に設置された屋根は建ぺい率の計算に含めない。 ※7 商業地域で、かつ、防火地域内にある耐火建築物(アーケードは除く)にあつては10分の2を加えた数値とする。 ※8 建築物の高さは建築基準法施行令第2条第1項第6号に準じ、地盤面からの高さとし、この他、アーケード、アーケードに附属するもの、渡り廊下(道路上空通路)並びに丸亀町栗林線に面したG街区東及びG街区西の広場上空に設置される屋根、消防活動上必要な施設は付帯施設を含め建築物の高さ制限から除く。 ※9 アーケード、アーケードに附属するもの、渡り廊下(道路上空通路)並びに丸亀町栗林線に面したG街区東及びG街区西の広場上空に設置された屋根並びに防犯上有効な照明施設、ひさし、消防活動上必要な施設については付帯施設を含め、この規定を適用しない。 ※10 壁面の位置の制限により建築物が後退した区域においては、かき、さく、塀、門、広告物、看板、自動販売機その他これらに類する歩行者の通行の妨げとなるような工作物を設置してはならない。											

※平成16年5月17日名称変更

⑥ 防火地域及び準防火地域

都市の防災対策として、市街地の中の中心部で特に土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区を指定し、建築基準法により建築材料、構造等の規制を行い、市街地における火災の危険を防除するものです。

(令和6年3月31日現在)

都市計画区域名	都 市 名	防火地域 (ha)	準防火地域 (ha)	計 (ha)	計画決定年月日 告示番号	最終変更年月日 告示番号
高松広域	高松市	17.5	252.5	270.0	S24.7.12 建告678号	H7.12.8※ 市告844号
中讃広域	丸亀市	-	124.7	124.7	S26.11.27 建告1002号	同左※
	善通寺市	-	17.0	17.0	S63.8.1 市告27号	同左※
坂出	坂出市	4.1	163.0	167.1	S26.11.27 建告1003号	H4.9.21※ 市告59号
東かがわ	東かがわ市	-	5.0	5.0	H11.4.14 町告51号	同左※
計		21.6	562.2	583.8		

※平成16年5月17日名称変更

⑦ 風致地区

都市における良好な自然的景観を形成している土地についてその風致を維持、育成し、環境保全を図るため、風致地区内の建築、宅地造成等の行為について都市計画法第58条の規定による県や市町の条例に基づき、周辺の土地の風致と調和するよう許可制度の規制が行われています。

(令和6年3月31日現在)

都市計画区域名	名称	都 市 名	位 置	面積 (ha)	計画決定年月日 告示番号	最終変更年月日 告示番号
高松広域	高松	高松市	紫雲山、峰山、稲荷山、 西方寺一帯	230	S6.5.25	H16.5.17 県告348号
中讃広域	桃陵	多度津町	桃陵公園の一部と周辺部の一部	17	S11.12.23 内告678号	H16.5.17 県告349号
	聖通寺山	宇多津町	常盤公園一帯	33	S14.1.10 内告3号	H16.5.17 県告349号
	角山		角山一帯	14	H16.5.17 県告349号	同左
	青ノ山	丸亀市	青ノ山一帯	86	H16.5.17 県告349号	同左
50						
坂出	聖通寺山	坂出市	常盤公園一帯	39	S11.12.23 内告676号	H16.5.17 県告350号
	角山		角山一帯	29	H16.5.17 県告350号	同左
	金山		金山一帯	112	H16.5.17 県告350号	同左
	常山		常山一帯	78	H16.5.17 県告350号	同左
	笠山		笠山一帯	15	H16.5.17 県告350号	同左
観音寺	琴弾	観音寺市	琴弾公園、興昌寺一帯	90.79	S11.12.23 内告679号	同左
三豊	妙見山	三豊市	妙見山一帯	155	S11.12.23 内告680号	H16.5.17※ 県告351号
	四国山		四国山一帯	83	S11.12.23 内告680号	
	蔦島		大蔦島小蔦島全部	36	S11.12.23 内告680号	
合 計				1,067.79		

※R3.5.31名称変更



⑧ 駐車場整備地区

駐車場整備地区は、「駐車場法」に基づき商業地域、近隣商業地域、並びに小売店舗地区等の特別用途地区が定められた第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び準工業地域内において、自動車交通が著しくふくそうする地区又は当該地区の周辺の地域内において自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効果を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域について定められています。

(令和6年3月31日現在)

都市計画区域名	都市名	面積 (ha)	計画決定年月日 告示番号	最終変更年月日 告示番号
高松広域	高松市	267.3	S56.7.17 市告 159号	H7.12.8※ 市告 845号
中讃広域	丸亀市	45.0	S63.3.7 市告 13号	同左※
坂出	坂出市	78.0	H10.3.2 市告 18号	同左※
	計	390.3		

※平成16年5月17日名称変更

⑨ 臨港地区

港湾の円滑な管理、運営を図り、土地利用の合理化を進め、港湾機能を高めるため指定しています。

(令和6年3月31日現在)

都市計画区域名	都市名	名称	位置	面積 (ha)	分 区 内 容 (ha)								計画決定年月日 告示番号	最終変更年月日 告示番号
					商港区	特殊物産港区	工業港区	保安港区	漁港区	マリーナ港区	修景厚生港区	無分区		
高松広域	高松市	高松港臨港地区	高松市屋島地区、朝日地区、玉藻地区、西浜地区、弦打地区、香西地区、神在地区及び生島地区	281	52.1	4.0	123.8	14.4		1.1		85.1	S40.3.5 建告392号	R4.1.28 県告34号
		牟礼港臨港地区	高松市牟礼町大町字下川西、役戸の一部	8.0			1.9					6.1	S40.3.5 建告 404号	H28.3.4 市告 170号
		久通港臨港地区	高松市牟礼町牟礼字久通	0.6								0.6	S45.5.30 県告 669号	H23.5.10 市告 328号
		志度港臨港地区	高松市牟礼町原の一部	0.2								0.2	H28.3.4 市告 170号	H28.3.4 市告 170号
		立石港臨港地区	高松市屋島東町	4.5								4.5	H20.4.23 市告 345号	R6.1.31 市告 69号
		石場港臨港地区	高松市屋島東町	0.2								0.2	H23.5.10 市告 328号	同左
中讃広域	丸亀市	丸亀港臨港地区	丸亀市新堀地区、福島地区、昭和地区、新浜地区、西瀬河地区、中央ふ頭地区、東浜地区、下真島地区、蓬菜地区、富士見地区及び御供所地区	307.6	98.7		206.3	2.6					S40.3.5 建告 402号	H29.12.1 市告 1439号
		多度津町	多度津港臨港地区	多度津町多度津西組地区	6.0	1.7			0.4			3.9	S40.3.5 建告 398号	H18.10.27 町告 45号
坂出	坂出市	坂出港臨港地区	沙弥地区、番の州地区、沖の浜地区、西ふ頭地区、西瀬河地区、中央ふ頭地区、東浜地区、東瀬河地区、阿河浜地区、林田地区、総社地区、松ヶ浦地区	615	48.0		516.7	23.8	1.3		2.9	21.9	S40.3.5 建告 395号	R3.6.30 市告 123号
豊浜	観音寺市	観音寺港臨港地区	観音寺市観音寺町字加茂及び見卓の一部	26	4.0							22	S40.3.5 建告 400号	R4.10.24 市告 226号
		豊浜港臨港地区	観音寺市豊浜町姫浜字新屋敷地先、和田浜字高須賀地先	2.2	1.8							0.4	S40.3.5 建告 393号	H24.12.13 市告 190号
さぬき	さぬき市	津田港臨港地区	津田地区、鶴羽地区	7.7	3.4							4.3	S40.3.5 建告 394号	H17.7.4 市告39号
		志度港臨港地区	さぬき市志度の一部	1.7	0.5							1.2	S40.3.5 建告 403号	H24.3.2 市告 21号
東かがわ	東かがわ市	引田港臨港地区	東かがわ市引田の一部	0.8	0.3							0.5	S40.3.5 建告 399号	H19.3.13 市告22号
		白鳥港臨港地区	東かがわ市松原字新川、川東各字の一部	1.7	0.9							0.8	S40.3.5 建告 406号	H24.6.12 市告 69号
		三本松港臨港地区	東かがわ市三本松の一部	12	1.5		0.4	0.2				10.1	S40.3.5 建告 396号	H24.6.12 市告 69号
三豊	三豊市	詫間港臨港地区	水出地区、松下地区、宮ノ下地区、経面地区、ゴマジリ地区、香田地区	25	9.2		14.4		1.2			0.6	S40.3.5 建告 397号	H24.11.22 市告 337号
		仁尾港臨港地区	仁尾地区、萬島地区	10	5.9					4.0		0.2	H17.4.26 町告 33号	H24.11.22 市告 336号
内海	小豆島町	坂手港臨港地区	小豆島町坂手字浜の一部	1.6	1.4							0.2	S40.3.5 建告 401号	H24.3.30 町告 17号
		内海港臨港地区	苗羽地区、安田地区、草壁地区、水木地区	6.2	0.2		4.1					1.9	H24.3.30 町告 17号	R元.6.10 町告 56号
土庄	土庄町	土庄港臨港地区	大木戸地区、吉ヶ浦地区、大谷地区、洲崎・床鼻地区	5.6	3.9							1.7	S40.3.5 建告 405号	H23.1.28 町告 3号
		土庄東港臨港地区	土庄町字半ノ池、王子前、堀切各字の一部	1.8	1.5							0.3	S40.3.5 建告 405号	
	合計			1325	235	4.0	867.6	41.4	2.5	5.1	2.9	167		

#### 4. 促進区域

促進区域は、地域地区等に関する都市計画とともに、土地利用に関する計画として位置づけられますが、地域地区に関する都市計画が、その目的に応じて建築物や工作物に対して消極的に規制することにより良好な土地利用を実現しようとするものであるのに対し、主として土地所有者等に一定期間内に土地利用を実現することを義務づけて、その土地柄にふさわしく利用しなければならないという積極的な利用に向けさせる制度です。

本県で定められているのは次のとおりです。

##### (1) 市街地再開発促進区域

市街地再開発促進区域は、「都市再開発法」に基づき、市街地の計画的な再開発の実現を図ることが適切な土地について定めるもので、おおむね5年以内に区域内の再開発を促進する制度です。

(令和6年3月31日現在)

都市計画区域名	都市名	名称	位置	面積	計画決定年月日 告示番号
中 讃 広 域	丸 亀 市	丸 亀 駅 前 A 地 区 市街地再開発促進区域	丸 亀 市 浜 町	ha 0.13	S61.11.28※ 市告 127号

※平成16年5月17日名称変更

##### (2) 拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域

拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域は、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」(いわゆる拠点法)に基づき、市街地の計画的な整備の実現を図ることが適切な土地について定めるもので、区域内の土地区画整理事業を促進する制度です。

(令和6年3月31日現在)

都市計画区域名	都市名	名称	位置	面積	計画決定年月日 告示番号
坂 出	坂 出 市	坂 出 駅 南 口 拠点業務市街地整備 土地区画整理促進区域	坂 出 市 駒 止 町 1 丁 目、 元 町 1 丁 目、 谷 町 1 丁 目	ha 3.6	H8.3.1※ 市告 12号

※平成16年5月17日名称変更

### Ⅲ 都市施設

#### 1. 都市施設とは

道路、公園、下水道などの公共公益施設は私たちが安全で快適かつ機能的な日常生活や産業活動を行ううえで、必要不可欠な施設です。都市計画では、これらを都市施設として計画決定します。

#### 2. 交通施設

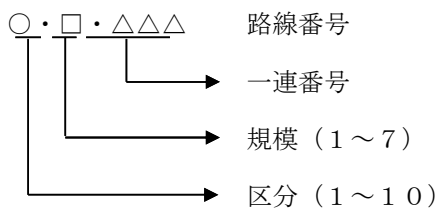
##### (1) 道路

道路は、都市の骨格を形成し、人、自動車、自転車などのための円滑な交通の場を提供することにより、都市交通ネットワークの中で最も重要な役割を果たすとともに、上下水道、電気、ガスなどの公共施設を収容し、震災、火災時に、消防活動の場、防火溝、避難路となり、日照、通風、レクリエーションのための公共空間を提供することなどの多目的な効用を発揮する都市の基盤的施設です。

##### ・道路の種別及び機能

自動車専用道路	都市高速道路、都市間高速道路、一般自動車道路等もっぱら自動車の交通の用に供する道路
幹線街路	都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路
区画街路	地区における宅地の利用に供するための道路
特殊街路	ア 専ら歩行者、自転車又は自転車及び歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路 イ 専ら都市モノレール等の交通の用に供する道路 ウ 主として路面電車の交通の用に供する道路

##### ・道路の名称



区分 (○)	1 : 自動車専用道路 3 : 幹線街路に相当するもの 7 : 区画街路 8 : 特殊街路アに相当する歩行者専用道、自転車専用道又は自転車歩行者専用道 9 : 特殊街路イに相当する都市モノレール専用道 10 : 特殊街路ウに相当する路面電車道
規模 (□)	1 : 幅員40m以上 2 : 幅員30m以上40m未満 3 : 幅員22m以上30m未満 4 : 幅員16m以上22m未満 5 : 幅員12m以上16m未満 6 : 幅員 8m以上12m未満 7 : 幅員 8m未満
一連番号 (△)	当該都市計画区域ごとに、区分ごとの一連番号を付する。

都市計画道路現況

(令和5年3月31日現在)

都市 計画 区域名	都市名	計 画								改 良 済					概 成 済					改良率
		自動車専用道路		幹線街路		区画・特殊街路		計		自動車専用道路	幹線街路	区画・特殊街路	画殊路	計	自動車専用道路	幹線街路	区画・特殊街路	画殊路	計	
		路線数	延長 km	路線数	延長 km	路線数	延長 km	路線数	延長 km											
高松広域	高松市	1	13.46	61	204.94	5	1.73	67	220.13	13.46	180.05	1.15	194.65	-	2.46	-	2.46	88.4		
	三木町	注1)	3.61	注2)	1.99	-	-	-	5.60	3.61	1.99	-	5.60	-	-	-	-	100.0		
	綾川町	-	-	注3)	1.47	-	-	-	1.47	-	1.47	-	1.47	-	-	-	-	100.0		
中讃広域	丸亀市	-	-	29	57.33	7	4.82	36	62.15	-	42.03	4.82	46.85	-	5.41	-	5.41	75.4		
	善通寺市	-	-	15	24.71	1	0.47	16	25.18	-	17.24	0.47	17.71	-	2.20	-	2.20	70.3		
	宇多津町	-	-	16	21.54	6	3.02	22	24.56	-	14.85	3.02	17.87	-	6.69	-	6.69	72.8		
	まんのう町	-	-	1	4.19	-	-	1	4.19	-	4.19	-	4.19	-	-	-	-	100.0		
	琴平町	-	-	5	2.91	-	-	5	2.91	-	2.66	-	2.66	-	-	-	-	91.4		
	多度津町	-	-	5	19.39	-	-	5	19.39	-	13.35	-	13.35	-	0.98	-	0.98	68.8		
坂出	坂出市	-	-	27	79.88	5	2.31	32	82.19	-	48.24	2.17	50.41	-	8.89	-	8.89	61.3		
観音寺	観音寺市	-	-	17	33.32	-	-	17	33.32	-	24.57	-	24.57	-	-	-	-	73.7		
豊浜	豊浜市	-	-	3	4.67	-	-	3	4.67	-	3.73	-	3.73	-	-	-	-	79.9		
さぬき	さぬき市	2	12.31	12	33.29	-	-	14	45.60	12.31	24.43	-	36.74	-	8.05	-	8.05	80.6		
東かがわ	東かがわ市	-	-	4	13.87	-	-	4	13.87	-	6.32	-	6.32	-	-	-	-	45.6		
三豊	三豊市	-	-	15	21.32	-	-	15	21.32	-	20.47	-	20.47	-	-	-	-	96.0		
内海	小豆島町	-	-	2	1.98	-	-	2	1.98	-	1.98	-	1.98	-	-	-	-	100.0		
土庄	土庄町	-	-	6	8.15	-	-	6	8.15	-	4.31	-	4.31	-	1.96	-	1.96	52.9		
合 計		3	29.38	218	534.95	24	12.35	245	576.68	29.38	411.88	11.63	452.88	-	36.64	-	36.64	78.5		

注1) 高松広域都市計画道路 1・4・101三木高松線の三木区間  
 注2) 高松広域都市計画道路 3・1・101三木高松国分寺線の三木区間  
 注3) 高松広域都市計画道路 3・2・103錦町国分寺綾南線の綾川区間

都市計画道路一覧表

高松広域都市計画区域 高松市

(令和6年3月31日現在)

番号	名称 路線名	位置		車線数	代表幅員	延長	当初決定年月日 最終決定年月日	当初告示番号 最終告示番号	備考
		起点	終点						
1・4・101	三木高松線	三木町大字井上字小谷	高松市中間町	4	20.5	17,070	H元.6.2 H14.3.12	県告 県告 568号 143号	※ ※5 三木町を含む
3・1・101	三木高松国分寺線	三木町大字井上字北地	高松市国分寺町国分字新開	6	40	19,820	S53.12.21 H28.11.4	県告 県告 1104号 334号	※ ※5※8 三木町を含む 駅前広場5,760㎡
3・2・102	中新町詰田川線	高松市中新町	高松市木太町	6	30	2,330	S21.6.5 S23.11.25	戦災復興院告 建告 39号 184号	※ ※2※4※5
3・2・103	錦町国分寺綾南線	高松市錦町二丁目	綾川町陶字宮敷	4	30	13,670	S21.6.5 R元.12.24	戦災復興院告 県告 39号 209号	※ ※4※5※8 綾川町を含む
3・3・104	高松港岩崎線	高松市浜ノ町	高松市香南町岡字清水	4	25	14,630	S21.6.5、S59.9.1 H18.6.2	戦災復興院告 県告 39号、県告655-656号 457号	※
3・3・105	屋島西宝線	高松市高松町	高松市西宝町一丁目	4	22	8,340	S21.6.5 S53.10.5	戦災復興院告 県告 39号 845号	※ ※4※5※6
3・3・106	室町新田線	高松市室町	高松市新田町字本村	4	22	5,680	S21.6.5 H5.12.7	戦災復興院告 県告 39号 1085号	※ ※4※5
3・3・107	木太鬼無線	高松市木太町字小原	高松市鬼無町藤井	4	22	7,540	S39.2.25 H26.3.25	建告 市告 304号 216号	
3・3・108	屋島東山崎線	高松市屋島西町字新浜	高松市東山崎町字西原	4	25	6,130	S44.5.20 H11.4.30	建告 県告 2601号 376号	※ ※5
3・3・109	福岡三谷線	高松市福岡町三丁目	高松市三谷町字中原	4	22	7,440	S21.6.5 H14.3.12	戦災復興院告 県告 39号 143号	※ ※5
3・3・110	福岡多肥上町線	高松市福岡町三丁目	高松市多肥上町字宮尻	4	22	6,000	S21.6.5 H3.11.1	戦災復興院告 県告 39号 811号	※ ※4※5
3・3・111	朝日町仏生山線	高松市朝日町二丁目	高松市仏生山町	4	22	7,940	S21.6.5 R5.3.30	戦災復興院告 市告 39号 211号	※ ※2※4※5
3・3・149	成合六条線	高松市成合町字原	高松市六条町字上川東	4	25	6,550	H3.11.1 R3.12.17	県告 市告 811号 877号	※ ※4※5 駅前広場5,020㎡
3・4・112	高松海岸線	高松市新田町字本村	高松市亀水町	4	20	18,200	S21.6.5 H31.3.5	戦災復興院告 県告 39号 58号	※ ※4※5
3・4・113	天神前瓦町線	高松市番町一丁目	高松市瓦町二丁目	2	20	750	S21.6.5 S23.11.25	戦災復興院告 建告 39号 184号	※2※4※5
3・4・114	郷東香南線	高松市郷東町字新開	高松市香南町由佐	4	20	15,560	S39.2.25 H29.12.1	建告 県告 304号 350号	※ ※4※5
3・4・115	高松港海岸線	高松市玉藻町	高松市城東町一丁目	2	18	1,380	S21.6.5 H17.3.8	戦災復興院告 県告 39号 133号	※
3・4・116	片原町沖松島線	高松市兵庫町	高松市福岡町三丁目	2	18	2,400	S21.6.5 S33.3.12	戦災復興院告 建告 39号 309号	※2※4※5
3・4・117	中新町鬼無線	高松市中新町	高松市鬼無町藤井	2	18	5,660	S21.6.5 S42.11.24	戦災復興院告 建告 39号 3910号	※ ※2※4※5※6
3・4・118	東浜港花ノ宮線	高松市通町	高松市桜町二丁目	2	18	2,380	S40.12.27 S52.11.22	建告 県告 3472号 824号	※ ※2※4※5※6
3・4・119	魚屋町栗林線	高松市北浜町	高松市藤塚町二丁目	2	18	2,000	S21.6.5 S34.3.14	戦災復興院告 建告 39号 299号	※2※4※5 駅前広場3,970㎡
3・4・121	今里上福岡線	高松市今里町一丁目	高松市上福岡町	2	16	640	S45.10.15 同上	県告 1108号	※2※4※5
3・4・122	郷東檀紙西線	高松市郷東町乾新開	高松市鶴町本村	2	16	2,540	S39.2.25 S41.5.31	建告 建告 304号 1685号	※2※4※5
3・4・123	香西東臨港線	高松市香西本町	高松市鬼無町藤井	2	16	2,380	S39.2.25 H7.8.4	建告 県告 304号 566号	※4※5
3・4・142	伏石大池線	高松市伏石町字麿紋洞	高松市木太町字東原	2	16	1,540	S61.3.28 同上	県告 332号	※4※5
3・4・143	太田下町林線	高松市太田下町字松ノ木	高松市林町字西原	2	16	1,070	S61.3.28 R5.3.30	県告 市告 332号 211号	※4※5
3・4・150	屋島中町線	高松市屋島中町字内畑	高松市屋島中町字新馬場	2	16	350	H3.12.13 同上	県告 902号	※4※5
3・4・151	高松駅前線	高松市寿町一丁目	高松市西の丸町	2	20	350	H4.12.11 同上	県告 845号	※ ※4※5 駅前広場14,100㎡
3・4・158	香西東町線	高松市香西東町	高松市香西南町	2	16	570	H7.8.4 同上	県告 566号	※4※5
3・4・159	高松駅南線	高松市寿町一丁目	高松市浜ノ町	2	16	250	H6.12.6 H24.8.8	県告 市告 841号 572号	交通広場4,600㎡
3・4・160	新牟礼庵治線	高松市牟礼町牟礼字川原	高松市牟礼町牟礼字久通	2	16	1,840	S50.3.4 同上	県告 131号	※2※4※5※7

名称		位置		車線数	代表幅員	延長	当初決定年月日 最終決定年月日	当初告示番号 最終告示番号	備考
番号	路線名	起 点	終 点						
3・5・120	高松漁港線	高松市扇町三丁目	高松市瀬戸内町	2	13	330	S42.9.8 H17.3.8	建告 2864号 市告 144号	
3・5・124	寿町鶴屋町線	高松市寿町二丁目	高松市鶴屋町	2	15	600	S21.6.5 S23.11.25	戦災復興院告 39号 建告 184号	※ ※3※4※5
3・5・125	兵庫町西通町線	高松市兵庫町	高松市西宝町一丁目	2	15	2,000	S21.6.5 H17.3.8	戦災復興院告 39号 市告 144号	
3・5・126	瓦町松島線	高松市塩上町一丁目	高松市松島町二丁目	2	15	1,160	S21.6.5 H10.7.10	戦災復興院告 39号 市告 384号	※4※5 駅前広場3,900㎡
3・5・127	詰田川牟礼線	高松市木太町	高松市高松町	2	12	3,370	S21.6.5 H8.3.1	戦災復興院告 39号 県告 73号	※ ※4※5
3・5・128	中野町藤塚線	高松市藤塚町一丁目	高松市藤塚町三丁目	2	15	620	S21.6.5 H17.3.8	戦災復興院告 39号 市告 144号	
3・5・129	栗林上福岡線	高松市栗林町一丁目	高松市上福岡町	2	15	1,740	S21.6.5 S55.4.23	戦災復興院告 39号 市告 75号	※4※5
3・5・130	東浜港多賀線	高松市通町	高松市多賀町二丁目	2	15	1,300	S44.5.20 同上	建告 2601号	※3※4※5
3・5・131	浜ノ町栗林公園線	高松市浜ノ町	高松市中野町	2	15	2,700	S21.6.5 R2.3.25	戦災復興院告 39号 市告 246号	※ ※4※5
3・5・132	錦町宮脇線	高松市錦町二丁目	高松市宮脇町二丁目	2	15	1,560	S21.6.5 H17.3.8	戦災復興院告 39号 市告 144号	
3・5・133	扇町宮脇線	高松市扇町一丁目	高松市紫雲町	2	15	640	S21.6.5 H17.3.8	戦災復興院告 39号 市告 144号	
3・5・141	出作中間線	高松市出作町字東原	高松市中間町字東井坪	2	12	5,040	S57.12.14 H10.7.7	市告 215号 県告 494号	※ ※4※5
3・5・144	木太林線	高松市木太町字下西原	高松市林町	2	12	1,260	S61.3.28 R5.3.30	市告 158号 市告 211号	
3・5・145	伏石松縄線	高松市伏石町字鹿腹	高松市松縄町字宮西	2	12	630	S61.3.28 同上	市告 158号	※4※5
3・5・146	太田下町多肥下町3号線	高松市太田下町字松ノ木	高松市多肥下町	2	12	890	S61.3.28 R5.3.30	市告 158号 市告 211号	
3・5・147	上福岡松縄線	高松市上福岡町字宮西	高松市松縄町字流石	2	12	1,090	S61.3.28 同上	市告 158号	※4※5
3・5・152	高松駅北線	高松市浜ノ町	高松市浜ノ町	2	12	860	H4.12.11 同上	市告 610号	※4※5
3・5・153	港頭東線	高松市浜ノ町	高松市浜ノ町	2	12	140	H4.12.11 R2.3.25	市告 610号 市告 246号	※4※5
3・5・161	林多肥町線	高松市林町	高松市多肥上町字小田	2	12	3,770	S61.3.28 R5.3.30	市告 158号 市告 211号	
3・5・162	林1号線	高松市林町	高松市林町	2	12	70	S61.3.28 R5.3.30	市告 158号 市告 211号	
3・6・134	二番町築地線	高松市錦町二丁目	高松市築地町	2	11	1,720	S21.6.5 S23.11.25	戦災復興院告 39号 建告 184号	※3※4※5
3・6・135	八番町紫雲線	高松市番町四丁目	高松市紫雲町	2	8	620	S21.6.5 H17.3.8	戦災復興院告 39号 市告 144号	
3・6・136	馬場田町線	高松市宮脇町一丁目	高松市田町	2	11	1,150	S21.6.5 S30.2.8	戦災復興院告 39号 建告 110号	※3※4※5
3・6・137	公園東門線	高松市栗林町一丁目	高松市今里町一丁目	2	11	990	S21.6.5 S56.2.10	戦災復興院告 39号 市告 19号	※ ※4※5
3・6・138	丸亀町栗林線	高松市内町	高松市栗林町	-	11	1,980	S21.6.5 S28.1.16	戦災復興院告 39号 建告 22号	※3※5
3・6・140	香西西臨港線	高松市香西南町	高松市香西本町	2	11	1,750	S27.5.19 S30.3.17	建告 631号 建告 217号	※1※3※4※5
3・6・148	伏石林線	高松市伏石町字狹鹿	高松市林町字沿	2	9	1,590	S63.7.15 H4.11.26	市告 422号 市告 585号	※4※5
3・6・154	今里松縄線	高松市今里町字西脇	高松市松縄町字宮西	2	8	640	H4.11.26 同上	市告 585号	※4※5
3・6・155	伏石平塚線	高松市伏石町字狹鹿	高松市林町字平塚	2	8	1,060	H4.11.26 同上	市告 585号	※4※5
3・6・156	太田下町多肥下町1号線	高松市太田下町字松ノ元	高松市多肥下町字下所	2	8	600	H4.11.26 同上	市告 585号	※4※5
3・6・157	太田下町多肥下町2号線	高松市太田下町字鹿ノ井	高松市多肥下町字四原	2	8	600	H4.11.26 同上	市告 585号	※4※5
7・7・101	花園側道	高松市花園町三丁目3	高松市花園町三丁目7	-	4	200	S52.9.8 同上	市告 157号	※3※5
7・7・102	藤塚側道1号線	高松市藤塚町三丁目	高松市藤塚町三丁目	-	6	400	H10.7.10 同上	市告 384号	※5



名称		位置		車線数	代表幅員	延長	当初決定年月日 最終決定年月日	当初告示番号 最終告示番号	備考
番号	路線名	起点	終点						
7・7・103	藤塚側道2号線	高松市 藤塚町二丁目	高松市 藤塚町二丁目	-	6	390	H10.7.10 同上	市告 384号	※5
8・4・102	港頭中央1号線	高松市浜ノ町	高松市浜ノ町	-	20	100	H4.12.11 同上	県告 845号	※5
8・7・101	宮脇中野町線	高松市 宮脇町一丁目	高松市中野町	-	3~8	640	S54.2.23 同上	市告 36号	※5
計	67路線					227,200			

- ※ 国道又は県道を含む
- ※1 昭和34年10月26日名称変更
- ※2 昭和53年12月21日名称変更
- ※3 昭和54年 1月 9日名称変更
- ※4 平成13年 3月30日車線数追記の変更
- ※5 平成16年 5月17日名称変更
- ※6 平成17年 3月 8日立体・平面交差数変更
- ※7 平成18年 3月31日名称変更
- ※8 平成18年 6月 2日住所表記変更

中讃広域都市計画区域 丸亀市

(令和6年3月31日現在)

名称		位置		車線数	代表幅員	延長	当初決定年月日 最終決定年月日	当初告示番号 最終告示番号	備考
番号	路線名	起点	終点						
3・2・101	中津土器線	丸亀市中津町 字内新開	丸亀市 土器町北一丁目	4	m 30	m 4,800	S42.3.11 H15.8.29	建告 県告 510号 487号	※ ※4
3・2・102	丸亀臨港線	丸亀市 新浜町一丁目	丸亀市蓬萊町	4	30	1,750	S42.3.11 S47.11.9	県告 県告 510号 664号	※ ※1※3※4
3・2・103	原田線	丸亀市原田町 字西三分一	丸亀市原田町 字西三分一	4	30	400	S55.12.23 S59.12.18	県告 県告 1138号 1025号	※ ※3※4
3・3・105	丸亀港塩屋線	丸亀市蓬萊町	丸亀市 塩屋町二丁目	4	25	1,230	S3.10.4 H20.11.21	県告 512号	※
3・3・107	飯野原田線	丸亀市飯野町 東分字牛堂	丸亀市原田町 字西三分一	4	24	5,890	S47.11.9 H3.9.27	県告 県告 664号 715号	※ ※3※4
3・3・108	土器線	丸亀市 土器町北二丁目	丸亀市飯野町 西分字川緑	4	22	3,450	S42.3.11 S52.9.1	建告 県告 510号 616号	※ ※1※3※4
3・3・701	綾歌バイパス線	綾歌町大字 栗熊東字渡池	綾歌町大字 岡田上字今滝	4	25	6,020	H4.1.10 H14.10.4	県告 県告 10号 633号	※ ※4
3・3・702	岡田バイパス線	綾歌町岡田上 字河内	綾歌町岡田東 字土居	4	25	3,220	H14.10.4 同上	県告 633号	※ ※4
3・3・801	飯山バイパス線	飯山町上法軍寺 字岡	飯山町東坂元 字三ノ池	4	25	5,020	H8.3.1 同上	県告 172号	※ ※3※4
3・4・109	丸亀駅原田線	丸亀市新町	丸亀市原田町 字西三分一	4	20	4,340	S3.10.4 H20.11.21	県告 512号	※ 駅前広場5,100㎡
3・4・110	南条町土器線	丸亀市塩飽町	丸亀市土器町東 九丁目	4	20	2,730	S3.10.4 H20.11.21	県告 512号	※
3・4・111	南条町天満線	丸亀市南条町	丸亀市天満町一丁目	4	20	1,650	S42.3.11 H20.11.21	建告 県告 510号 512号	※
3・4・112	通町線	丸亀市 大手町二丁目	丸亀市 大手町二丁目	2	18	280	S3.10.4 S42.3.11	建告 510号	※1※3※4
3・4・113	通町大手町線	丸亀市 大手町三丁目	丸亀市 大手町二丁目	2	18	520	S27.5.19 S42.3.11	建告 建告 624号 510号	※1※3※4
3・4・114	中津田村線	丸亀市中津町 字受所	丸亀市田村町 字平池	4	20	3,200	S42.3.11 S47.3.4	建告 県告 510号 138号	※1※3※4
3・4・115	土器上金倉線	丸亀市 土器町西八丁目	丸亀市金倉町 字川西	2	16	3,670	S42.3.11 H20.11.21	建告 県告 510号 512号	※
3・4・118	福島南条町線	丸亀市福島町	丸亀市南条町	2	16	600	S3.10.4 S47.11.9	市告 664号	※1※3※4
3・4・120	丸亀駅浜町線	丸亀市浜町	丸亀市浜町	2	16	170	S56.3.31 S63.3.4	県告 県告 303号 140号	※3※4
3・4・121	金倉南北線	丸亀市金倉町 字川西	善通寺市金蔵寺 町字川添	2	16	1,200	H3.9.27 同上	県告 715号	※3※4 善通寺市を含む
3・4・122	原田金倉線	丸亀市原田町 字西三分一	丸亀市金倉町 字道下	2	16	1,310	H6.8.9 同上	県告 560号	※3※4
3・5・106	堀西土居線	丸亀市六番丁	丸亀市 土居町二丁目	2	14	820	S27.5.19 H20.11.21	建告 県告 624号 512号	※
3・5・116	土居城東土器線	丸亀市 土居町二丁目	丸亀市 土器町西三丁目	2	14	1,850	S3.10.4 H20.11.21	市告 1368号	

名称		位置		車線数	代表幅員	延長	当初決定年月日 最終決定年月日	当初告示番号 最終告示番号	備考
番号	路線名	起点	終点						
3・5・123	丸亀港通町線	丸亀市西平山町	丸亀市 大手町二丁目	2	12	1,050	S10.10.10 S42.3.11	内告 建告 545号 510号	※ ※1※3※4
3・5・126	津森線	丸亀市津森町	丸亀市津森町	2	14	980	H20.11.21	市告 1368号	
3・5・703	馬指南線	綾歌町大字 栗熊東字北池下	綾歌町大字 栗熊東字北池下	2	12	140	H4.1.10 同上	町告 2号	※ ※3※4
3・6・124	丸亀駅前線	丸亀市浜町	丸亀市葭町	2	11	420	S3.10.4 S56.3.31	市告 27号	※3※4
3・6・125	浜町線	丸亀市浜町	丸亀市浜町	2	9	190	S3.10.4 S42.3.11	建告 510号	※1※3※4
7・5・101	予讃線南側 第2号線	丸亀市浜町	丸亀市 前塩屋町二丁目	2	14	1,060	S56.3.31 同上	市告 27号	※2※3※4
7・6・102	予讃線北側 第2号線	丸亀市新町	丸亀市浜町	2	10	340	S56.3.31 H20.11.21	市告 27号 市告 1368号	駅前広場1,900㎡
7・7・103	予讃線南側 第1号線	丸亀市土居町 三丁目992-13	丸亀市浜町 115-4	0	4	950	S56.3.31 S59.7.31	市告 27号 市告 72号	※2※4
7・7・104	予讃線南側 第3号線	丸亀市天満町 二丁目37-16	丸亀市天満町 二丁目911-5	0	4	350	S56.3.31 S59.7.31	市告 27号 市告 72号	※2※4
7・7・105	予讃線北側 第1号線	丸亀市土居町 三丁目992-12	丸亀市新町 1-6	0	6	1,010	S56.3.31 S59.7.31	市告 27号 市告 72号	※2※4
7・7・106	予讃線北側 第3号線	丸亀市塩屋町 一丁目950-1	丸亀市塩屋町 三丁目174-1	0	6	760	S56.3.31 S59.7.31	市告 27号 市告 72号	※2※4
7・7・107	予讃線北側 第4号線	丸亀市塩屋町 三丁目176-7	丸亀市塩屋町 三丁目911-3	0	6	350	S56.3.31 S59.7.31	市告 27号 市告 72号	※2※4
計	34路線					61,720			

- ※ 国道又は県道を含む  
 ※1 昭和53年12月21日名称変更  
 ※2 平成元年 1月18日名称変更  
 ※3 平成13年 3月30日車線数追記の変更  
 ※4 平成16年 5月17日名称変更

中讃広域都市計画区域 善通寺市

(令和6年3月31日現在)

名称		位置		車線数	代表幅員	延長	当初決定年月日 最終決定年月日	当初告示番号 最終告示番号	備考
番号	路線名	起点	終点						
3・3・201	金蔵寺中村線	善通寺市 金蔵寺町字川添	善通寺市 中村町字不動	-	25	2,360	S55.12.23 H3.9.27	県告 1139号 県告 716号	※ ※2
3・3・202	金蔵寺琴平線	善通寺市 金蔵寺町字川添	善通寺市 大麻町字宮前	-	25	7,120	S55.12.23 H4.10.6	県告 1139号 県告 697号	※ ※2
3・3・203	上吉田与北線	善通寺市 上吉田町字寝馬	善通寺市 与北町字下西原	4	22	620	S55.12.23 同上	県告 1139号	※ ※2※3
3・4・205	善通寺高瀬線	善通寺市 南町一丁目	善通寺市善通寺 町字長尾端	4	20	1,015	S28.4.14 同上	建告 577号	※ ※1※2※3
3・4・206	片原町線	善通寺市 上吉田町一丁目	善通寺市 善通寺町字平谷	2	18	1,580	S28.4.14 同上	建告 577号	※ ※1※2※3 駅前広場4,450㎡
3・4・207	本郷通赤門線	善通寺市 上吉田町字上原	善通寺市 善通寺町六丁目	2	18	1,360	S28.4.14 S29.5.11	建告 577号 建告 705号	※ ※1※2※3
3・4・208	大通線	善通寺市 南町一丁目	善通寺市 中村町字永井	2	16	3,000	S28.4.14 S55.12.23	建告 577号 県告 1139号	※ ※2※3
3・4・209	中筋西務主線	善通寺市 上吉田町字中筋	善通寺市 与北町字西務主	2	16	530	H4.10.6 H27.3.31	県告 697号 市告 30号	
3・5・204	善通寺金蔵寺線	善通寺市 生野町字原	善通寺市 上吉田町字寝馬	2	12	1,570	S28.4.14 H27.3.31	建告 577号 県告 124号	※
3・5・210	善通寺琴平線	善通寺市 大麻町字馬場下	善通寺市 大麻町字上ノ村	2	12	520	S28.4.14 H27.3.31	建告 577号 県告 124号	※
3・5・211	生野線	善通寺市 生野本町二丁目	善通寺市 生野町字遊塚	2	15	1,020	S28.4.14 H27.3.31	建告 577号 県告 124号	※
3・6・212	善通寺荘内線	善通寺市 上吉田町字寝馬	善通寺市善通寺 町字砂古裏	2	11	1,950	S28.4.14 S55.12.22	建告 577号 市告 42号	※ ※2※3
3・6・213	佐伯町線	善通寺市善通寺 町字長尾端	善通寺市善通寺 町字砂古裏	2	11	1,030	S28.4.14 H27.3.31	建告 577号 市告 30号	
3・6・214	曙町線	善通寺市 文京町三丁目	善通寺市 生野町字遊塚	2	11	1,010	S28.4.14 H27.3.31	建告 577号 市告 30号	

名称		位置		車線数	代表幅員	延長	当初決定年月日 最終決定年月日	当初告示番号 最終告示番号	備考
番号	路線名	起点	終点						
7・6・201	京町線	普通寺市 普通寺町二丁目	普通寺市 普通寺町六丁目	-	8	470	S28.4.14 同上	建告 577号	※1※2※3
計	15路線					25,155			

※ 国道又は県道を含む  
 ※1 昭和55年12月23日名称変更  
 ※2 平成16年 5月17日名称変更  
 ※3 平成27年 3月31日名称変更、車線数の追

中讃広域都市計画区域 宇多津町

(令和6年3月31日現在)

名称		位置		車線数	代表幅員	延長	当初決定年月日 最終決定年月日	当初告示番号 最終告示番号	備考
番号	路線名	起点	終点						
3・1・301	宇多津海岸線	宇多津町字平山	宇多津町 浜五番丁	4	50 <sup>m</sup>	2,980 <sup>m</sup>	S44.5.20 S60.10.23	建告 2600号 県告 941の2号	※ ※2※3
3・2・308	宇多津駅公園線	宇多津町 浜五番丁	宇多津町 浜一番丁	2	30	600	S52.9.1 同上	県告 616号	※2※3 駅前広場9,000㎡
3・3・302	宇多津丸亀線	宇多津町 字本村東	宇多津町字牛堂	4	24	1,230	S44.5.20 S47.11.9	建告 2600号 県告 664号	※ ※1※2※3
3・3・303	宇多津港線	宇多津町 浜三番丁	宇多津町 浜一番丁	4	22	340	S52.9.1 同上	県告 616号	※ ※2※3
3・3・304	宇多津駅南口線	宇多津町 浜六番丁	宇多津町 浜六番丁	4	25	550	S52.9.1 同上	県告 616号	※ ※2※3 駅前広場7,700㎡
3・4・305	宇多津東西線	宇多津町 字茶白山	宇多津町 字宇夫階	2	20	2,400	S44.5.20 S52.9.1	建告 2600号 県告 616号	※ ※2※3※4
3・4・306	宇多津中央線	宇多津町 浜五番丁	宇多津町字牛堂	2	16	3,140	S44.5.20 S58.8.9	建告 2600号 県告 633号	※ ※2※3※4
3・4・307	富熊宇多津線	宇多津町字本村	宇多津町字平山	2	16	3,450	S44.5.20 S50.12.11	建告 2600号 県告 780号	※ ※1※2※3※4
3・4・311	宇多津臨港線	宇多津町 浜三番丁	宇多津町 浜二番丁	2	16	1,920	S52.9.1 同上	県告 616号	※2※3
3・4・312	宇多津臨海公園線	宇多津町 浜二番丁	宇多津町 浜一番丁	2	16	440	S52.9.1 同上	県告 616号	※2※3
3・4・313	宇多津駅北口線	宇多津町 浜五番丁	宇多津町 浜五番丁	2	16	140	S52.9.1 同上	県告 616号	※2※3
3・4・314	宇夫階線	丸亀市宇夫階町	宇多津町 浜五番丁	2	18	530	S52.9.1 同上	県告 616号	※2※3 丸亀市を含む
3・5・315	宇多津港公園線	宇多津町 浜一番丁	宇多津町 浜一番丁	2	12	1,120	S52.10.19 同上	町告 87号	※2※3
3・5・316	塩浜北線	宇多津町 浜九番丁	宇多津町 浜七番丁	2	12	970	S52.10.19 同上	町告 87号	※2※3
3・5・317	塩浜南線	宇多津町 浜九番丁	宇多津町 浜八番丁	2	12	920	S52.10.19 同上	町告 87号	※2※3
3・5・318	大東川西線	宇多津町 字塩浜	宇多津町 浜二番丁	2	12	850	S52.10.19 同上	町告 87号	※2※3
8・7・301	宇多津1号線	宇多津町 字宇夫階	宇多津町 字宇夫階	0	8	690	S54.2.27 同上	町告 16号	※3
8・7・302	宇多津2号線	宇多津町 大字塩浜	宇多津町 字宇夫階	0	8	640	S54.2.27 同上	町告 16号	※3
8・7・303	宇多津3号線	宇多津町 大字網の浦	宇多津町 大字塩浜	0	8	600	S54.2.27 同上	町告 16号	※3
8・7・304	宇多津4号線	宇多津町 大字宇夫階	宇多津町 字宇夫階	0	6	510	S54.2.27 同上	町告 16号	※3
8・7・305	宇多津5号線	宇多津町 字宇夫階	宇多津町 字宇夫階	0	6	200	S54.2.27 同上	町告 16号	※3
8・7・306	宇多津6号線	宇多津町 字宇夫階	宇多津町 字宇夫階	0	6	380	S54.2.27 同上	町告 16号	※3
計	22路線					24,600			

※ 国道又は県道を含む  
 ※1 昭和52年 9月 1日名称変更  
 ※2 平成13年 3月30日車線数追記の変更  
 ※3 平成16年 5月17日名称変更  
 ※4 平成18年 6月 2日名称、立体交差数変更

中讃広域都市計画区域 多度津町

(令和6年3月31日現在)

名称		位置		車線数	代表幅員	延長	当初決定年月日 最終決定年月日	当初告示番号 最終告示番号	備考
番号	路線名	起点	終点						
3・3・401	見立堀江線	多度津町 大字見立字唐戸	多度津町 堀江四丁目	4	25 <sup>m</sup>	7,470 <sup>m</sup>	S49.11.12 H24.9.28	県告 601号 458号	※
3・4・402	多度津丸亀線	多度津町 大字見立字中島	多度津町 大字南鴨字大井	2	16	6,670	S44.5.20 H24.9.28	建告 2599号 458号	※
3・4・405	堀江丸亀線	多度津町 堀江四丁目	多度津町 大字南鴨字大井	2	16	1,920	S44.5.20 H24.9.28	建告 2599号 37号	
3・5・403	多度津普通寺線	多度津町東浜	多度津町 大字庄字修理免	2	12	2,000	S44.5.20 H24.9.28	建告 2599号 458号	※
3・5・404	普通寺多度津線	多度津町大字 道福寺字大関	多度津町 大字葛原字小塚	2	12	1,330	S44.5.20 H24.9.28	建告 2599号 458号	※
計	5路線					19,390			

※ 国道又は県道を含む

中讃広域都市計画区域 まんのう町

(令和6年3月31日現在)

名称		位置		車線数	代表幅員	延長	当初決定年月日 最終決定年月日	当初告示番号 最終告示番号	備考
番号	路線名	起点	終点						
3・3・501	満濃バイパス線	綾歌町大字 岡田上字室塚	仲南町 大字十郷字買田	4	25 <sup>m</sup>	4,580 <sup>m</sup>	S59.4.10 同上	県告 265号	※ ※1※2 旧綾歌町、旧仲南町含む
計	1路線					4,580			

※ 国道又は県道を含む

※1 平成13年 3月30日車線数追記の変更

※2 平成16年 5月17日名称変更

中讃広域都市計画区域 琴平町

(令和6年3月31日現在)

名称		位置		車線数	代表幅員	延長	当初決定年月日 最終決定年月日	当初告示番号 最終告示番号	備考
番号	路線名	起点	終点						
3・4・601	大宮通	琴平町大字榎井 字横瀬	琴平町大字川西	2	16 <sup>m</sup>	310 <sup>m</sup>	S15.7.29 H24.9.28	内告 444号 458号	※
3・5・603	今橋榎井線	琴平町大字川西	琴平町大字榎井 字中之町	2	14	810	S15.7.29 H24.9.28	内告 444号 458号	※
3・6・602	大麻線	琴平町大字川西	琴平町大字川西	2	11	640	S15.7.29 H24.9.28	内告 444号 458号	※
3・6・604	今橋郷見線	琴平町大字川西	琴平町大字五條 字郷見	2	8	810	S15.7.29 同上	内告 444号	※ ※1※2
3・6・605	琴平駅線	琴平町大字川東	琴平町大字榎井 字六條	2	8	340	S15.7.29 同上	内告 444号	※1※2
計	5路線					2,910			

※ 国道又は県道を含む

※1 平成16年 5月17日名称変更

※2 平成24年 9月28日名称・住所表記変更、  
車線数の追記

坂出都市計画区域 坂出市

(令和6年3月31日現在)

名称		位置		車線数	代表幅員	延長	当初決定年月日 最終決定年月日	当初告示番号 最終告示番号	備考
番号	路線名	起点	終点						
3・1・1	御供所青海線	坂出市 西大浜北4丁目	坂出市青海町 字七曲	6	20 <sup>m</sup>	10,900 <sup>m</sup>	S38.1.28 H31.3.5	建告 112号 59号	※ ※4※5
3・3・2	坂出港川津線	坂出市 西大浜北1丁目	坂出市 白金町2丁目	4	22	1,120	S24.1.24 S47.11.9	建告 30号 664号	※ ※1※4※5
3・3・3	坂出駅坂出港線	坂出市 元町1丁目	坂出市 入船町1丁目	4	22	1,340	S24.1.24 H元.12.15	建告 30号 1036号	※ ※4※5
3・3・4	福江東浜線	坂出市笠指町	坂出市 久米町1丁目	4	22	1,920	S27.5.19 S47.9.28	建告 627号 573号	※ ※1※2※4※5
3・3・6	林田大屋富線	坂出市林田町 港	坂出市大屋富町 字中新開	4	25	1,970	S38.1.28 H19.9.11	建告 112号 444号	
3・3・7	鴨川林田線	坂出市加茂町 字畑部	坂出市林田町 字番屋前乙	4	22	3,250	S38.1.28 S50.3.4	建告 112号 131号	※ ※1※4※5

名称		位置		車線数	代表幅員	延長	当初決定年月日 最終決定年月日	当初告示番号 最終告示番号	備考
番号	路線名	起 点	終 点						
3・3・8	府 中 川 津 線	坂出市府中町 字前谷上所	坂出市川津町 字下川津	4	24	11,320	S47.11.9 H16.2.24	県告 県告 664号 110号	※ ※5
3・3・9	富 士 見 町 線	坂出市 本町3丁目	坂出市花町	4	27	1,670	S24.1.24 H23.3.4	建告 県告 30号 82号	
3・3・10	川 津 御 供 所 線	坂出市川津町 字川西	坂出市坂出町 字北谷	4	25	6,110	S38.1.28 H5.12.14	建告 県告 112号 1107号	※ ※4※5
3・4・11	坂 出 宇 多 津 線	坂出市 元町3丁目	坂出市 常磐町1丁目	2	16	1,750	S24.1.24 S38.1.28	建告 建告 30号 112号	※ ※1※2※4※5
3・4・12	坂 出 府 中 線	坂出市 元町3丁目	坂出市府中町 字前谷上所	2	16	9,050	S24.1.24 S38.1.28	建告 建告 30号 112号	※ ※1※2※4※5
3・4・13	江 尻 本 条 線	坂出市江尻町 字池指	坂出市江尻町 字江尻新開	2	16	1,150	S38.1.28 S57.3.16	建告 県告 112号 221号	※ ※4※5
3・4・14	江 尻 林 田 線	坂出市江尻町 字江尻新開	坂出市林田町 字新開	2	16	1,080	S38.1.28 S50.3.4	建告 県告 112号 131号	※ ※1※4※5
3・4・15	福 江 松 山 線	坂出市花町	坂出市高屋町	2	16	6,020	S24.1.24 R5.2.21	建告 県告 30号 33号	※ ※4※5
3・4・16	西 庄 川 尻 線	坂出市西庄町 字池田	坂出市江尻町 字未包	2	16	2,000	S38.1.28 同 上	建告 112号	※ ※1※2※4※5
3・4・17	府 中 王 越 線	坂出市加茂町 字杉尾	坂出市大屋富町 字満の尻	2	16	7,200	S38.1.28 H19.9.11	建告 県告 112号 444号	
3・4・18	鴨 川 駅 前 線	坂出市府中町 字西福寺	坂出市加茂町 字井手東	2	16	800	S38.1.28 同 上	建告 112号	※ ※1※2※4※5
3・4・24	京 町 線	坂出市元町 1丁目	坂出市京町 1丁目	2	16	470	H元.12.15 R6.2.5	県告 市告 1036号 26号	駅前広場6,700㎡
3・4・34	室 町 谷 内 線	坂出市 室町3丁目	坂出市 室町1丁目	2	16	520	H19.8.29	市告 63号	
3・5・19	駒 止 谷 内 線	坂出市 文京町1丁目	坂出市 谷町2丁目	2	12	1,640	S43.9.12 R6.2.5	建告 市告 2647号 26号	
3・5・25	駒 止 1 号 線	坂出市 駒止町1丁目	坂出市 駒止町1丁目	2	12	240	S61.11.21 R6.2.5	市告 市告 78号 26号	駅前広場2,700㎡
3・5・26	予 讃 線 北 側 側 道 線 第 2 号	坂出市江尻町	坂出市 室町1丁目	2	12	1,020	S61.11.21 同 上	市告 78号	※3※4※5
3・5・27	予 讃 線 北 側 側 道 線 第 3 号	坂出市 元町1丁目	坂出市 八幡町2丁目	2	12	1,020	S61.11.21 H元.12.15	市告 市告 78号 74号	※4※5
3・5・31	坂 出 駅 東 線	坂出市 京町1丁目	坂出市 谷町1丁目	2	12	170	H8.3.1 同 上	市告 14号	※4※5
3・6・21	坂 出 駅 前 宇 多 津 線	坂出市 元町4丁目	坂出市 八幡町3丁目	2	8	1,600	S24.1.24 S58.9.29	建告 市告 30号 58号	※4※5
3・6・22	坂 出 駅 前 江 尻 線	坂出市 京町2丁目	坂出市江尻町 字藁田	2	8	1,830	S24.1.24 S38.1.28	建告 建告 30号 112号	※1※4※5
3・6・23	駒 止 大 池 線	坂出市 元町1丁目	坂出市川津町 字六反地	2	11	2,760	S24.1.24 R6.2.5	建告 市告 30号 26号	
7・5・32	駒 止 2 号 線	坂出市 元町1丁目	坂出市 駒止町1丁目	2	12	150	H8.3.1 同 上	市告 14号	※4※5
7・7・28	予 讃 線 北 側 側 道 線 第 1 号	坂出市江尻町	坂出市江尻町	-	4	140	S61.11.21 同 上	市告 78号	※3※5
7・7・29	予 讃 線 南 側 側 道 線 第 1 号	坂出市江尻町	坂出市 谷町1丁目	-	6	950	S61.11.21 H8.3.1	市告 市告 78号 14号	※5
7・7・30	予 讃 線 南 側 側 道 線 第 2 号	坂出市 文京町1丁目	坂出市新浜町	-	6	1,030	S61.11.21 H8.3.1	市告 市告 78号 14号	※5
8・5・33	駒 止 3 号 線	坂出市 元町1丁目	坂出市 元町1丁目	-	12	40	H8.3.1 同 上	市告 14号	※5
計	32路線					82,230			

※ 国道又は県道を含む  
 ※1 昭和53年12月21日名称変更  
 ※2 昭和57年 3月16日名称変更  
 ※3 昭和63年12月28日名称変更  
 ※4 平成13年 3月30日車線数追記の変更  
 ※5 平成16年 5月17日名称変更



観音寺都市計画区域 観音寺市

(令和6年3月31日現在)

名称		位置		車線数	代表幅員	延長	当初決定年月日 最終決定年月日	当初告示番号 最終告示番号	備考
番号	路線名	起点	終点						
3・3・19	植田本大線	観音寺市 植田町上	観音寺市 吉岡町道上	4	m 29	m 2,040	H19.2.27	県告 69号	※
3・4・2	観音寺駅観音寺港線	観音寺市 栄町一丁目	観音寺市 観音寺町字加茂	2	16	2,060	S13.12.23 H14.10.1	内告 523号 県告 623号	※ ※7 駅前広場3,000㎡
3・4・3	観音寺駅三本松線	観音寺市 栄町一丁目	観音寺市 瀬戸町一丁目	2	16	1,710	S13.12.23 H24.3.9	内告 523号 県告 110号	※
3・4・5	駅通り植田線	観音寺市 観音寺町字白浜	観音寺市 植田町字東原	2	12	3,100	S13.12.23 S48.12.1	内告 523号 県告 685号	※ ※1※3
3・4・8	中央村黒線	観音寺市 観音寺町字下柳	観音寺市 村黒町字西屋敷	2	16	1,280	S48.4.14 H14.10.1	市告 24号 県告 623号	※
3・5・6	黒淵本大線	観音寺市 柞田町字黒淵	観音寺市 本大町字井手南	2	14	4,600	S42.3.11 H24.3.9	建告 511号 県告 110号	※
3・5・7	八幡玉田線	観音寺市 八幡町一丁目	観音寺市 柞田町字横田	2	12	3,450	S13.12.23 H24.3.9	内告 523号 県告 110号	※
3・5・9	坂本中央線	観音寺市 坂本町七丁目	観音寺市 観音寺町字松原	2	12	950	S48.4.14 H14.10.1	市告 24号 市告 57号	※5
3・5・10	仮屋山田線	観音寺市 観音寺町加茂	観音寺市 柞田町字熊岡	2	15	3,000	S13.12.23 H24.3.9	内告 523号 県告 110号	※
3・5・11	財田川右岸線	観音寺市 八幡町一丁目	観音寺市 高屋町字雑古屋	2	12	1,530	S61.3.13 H元.10.6	市告 16号 市告 45号	※2※4
3・5・12	観音寺駅南線	観音寺市 昭和町一丁目	観音寺市 昭和町一丁目	2	12	300	S13.12.23 S61.2.28	内告 523号 県告 206号	※2※4 駅前広場3,200㎡
3・5・13	観音寺駅高屋線	観音寺市 栄町一丁目	観音寺市 高屋町二ノ坪	2	12	2,670	H14.10.1 H24.3.9	県告 623号 県告 110号	※
3・5・14	八幡室本線	観音寺市 八幡町三丁目	観音寺市 室本町字瀬戸	2	12	2,200	H14.10.1 H24.3.9	県告 623号 県告 110号	※
3・5・16	栄町七間橋線	観音寺市 栄町二丁目	観音寺市 観音寺町字下柳	2	14	230	H14.10.1 H24.3.9	県告 623号 県告 110号	※
3・5・17	坂本出作線	観音寺市 坂本町二丁目	観音寺市 出作町字大道下	2	14	1,750	H14.10.1 同上	県告 623号	※ ※6
3・5・18	中央七間橋線	観音寺市 観音寺町字下柳	観音寺市 観音寺町字下柳	2	14	530	H14.10.1 H24.3.9	市告 57号 市告 44号	
3・5・20	柞田川右岸線	観音寺市 柞田町字広野	観音寺市 瀬戸町四丁目	2	12	1,920	H24.3.9 R5.2.15	市告 44号 市告 24号	
計	17路線					33,320			

- ※ 国道又は県道を含む
- ※1 昭和61年 2月28日名称変更
- ※2 平成13年 3月 2日車線数追記の変更
- ※3 平成13年 3月30日車線数追記の変更
- ※4 平成14年10月 1日住所表記変更
- ※5 平成19年 1月17日住所表記変更
- ※6 平成19年 3月30日住所表記変更
- ※7 平成24年 3月 9日住所表記変更

豊浜都市計画区域 観音寺市

(令和6年3月31日現在)

名称		位置		車線数	代表幅員	延長	当初決定年月日 最終決定年月日	当初告示番号 最終告示番号	備考
番号	路線名	起点	終点						
3・5・1	国道11号線	観音寺市大野原町 大野原字大井出	観音寺市豊浜町 和田浜字荒神面	2	m 15	m 2,690	S35.8.24 H24.3.9	建告 1721号 県告 111号	※ 大野原町を含む
3・5・2	須賀五軒屋線	観音寺市豊浜町 姫浜字流川	観音寺市豊浜町 姫浜字切戸	2	14	1,010	S15.7.29 H24.3.9	内告 445号 県告 111号	※
3・6・3	豊浜大野原線	観音寺市豊浜町 姫浜字新屋敷	観音寺市大野原町 大野原字白坂	2	8	970	S15.7.29 H24.3.9	内告 445号 県告 111号	※ 大野原町を含む
計	3路線					4,670			

- ※ 国道又は県道を含む

さぬき都市計画区域 さぬき市

(令和6年3月31日現在)

名称		位置		車線数	代表幅員	延長	当初決定年月日 最終決定年月日	当初告示番号 最終告示番号	備考
番号	路線名	起点	終点						
1・3・1	津田志度線	さぬき市津田町 津田字北比与田	さぬき市津田町 鶴羽字東良谷	4	22 <sup>m</sup>	5,580 <sup>m</sup>	S53.12.21 H元.6.2	県告 県告 1103号 569号	※ ※2※3
1・3・2	志度三木線	さぬき市鴨部 字南山田	さぬき市志度 字峰堂	4	22	6,730	S53.12.21 H13.3.30	建告 県告 1102号 225号	※ ※2※3
3・4・10	長尾寒川大川線	さぬき市長尾西 字辛立	さぬき市大川町 富田東字坂の下	4	20	6,870	S44.3.31 H22.8.6	建告 県告 1288号 322号	※
3・4・12	造田駅前線	さぬき市造田野 間田字西内間	さぬき市造田是 弘字東井手	2	16	450	S44.3.31 同上	建告 1288号	※ ※2※3
3・5・1	津田石田東線	さぬき市津田町 津田字流田	さぬき市寒川町 石田東字本村	2	12	6,800	S53.12.21 H22.8.6	県告 県告 1103号 322号	※
3・5・5	堂林宗林堂線	さぬき市志度 字堂林	さぬき市末 字西内間	2	12	2,830	S53.12.21 H22.8.6	建告 県告 1102号 322号	※
3・5・6	西志度線	さぬき市志度 字御所	さぬき市志度 字花池尻	2	12	1,090	S57.3.6 H22.8.6	町告 県告 7号 322号	※
3・5・7	津村八丁地線	さぬき市志度 字入江	さぬき市志度 字花池尻	2	14	1,350	S57.3.6 H22.8.6	町告 県告 7号 322号	※
3・5・9	志度臨海線	さぬき市志度 字田中	さぬき市志度 字玉浦	2	12	1,200	S57.12.7 同上	町告 88号	※ ※1※2※3
3・5・15	志度駅南中央線	さぬき市志度 字田中	さぬき市志度 字淵田	2	14	1,150	S57.3.6 H22.8.6	町告 市告 7号 111号	駅前広場3,600㎡
3・5・19	新造田滝宮線	さぬき市造田是 弘字東井手	さぬき市長尾東 字横砂	2	12	1,950	S44.3.31 H22.8.6	建告 市告 1288号 111号	
3・6・2	国道線	さぬき市津田町 津田字琴林	さぬき市津田町 津田字流田	2	10	1,660	S35.8.26 H22.8.6	建告 県告 1781号 322号	※
3・6・8	志度造田山崎線	さぬき市志度 字正面	さぬき市寒川町 神前字山崎	2	10	7,300	S57.3.6 H22.8.6	町告 県告 7号 322号	※
3・6・13	津田臨港線	さぬき市津田町 津田字流田	さぬき市津田町 津田字流田	2	11	640	S35.8.26 H22.8.6	建告 市告 1781号 111号	
計	14路線					45,600			

※ 国道又は県道を含む  
 ※1 平成13年 3月30日車線数追記の変更  
 ※2 平成16年 5月17日名称変更  
 ※3 平成22年 8月 6日住所表記変更、  
 車線数の追記

東かがわ都市計画区域 東かがわ市

(令和6年3月31日現在)

名称		位置		車線数	代表幅員	延長	当初決定年月日 最終決定年月日	当初告示番号 最終告示番号	備考
番号	路線名	起点	終点						
3・3・1	大内白鳥バイパス線	東かがわ市 大字伊座字池繁	東かがわ市小砂	4 (2)	29 <sup>m</sup> (23.5,17)	9,200 <sup>m</sup>	H16.3.5 H19.2.16	県告 県告 138号 55号	※
3・5・4	白鳥中央線	白鳥町伊座 字川繁	白鳥町湊 字岡前150	2	16	3,280	S42.9.8 R4.1.28	建告 県告 2873号 33号	※ ※2
3・5・5	白鳥国道連絡線	東かがわ市大字 白鳥字田高田	東かがわ市 大字白鳥字田中	2	12	550	S42.9.8 R4.1.28	建告 県告 2873号 33号	※ ※2
3・6・7	引田臨港線	引田町引田 字小海代	引田町引田 字川向	2	8	840	S27.5.19 同上	建告 629号	※ ※1※2
計	4路線					13,870			

※ 国道又は県道を含む  
 ※1 平成13年 3月30日車線数追記の変更  
 ※2 平成16年 5月17日名称変更

三豊都市計画区域 三豊市

(令和6年3月31日現在)

名称		位置		車線数	代表幅員	延長	当初決定年月日 最終決定年月日	当初告示番号 最終告示番号	備考
番号	路線名	起点	終点						
3・3・1	笠田本山線	三豊市豊中町 笠田笠岡南	三豊市豊中町 本山甲新田	4	29 <sup>m</sup>	2,590 <sup>m</sup>	H19.2.27	県告 70号	※※6
3・3・2	宮尾浜西線	三豊市三野町 大見字宮尾	三豊市詫間町 松崎字浜	4	25	3,070	S44.3.31 H27.3.31	建告 1289号 県告 126号	※※6
3・4・3	停車場塩生線	三豊市詫間町 松崎字丸山	三豊市詫間町 詫間字城下	2	16	3,220	S44.3.31 H27.3.31	建告 1289号 県告 126号	※※6 駅前広場3,500㎡
3・4・4	仁尾海岸線	三豊市仁尾町 仁尾字浜	三豊市仁尾町 仁尾字浜	2	16	940	S50.3.4 同上	県告 133号	※※4※5※6
3・4・5	仁尾浜線	三豊市仁尾町 仁尾字江尻	三豊市仁尾町 仁尾字浜	2	16	320	S50.3.4 H27.3.31	県告 133号 県告 125号	※※6
3・5・6	松崎的場線	三豊市詫間町 松崎字唐崎	三豊市詫間町 詫間字的場	2	12	860	S44.3.31 H27.3.31	建告 1289号 県告 126号	※※6
3・5・7	本村香田線	三豊市詫間町 詫間字吉久	三豊市詫間町 詫間字兜錦甲	2	12	1,660	S44.3.31 H27.3.31	建告 1289号 県告 126号	※※6
3・5・8	塩生本村線	三豊市詫間町 詫間字道免	三豊市詫間町 詫間字道免	2	12	440	S44.3.31 同上	建告 1289号	※2※3※5※6
3・5・9	松本線	三豊市詫間町 詫間字松本	三豊市詫間町 詫間字松本	2	12	1,330	S50.3.26 S55.3.7	建告 1765号 町告 2291号	※3※5※6
3・5・10	詫間仁尾線	三豊市詫間町 詫間字松本	三豊市詫間町 詫間字妙現	2	12	1,710	H2.8.17 同上	県告 638号	※※4※5※6
3・5・11	北草木仁尾浜線	三豊市仁尾町 仁尾字北	三豊市仁尾町 仁尾字浜	2	12	510	S50.3.4 S52.2.21	町告 5号 町告 7号	※※4※5※6 交通広場4,400㎡
3・5・12	仁尾港父母線	三豊市仁尾町 仁尾字古江	三豊市仁尾町 仁尾字南草木	2	12	2,360	S50.3.4 S63.7.26	町告 5号 町告 32号	※※4※5※6
3・5・13	金坂線	三豊市仁尾町 仁尾字古江	三豊市仁尾町 仁尾字古江	2	12	340	S50.3.4 H2.8.17	町告 5号 町告 34号	※3※5※6
3・5・14	詫間仁尾線	三豊市仁尾町 仁尾字詫間越	三豊市仁尾町 仁尾字古江	2	12	1,590	H2.8.17 同上	県告 637号	※※4※5※6
3・6・15	金坂古江線	三豊市仁尾町 仁尾字古江	三豊市仁尾町 仁尾字古江	2	9	380	H元.12.14 同上	町告 55号	※3※5※6
計	15路線					21,320			

- ※ 国道又は県道を含む
- ※1 昭和53年 6月29日名称変更
- ※2 昭和53年 7月26日名称変更
- ※3 平成13年 3月 2日車線数追記の変更
- ※4 平成13年 3月30日車線数追記の変更
- ※5 平成27年 3月31日住所表記変更
- ※6 令和3年 5月31日名称変更

内海都市計画区域 小豆島町

(令和6年3月31日現在)

名称		位置		車線数	代表幅員	延長	当初決定年月日 最終決定年月日	当初告示番号 最終告示番号	備考
番号	路線名	起点	終点						
3・5・1	安田片城線	内海町草壁本町 字松山	内海町苗羽 字内浜	2	12 <sup>m</sup>	1,770 <sup>m</sup>	S27.5.19 S33.10.28	建告 636号 建告 1903号	※※1
2・(小)・1	苗羽内浜線	内海町苗羽 字内浜甲863-1	内海町苗羽 字内浜甲809-2	-	6	206	S27.5.19	建告 636号	※
計	2路線					1,976			

- ※ 国道又は県道を含む
- ※1 平成13年 3月30日名称変更、  
車線数追記の変更

土庄都市計画区域 土庄町

(令和6年3月31日現在)

名称		位置		車線数	代表幅員	延長	当初決定年月日 最終決定年月日	当初告示番号 最終告示番号	備考
番号	路線名	起点	終点						
3・4・1	東港線	土庄町字半ノ池	土庄町淵崎 字赤木	2	16	2,590	S39.10.10 H27.3.31	建告 県告 2901号 122号	※
3・5・2	土庄赤穂屋線	土庄町字東内浜	土庄町 字下赤穂屋	2	12	700	S27.5.19 H27.3.31	建告 県告 635号 122号	※
3・5・3	西港線	土庄町字吉ヶ浦	土庄町字東内浜	2	12	1,250	S39.10.10 H27.3.31	建告 県告 2901号 122号	※
3・5・4	土庄八幡線	土庄町字床鼻	土庄町淵崎 字小入部	2	12	2,170	S39.10.10 H27.3.31	建告 県告 2901号 122号	※
3・5・6	西本町東港線	土庄町字井ノ奥	土庄町字半ノ池	2	12	870	H27.3.31	県告 122号	※
3・6・5	掛条線	土庄町字西古浜	土庄町字洲鼻	2	9	570	S39.10.10 同上	建告 2901号	※1
計	6路線					8,150			

※ 国道又は県道を含む

※1 平成13年 3月 2日名称変更、  
車線数追記の変更

(2) 駅前広場

駅前広場は、鉄道と他の交通機関との結節点であり、駅前に集中する大量の交通を円滑に処理するとともに、交通機関相互の乗継ぎの利便性を図るものです。また、都市美観上及び都市防災上も重要な役割を果たすとともに、その都市の顔ともなる象徴的空間です。

(令和6年3月31日現在)

都市計画区域名	都市名	位置	計画決定路線	駅名	鉄道名	面積 ㎡	当初決定年月日 最終決定年月日	当初告示番号 最終告示番号	備考
高松広域	高松市	高松市浜ノ町及び西の丸町	3・4・151 高松駅前線	高松駅	JR高徳線 予讃線	14,100	H4.12.11 H16.5.17(名)	県告 845号 県告 354号	
		高松市常盤町1丁目	3・4・119 魚屋町栗林線	瓦町駅	高松琴平電鉄(株) 琴平線、長尾線、 志度線	3,970	S34.3.14 H16.5.17(名)	建告 299号 市告 325号	
		高松市塩上町1丁目	3・5・126 瓦町松島線	瓦町駅	高松琴平電鉄(株) 琴平線、長尾線、 志度線	3,900	H10.7.10 H16.5.17(名)	市告 384号 市告 325号	
		高松市浜ノ町	3・4・159 高松駅南線	(交通広場)		4,600	H24.8.8	市告 572号	
		高松市太田下町	3・1・101 三木高松国分寺線	伏石駅	高松琴平電鉄(株) 琴平線	5,760	H28.11.4	県告 334号	
		高松市多肥上町	3・3・149 成合六条線	未定	高松琴平電鉄(株) 琴平線	5,020	R2.3.17 R3.12.17	市告 206号 市告 877号	
中讃広域	丸亀市	丸亀市新町及び福島町(北口)	7・6・102 予讃線北側 第2号線	丸亀駅	JR予讃線	1,900	S56.3.31 H20.11.21	県告 303号 県告 1368号	
		丸亀市浜町(南口)	3・4・109 丸亀駅原田線	丸亀駅	JR予讃線	5,100	S42.3.11 H20.11.21	建告 510号 県告 512号	
	善通寺市	善通寺市大字上吉田 字中筋附近	3・4・206 片原町線	善通寺駅	JR土讃線	4,450	S28.4.14 H16.5.17(名)	建告 577号	
	宇多津町	宇多津町浜五番丁(北口)	3・2・308 宇多津駅公園線	宇多津駅	JR予讃線 本四備讃線	9,000	S52.9.1 H16.5.17(名)	県告 616号	※
		宇多津町浜六番丁(南口)	3・3・304 宇多津駅南口線	宇多津駅	JR予讃線 本四備讃線	7,700	S52.9.1 H16.5.17(名)	県告 616号	※
坂出	坂出市	坂出市元町1丁目(北口)	3・4・24 京町線	坂出駅	JR予讃線	8,800	H元.12.15 H28.4.19	県告 1036号 市告 81号	
		坂出市駒止町(南口)	3・5・25 駒止1号線	坂出駅	JR予讃線	2,700	S61.11.21 H16.7.8	市告 78号 市告 97号	
観音寺	観音寺市	観音寺市栄町一丁目(北口)	3・4・2 観音寺駅 観音寺港線	観音寺駅	JR予讃線	3,000	S42.3.11 H24.3.9	建告 511号 県告 110号	
		観音寺市昭和一丁目(南口)	3・5・12 観音寺駅南線	観音寺駅	JR予讃線	3,200	S42.3.11 H14.10.1	建告 511号 市告 57号	
さぬき	さぬき市	さぬき市志度 字田中、御所	3・5・15 志度駅南中央線	志度駅	JR高徳線	3,600	S57.3.6 H22.8.6	町告 84号 市告 111号	
三豊	三豊市	三豊市詫間町松崎 字丸山	3・4・3 停車場香田線	詫間駅	JR予讃線	3,500	S44.3.31 H13.3.30	建告 1289号 県告 233号	※1
		三豊市仁尾町仁尾字浜	3・5・11 北草木仁尾浜線	(交通広場)		4,400	S52.2.21 H13.3.30	町告 7号 県告 234号	※1
	計			18箇所		94,700			

※ 国道又は県道を含む

※1 令和3年5月31日名称変更



(3) 都市高速鉄道

市街地における道路と鉄道の平面交差は、市街地を分断し、交通渋滞や踏切事故等を引き起こして都市活動に大きな障害となっています。

このため、住宅、商店事務所等が高密度に集積し、道路網が密な市街地では、道路と鉄道との跨線化や地下道によって立体交差させる代わりに鉄道を一定区間連続して高架化又は地下化し、都市の均衡ある発展を図るのが連続立体交差事業であり、これは都市計画事業として実施されています。

(令和6年3月31日現在)

都市計画区域	都市名	名称		位置		区域	構造		当初決定年月日	告示番号	備考
		番号	路線名	起点	終点		延長 m	構造形式			
高松広域	高松市	1	四国旅客鉄道 高德線	高松市瀬戸内町	高松市高松町	8,470	連続立体 線路	交差化 線数 1	S46.1.19	県告82号	
			区間に含まれる駅	栗林駅					S48.6.12※2	県告380号	
		2	高松琴平 電琴平 鉄線	高松市浜ノ町	高松市桜町1丁目	約2,860	連続立体 線路	交差化 線数 2	H10.7.10	県告506号	
			区間に含まれる駅	高松市瓦町	高松市築港町				R6.2.9	県告34号	廃止
		3	高松琴平 電長尾 鉄線	高松市瓦町2丁目	高松市花園町1丁目	約970	連続立体 線路	交差化 線数 1	H10.7.10	県告506号	
			区間に含まれる駅	瓦町駅					R6.2.9	県告34号	廃止
中讃広域	丸亀市	1	四国旅客鉄道 予讃線	丸亀市土器町	多度津町大字江堀	5,410	連続立体 線路	交差化 線数 2	S56.3.31	県告302号	
			区間に含まれる駅	丸亀市岐亀塩屋	丸亀駅				S59.7.31※1※2	県告559号	
	坂出	宇多津町 坂出市	1	四国旅客鉄道 予讃線	坂出市西庄町	綾歌郡宇多津町	5,390	連続立体 線路	交差化 線数 2	S61.12.19	県告1216号
			区間に含まれる駅	坂出駅					同上 ※1※2		
計		3路線			計 19,270						

※1 昭和63年12月27日名称変更

※2 平成16年 5月17日名称変更

(4) 駐車場

駐車場は、他の交通機関との結節点として、また自動車交通の目的地におけるターミナルとしての役割をもち、都市交通の円滑化及び都市機能の維持増進を図るため、都市交通体系の一環として設置する施設です。

(令和6年3月31日現在)

都市計画 区域名	都市名	名 称		位 置	面 積	収 容 台 数 (供用台数)	構 造	当初決定年月日	告 示 番 号
		番号	駐 車 場 名					最終決定年月日	告 示 番 号
高松広域	高松市	1	中央駐車場	高松市番町1丁目	ha 1.28	台 321	地下1層 出入口各2ヶ所	S42.9.8 S56.8.4※	建告 2867号 市告 158号
		2	南部駐車場	高松市観光通1丁目	m <sup>2</sup> 2,400	415	地上5階6層	S59.12.8 同上 ※	市告 275号
		3	高松市立美術館 地下駐車場	高松市紺屋町	m <sup>2</sup> 4,500	145	地下2階2層	S60.4.11 同上 ※	市告 117号
		4	瓦町駅 地下駐車場	高松市常磐町1丁目 " 瓦町2丁目 " 八坂町	m <sup>2</sup> 11,900	420	地下2層 入口2ヶ所 出口1ヶ所	H6.11.28 同上 ※	市告 798号
		5	高松駅前広場 地下駐車場	高松市浜ノ町 " 西の丸町	m <sup>2</sup> 11,000	380	地下2層 出入口1ヶ所	H9.12.5 同上 ※	市告 728号
中讃広域	丸亀市	1	福島駐車場	丸亀市福島町220 丸亀市西平山町 318-1	ha 0.26	346	鉄骨造 地上3階4層 出入口2ヶ所	S55.4.23 同上 ※	市告 41号
		2	大手町駐車場	丸亀市大手町2-7 外	ha 0.28	177	地上2階3層 出入口1ヶ所	S56.7.9 同上 ※	市告 69号
		3	大手町第一 駐 車 場	丸亀市大手町1丁目	ha 0.2	250	鉄骨造 地上4階5層 出入口2ヶ所	S58.6.29 同上 ※	市告 86号
		4	丸亀市駅前 地下駐車場	丸亀市浜町	m <sup>2</sup> 6,200	260	地下2層 出入口各1ヶ所	S63.3.7 同上 ※	市告 14号
	琴平町	1	町営こびら 駐 車 場	琴平町榎井字六條 及び横瀬	ha 0.63	(大型) 10 (普通車) 143	平面 出入口各1ヶ所	S62.2.26 同上 ※	町告 2号
坂出	坂出市	1	坂出駅北口駅前 地下駐車場	坂出市元町1丁目 " 京町1丁目	m <sup>2</sup> 5,950	126	地下1層 出入口1ヶ所	H10.3.2 R6.2.5	市告 17号 市告 27号
自動車駐車場小計		11箇所			68,450	2,840			
高松広域	高松市	6	瓦町地下 自転車駐車場	高松市常磐町1丁目 " 瓦町2丁目	m <sup>2</sup> 3,900	1,000	地下2層 出入口3ヶ所	H6.11.28 同上 ※	市告 798号
		7	高松駅前広場 地下自転車駐車場	高松市浜ノ町 " 西の丸町	m <sup>2</sup> 6,200	2,300	地下1層 出入口3ヶ所	H9.12.5 同上 ※	市告 728号
中讃広域	丸亀市	5	丸亀駅前 自転車駐車場	丸亀市浜町	m <sup>2</sup> 560	480	鉄骨造 地上2階 出入口2ヶ所	S57.8.16 H21.8.5	市告 76号 市告 1257号
自転車駐車場小計		3箇所			10,660	3,780			
駐 車 場 合 計		14箇所			79,110	6,620			

※平成16年5月17日名称変更

(5) 自動車ターミナル

(令和6年3月31日現在)

都市計画 区域名	都市名	種 別	名 称		位 置	面 積	当初決定年月日	告 示 番 号
			番号	ターミナル名			最終決定年月日	告 示 番 号
高松広域	高松市	トラックターミナル	1	四国トラックターミナル	高松市朝日町 (C地区埋立地)	ha 7.6	S46.5.15 同上※	県告 638号

※平成16年5月17日名称変更

### 3. 公園と緑地

都市公園は、自然、歴史、文化を活かしつつ、都市における緑とオープンスペースの確保を図るとともに、都市住民のふれあい、スポーツ・レクリエーション活動など、近年の余暇需要に対応するなど、重要な都市施設です。

また、災害時には、避難地・避難路、災害の延焼の防止、ボランティア等の救援活動拠点、復旧・復興の拠点の機能を発揮するなど、安全でゆとりある生活に不可欠な施設です。

#### 都市公園の役割

##### 公園があることによりもたらされる効果

- ・都市内の自然を守り、うるおいのある空間をつくり、日常生活にゆとりをたえます。
- ・地震、火災時に避難地となり安全を確保します。
- ・スポーツやレクリエーション需要を充足させます。
- ・騒音や風から守り、快適な環境をつくります。
- ・街のイメージを向上させます。

##### 公園をつかうことによりもたらされる効果

- ・運動などを通して健康の維持増進がはかれます。
- ・散歩などにより気分のリフレッシュがはかれます。
- ・樹木や草花、野鳥等への知識を深められます。
- ・祭りやイベントなどを通して、コミュニティの連帯感を生み出します。

#### 公園のできるまで

計画

↓

設計

↓

整備

↓

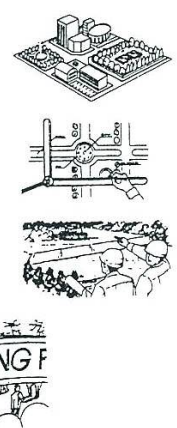
開園と利用

都市計画

地域の動向  
利用のしかた

用地確保  
施設の整備

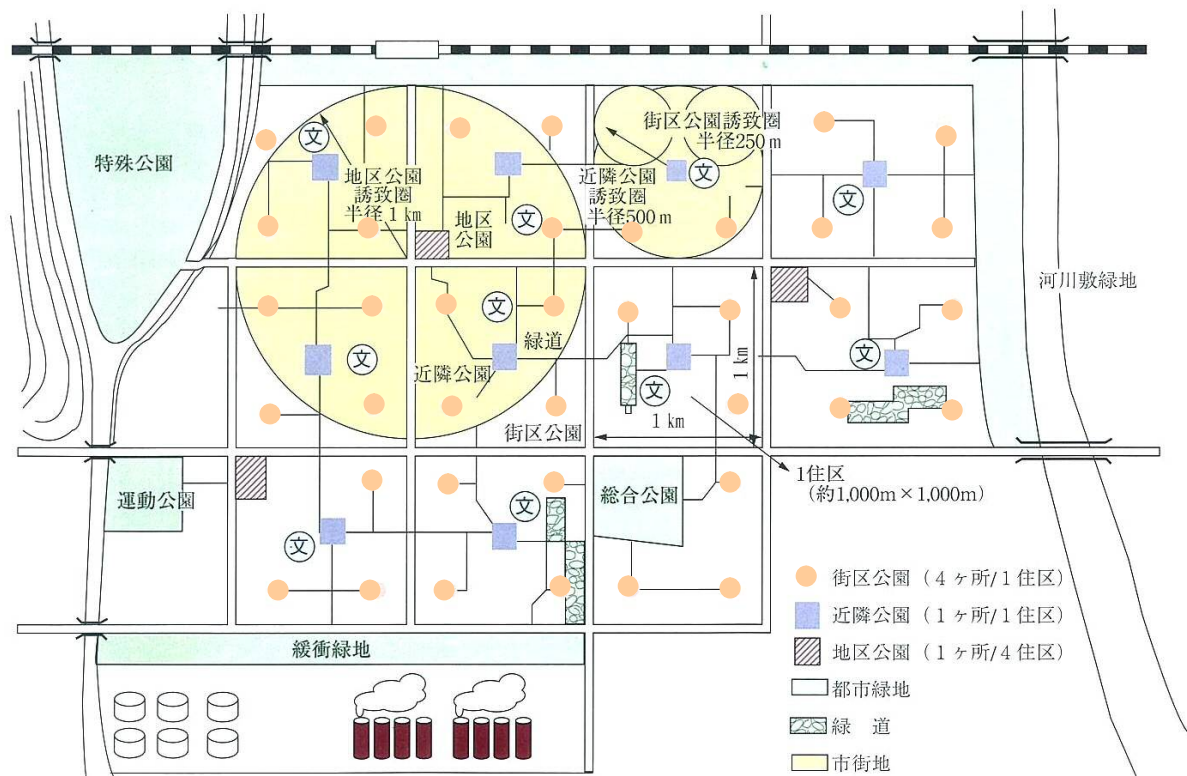
イベントの実施  
樹木の成長



公園の整備も大切ですが、完成後にイベント等の実施等、地域の人々に親しまれ、育ててもらうことが大切です。

#### (1) 公園と緑地の種類とそのモデル配置

都市公園の配置モデル図



都市公園等の種類

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
	特定地区公園	都市計画区域外の一定の町村における農山漁村の生活環境の改善を目的とする特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
国営公園	公園	一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝地帯等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。 (都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注) ・近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方（面積100ha）の居住単位

(2) 公園と緑地の現況

公園緑地計画決定現況表

(令和6年3月31日現在)

項目 都市計画区域名	住区基幹公園				都市基幹公園				特殊公園				大規模公園	国営公園	緩衝緑地	都市緑地	緑道	広場公園	合計																				
	街区		近隣		地区		計		総合		運動		計		広域																								
	ヶ所	ha	ヶ所	ha	ヶ所	ha	ヶ所	ha	ヶ所	ha	ヶ所	ha	ヶ所	ha	ヶ所	ha	ヶ所	ha	ヶ所	ha	ヶ所	ha																	
高松広域	高松市	85	19.81	12	18.87	3	17.59	100	56.27	1	12.00	3	82.30	4	94.30	-	-	2	84.30	2	24.40	4	108.70	1	99.00	-	-	-	-	4	101.59	1	0.50	-	-	114	460.36		
	三木町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	綾川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
中讃広域	丸亀市	10	2.35	3	5.20	-	-	13	7.55	1	9.40	1	40.20	2	49.60	-	-	1	20.50	1	11.50	2	32.00	-	-	-	-	-	-	-	4	201.10	2	1.70	-	-	23	291.95	
	善通寺市	2	0.38	-	-	2	12.10	4	12.48	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	12.48			
	宇多津町	7	1.56	2	5.20	-	-	9	6.76	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2.00	-	-	-	-	12	35.26		
	まんのう町	-	-	-	-	-	-	-	-	1	10.40	-	-	1	10.40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	350.00	-	-	1	1.60	-	-	-	-	3	362.00	
	琴平町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	15.50	1	15.50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	15.50			
	多度津町	-	-	1	1.60	-	-	1	1.60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	12.70			
坂出	坂出市	15	4.87	-	-	-	-	15	4.87	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	30.00	1	0.44	-	-	-	20	60.02	
観音寺	観音寺市	5	0.79	-	-	-	-	5	0.79	-	-	1	17.10	1	17.10	1	38.70	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1.20	-	-	-	8	57.79
豊浜		-	-	-	-	1	4.20	1	4.20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4.20			
さぬき	さぬき市	4	1.24	-	-	1	5.70	5	6.94	2	27.60	-	-	2	27.60	1	11.00	-	-	2	5.53	3	16.53	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	51.07	
東かがわ	東かがわ市	-	-	-	-	1	9.20	1	9.20	1	17.50	-	-	1	17.50	-	-	-	-	1	1.39	1	1.39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	28.09		
三豊	三豊市	3	0.89	2	5.20	2	10.50	7	16.59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1.80	-	-	-	8	18.39	
内海	小豆島町	2	0.63	1	2.70	1	3.60	4	6.93	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	6.93			
土庄	土庄町	-	-	-	-	1	5.20	1	5.20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	5.20			
計		133	32.52	21	38.77	12	68.09	166	139.38	6	76.90	6	155.10	12	232.00	5	112.01	3	104.80	6	42.82	14	259.63	1	99.00	1	350.00	3	30.00	14	309.73	3	2.20	-	-	214	1,421.94		

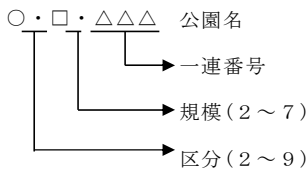
都市公園・緑地の開設状況 ※カントリーパークを除く（四捨五入等により、後のページのデータと若干の相違がある。）

（令和5年3月31日現在）

項目 都市計画区域名都市名	住区基幹公園								都市基幹公園								特殊公園				大規模公園				国営公園	緩衝緑地	都市緑地	緑道	広場公園	合計							
	街区		近隣		地区		計		総合		運動		計		風致		歴史		墓園		計		広域														
	ヶ所	ha	ヶ所	ha	ヶ所	ha	ヶ所	ha	ヶ所	ha	ヶ所	ha	ヶ所	ha	ヶ所	ha	ヶ所	ha	ヶ所	ha	ヶ所	ha	ヶ所	ha							ヶ所	ha	ヶ所	ha	ヶ所	ha	
高松広域	高松市	260	39.56	13	23.01	3	17.70	276	80.27	3	46.46	3	82.30	6	128.76	-	-	2	83.72	2	16.06	4	99.78	1	67.87	-	-	-	-	14	32.04	2	1.74	-	-	303	410.46
	三木町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	綾川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中讃広域	丸亀市	22	5.27	6	10.27	-	-	28	15.54	1	9.36	3	35.10	4	44.46	3	272.99	1	20.48	1	7.57	5	301.04	-	-	-	-	-	-	9	48.48	2	1.81	4	0.29	52	411.62
	善通寺市	14	3.85	1	1.10	4	22.26	19	27.21	-	-	-	-	-	-	-	2	0.88	-	-	2	0.88	-	-	-	-	-	-	2	0.98	-	-	-	23	29.07		
	宇多津町	9	2.28	2	5.25	-	-	11	7.53	-	-	-	-	-	-	1	26.50	-	-	-	-	1	26.50	-	-	-	-	2	1.99	-	-	-	-	14	36.02		
	まんのう町	-	-	-	-	-	-	-	-	1	10.40	-	-	1	10.40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	350.00	-	-	1	1.87	-	-	-	3	362.27		
	琴平町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	15.47	1	15.47	1	7.46	-	-	-	-	1	7.46	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	22.93			
	多度津町	2	0.36	1	1.24	-	-	3	1.60	-	-	-	-	-	-	1	10.06	-	-	-	-	1	10.06	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	11.66		
坂出	坂出市	15	5.07	-	-	-	-	15	5.07	1	22.48	-	-	1	22.48	1	12.00	-	-	-	-	1	12.00	-	-	-	-	3	22.22	2	0.58	-	-	2	0.38	24	62.73
観音寺	観音寺市	9	0.96	1	0.54	-	-	10	1.50	-	-	1	13.45	1	13.45	1	38.56	-	-	-	-	1	38.56	-	-	-	-	-	3	1.05	-	-	-	15	54.56		
	豊浜	-	-	-	-	1	4.11	1	4.11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4.11			
さぬき	さぬき市	28	3.69	-	-	1	5.71	29	9.40	3	53.24	-	-	3	53.24	4	73.88	-	-	2	5.53	6	79.41	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1.04	40	143.09		
東かがわ	東かがわ市	4	0.23	3	3.27	1	9.22	8	12.72	1	17.51	-	-	1	17.51	-	-	-	-	1	2.28	1	2.28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	32.51		
三豊	三豊市	4	1.12	2	5.20	2	10.55	8	16.87	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1.82	-	-	-	9	18.69			
内海	小豆島町	2	0.64	1	2.69	1	3.59	4	6.92	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.27	-	-	-	5	7.19			
土庄	土庄町	-	-	-	-	1	5.20	1	5.20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	5.20				
計		369	63.03	30	52.57	14	78.34	413	193.94	10	159.45	8	146.32	18	305.77	12	441.45	5	105.08	6	31.44	23	577.97	1	67.87	1	350.00	3	22.22	35	89.08	4	3.55	8	1.71	506	1,612.11



・公園の名称



区分 (○)	2：街区公園 3：近隣公園 4：地区公園 5：総合公園 6：運動公園 7：特殊公園（風致公園等） 8：特殊公園（動物公園、植物公園、歴史公園等） 9：広域公園
規模 (□)	2：面積1ha未満 3：面積1ha以上 4ha未満 4：面積4ha以上 10ha未満 5：面積10ha以上 50ha未満 6：面積50ha以上 300ha未満 7：面積300ha以上
一連番号 (△)	当該都市計画区域ごとに、区分ごとの一連番号を付する。

① 都市計画公園

高松広域都市計画区域 高松市

計画決定 (令和6年3月31日現在)  
 開設面積 (令和5年3月31日現在)

番号	名 称 公 園 名	種別	位 置	計画決定 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	計画決定 開設面積		摘 要
						当初決定年月日	告示番号	
2・2・101	松 島 公 園	街	松 島 町	0.66	0.54	S23.11.25 H18.9.27	建告 186号 市告 885号	
2・2・102	花 園 公 園	街	花 園 町	0.66	0.09	S23.11.25 同 上	建告 186号	※2
2・2・103	亀 阜 公 園	街	亀 岡 町	0.77	0.77	S23.11.25 S29.2.1	建告 186号 建告 40号	亀岡公園 ※2
2・2・104	二 番 丁 公 園	街	番 町	0.31	0.31	S23.11.25 S30.11.18	建告 186号 建告 1319号	番町二丁目公園 ※2
2・2・105	北 浜 小 公 園	街	北 浜 町	0.04	0.04	S30.2.8 S35.9.26	建告 109号 建告 2111号	※2
2・2・106	東 浜 小 公 園	街	城 東 町	0.05	0.04	S30.2.8 S35.8.24	建告 109号 建告 1722号	城東公園 ※2
2・2・107	御 坊 町 小 公 園	街	御 坊 町	0.06	0.08	S30.2.8 同 上	建告 109号	※2
2・2・108	塩 上 小 公 園	街	塩 上 町	0.05	0.05	S30.2.8 同 上	建告 109号	※2
2・2・109	花 園 第 一 公 園	街	多 賀 町	0.15	0.15	S30.2.8 同 上	建告 109号	※2
2・2・110	花 園 第 二 公 園	街	塩 上 町	0.04	0.04	S30.2.8 同 上	建告 109号	※2
2・2・111	藤 塚 小 公 園	街	藤 塚 町	0.14	0.13	S30.2.8 S56.12.15	建告 109号	※2
2・2・112	中 野 町 小 公 園	街	中 野 町	0.14	0.14	S30.2.8 S41.6.24	建告 109号 建告 2059号	中野町公園 ※2
2・2・113	宮 脇 町 小 公 園	街	宮 脇 町	0.10	0.10	S30.2.8 同 上	建告 109号	番町四丁目公園 ※2
2・2・114	新 開 西 公 園	街	松 福 町	0.30	0.35	S30.11.18 同 上	建告 1319号	※2
2・2・115	新 開 東 公 園	街	松 福 町	0.43	0.43	S30.11.18 同 上	建告 1319号	※2
2・2・116	沖 松 島 北 公 園	街	福 岡 町	0.13	0.14	S30.11.18 同 上	建告 1319号	※2
2・2・117	沖 松 島 中 公 園	街	福 岡 町	0.20	0.18	S30.11.18 同 上	建告 1319号	※2
2・2・118	沖 松 島 南 公 園	街	福 岡 町	0.13	0.13	S30.11.18 同 上	建告 1319号	※2
2・2・119	松 島 北 公 園	街	松 島 町	0.18	0.16	S30.11.18 同 上	建告 1319号	※2
2・2・120	松 島 南 公 園	街	多 賀 町	0.13	0.13	S30.11.18 同 上	建告 1319号	※2
2・2・121	西 方 寺 公 園	街	西 宝 町	0.78	0.17	S30.11.18 S37.11.19	建告 1319号 建告 2911号	※2
2・2・122	沖 松 島 西 公 園	街	福 岡 町	0.16	0.15	S27.5.19 S37.1.18	建告 632号	※2
2・2・123	西 浜 公 園	街	扇 町	0.43	0.44	S40.8.24 同 上	建告 2432号	扇町公園 ※2
2・2・124	洲 端 公 園	街	木 太 町	0.18	0.12	S41.6.24 S42.10.25	建告 2058号 建告 3652号	※2

名 称		種別	位 置	計画 決定 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
番 号	公 園 名					最終決定年月日	告示番号	
2・2・125	明 見 公 園	街	鶴 市 町	0.78	0.78	S46.9.28 同 上	市告 174号	※2
2・2・126	郷 東 第 一 公 園	街	郷 東 町	0.18	0.19	S47.1.17 同 上	市告 8号	※2
2・2・127	郷 東 第 二 公 園	街	郷 東 町	0.30	0.30	S47.1.17 同 上	市告 9号	※2
2・2・128	中 津 公 園	街	鶴 市 町	0.13	0.13	S47.1.17 同 上	市告 10号	※2
2・2・129	姥ヶ池公園	街	亀 岡 町	0.09	0.09	S48.6.13 S54.2.23	市告 132号 市告 37号	※2
2・2・130	南 部 第 1 公 園	街	上 之 町	0.14	0.14	S51.4.5 S56.2.10	市告 70号 市告 19号	上之町北公園 ※2
2・2・131	南 部 第 2 公 園	街	東 ハ ゼ 町	0.23	0.23	S51.4.5 同 上	市告 70号	ハゼ東公園 ※2
2・2・132	南 部 第 3 公 園	街	上 之 町	0.13	0.13	S51.4.5 S52.11.25	市告 70号 市告 203号	上之町南公園 ※2
2・2・133	南 部 第 4 公 園	街	上 之 町	0.05	0.05	S51.4.5 同 上	市告 70号	つくだ橋公園 ※2
2・2・134	南 部 第 5 公 園	街	東 ハ ゼ 町	0.24	0.24	S51.4.5 同 上	市告 70号	ハゼ西公園 ※2
2・2・135	太 田 第 3 公 園	街	上 福 岡 町	0.20	0.20	S55.4.23 同 上	市告 76号	上福岡宮西公園 ※2
2・2・136	太 田 第 4 公 園	街	松 縄 町	0.18	0.18	S55.4.23 同 上	市告 76号	松縄北公園 ※2
2・2・137	太 田 第 6 公 園	街	松 縄 町	0.21	0.21	S55.4.23 同 上	市告 76号	松縄東公園 ※2
2・2・138	太 田 第 7 公 園	街	松 縄 町	0.14	0.14	S55.4.23 同 上	市告 76号	松縄西公園 ※2
2・2・139	太 田 第 8 公 園	街	今 里 町	0.17	0.17	S55.4.23 同 上	市告 76号	今里西脇公園 ※2
2・2・140	太 田 第 1 公 園	街	上 福 岡 町	0.09	0.09	S58.7.1 同 上	市告 143号	上福岡弁財天公園 ※2
2・2・141	太 田 第 2 公 園	街	上 福 岡 町	0.11	0.11	S58.7.1 同 上	市告 143号	上福岡宮東公園 ※2
2・2・142	太 田 第 5 公 園	街	今 里 町	0.14	0.14	S59.10.8 同 上	市告 214号	今里東脇公園 ※2
2・2・143	亥 浜 第 2 公 園	街	屋 島 西 町	0.19	0.19	S58.10.5 同 上	市告 202号	※2
2・2・144	洲 端 第 2 公 園	街	木 太 町	0.11	0.11	S58.10.5 同 上	市告 202号	※2
2・2・145	今 里 楠 川 公 園	街	今 里 町	0.06	0.06	S59.10.8 同 上	市告 214号	※2
2・2・146	相 引 東 公 園	街	高 松 町	0.20	0.20	S59.10.8 同 上	市告 214号	※2
2・2・147	高 田 公 園	街	上 天 神 町	0.20	0.20	S62.3.4 同 上	市告 56号	※2
2・2・148	杣 場 川 公 園	街	城 東 町	0.26	0.31	S63.7.15 同 上	市告 422号	※2
2・2・149	松 島 東 公 園	街	松 島 町	0.20	0.20	H3.3.12 同 上	市告 123号	※2
2・2・150	木 太 北 部 公 園	街	木 太 町	0.12	0.12	H3.10.2 同 上	市告 476号	※2
2・2・151	沖 松 島 新 公 園	街	福 岡 町	0.47	0.47	S56.11.30 H3.12.5	市告 235号 市告 574号	※2
2・2・152	伏 石 中 公 園	街	伏 石 町	0.22	0.22	H4.11.26 同 上	市告 586号	※2
2・2・153	伏 石 東 公 園	街	伏 石 町	0.21	0.21	H4.11.26 同 上	市告 586号	※2
2・2・154	サコ裕公園	街	林 町	0.24	0.24	H4.11.26 同 上	市告 586号	※2
2・2・155	居 石 公 園	街	伏 石 町	0.21	0.21	H4.11.26 同 上	市告 586号	居石ふれあい公園 ※2
2・2・156	多 肥 北 公 園	街	多 肥 下 町	0.31	0.31	H4.11.26 同 上	市告 586号	※2
2・2・157	多 肥 南 公 園	街	多 肥 下 町	0.56	0.56	H4.11.26 同 上	市告 586号	※2
2・2・158	多 肥 東 公 園	街	多 肥 下 町	0.21	0.21	H4.11.26 同 上	市告 586号	※2
2・2・159	三 軒 屋 公 園	街	伏 石 町	0.29	0.29	H4.11.26 同 上	市告 586号	※2
2・2・160	サコ裕西公園	街	林 町	0.23	0.23	H4.11.26 同 上	市告 586号	※2

名 称		種別	位 置	計画 決定 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
番 号	公 園 名					最終決定年月日	告示番号	
2・2・161	天 皇 北 公 園	街	林 町	0.25	0.25	H4.11.26 同 上	市告 586号	天皇公園 ※2
2・2・162	木 太 新 開 公 園	街	木 太 町	0.22	0.22	H6.3.1 同 上	市告 142号	※2
2・2・163	伏 石 北 公 園	街	伏 石 町	0.20	0.20	H7.8.4 同 上	市告 547号	※2
2・2・164	松 縄 天 満 公 園	街	松 縄 町	0.17	0.17	H7.8.4 同 上	市告 547号	※2
2・2・165	下 西 原 公 園	街	木 太 町	0.19	0.19	H7.8.4 同 上	市告 547号	※2
2・2・166	松 縄 下 所 公 園	街	松 縄 町	0.21	0.21	H7.8.4 同 上	市告 547号	※2
2・2・167	宮 前 公 園	街	木 太 町	0.18	0.18	H7.8.4 同 上	市告 547号	木太宮前公園 ※2
2・2・168	伏 石 立 石 公 園	街	伏 石 町	0.22	0.22	H7.8.4 同 上	市告 547号	※2
2・2・169	伏 石 南 公 園	街	伏 石 町	0.21	0.21	H7.8.4 同 上	市告 547号	※2
2・2・170	平 塚 公 園	街	木 太 町	0.21	0.21	H7.8.4 同 上	市告 547号	※2
2・2・171	多 肥 西 公 園	街	多 肥 下 町	0.31	0.31	H7.8.4 同 上	市告 547号	※2
2・2・172	岡 の 山 公 園	街	牟 礼 町	0.12	0.12	S49.1.28 同 上	町告 2号	※1※2※4
2・2・173	浜 西 公 園	街	牟 礼 町	0.06	0.06	S50.7.3 同 上	町告 7号	※2※4
2・2・174	川 西 公 園	街	牟 礼 町	0.18	0.18	S54.2.23 同 上	町告 1号	※2※4
2・2・175	野 上 公 園	街	牟 礼 町	0.50	0.50	H4.9.18 H6.12.1	町告 42号 町告 53号	※2※4
2・2・176	新 居 児 童 公 園	街	国 分 寺 町	0.14	0.14	S61.8.25 同 上	町告 34号	※2※4
2・2・177	三 谷 公 園	街	三 谷 町	0.20	0.31	H26.8.22	市告 733号	みたに三郎池公園
2・2・178	太 田 南 皿 井 公 園	街	太 田 上 町	0.31	0.30	H27.8.21	市告 721号	
2・2・179	木 太 え び す 公 園	街	木 太 町	0.21	0.21	H28.3.4	市告 171号	
2・2・180	香 西 南 町 公 園	街	香 西 南 町	0.31	0.31	H28.3.4	市告 171号	香西中央公園
2・2・181	大 野 公 園	街	香 川 町	0.24	0.26	H29.4.7	市告 300号	大野ふれあい公園
2・2・182	円 座 永 井 公 園	街	円 座 町	0.25	0.25	R1.7.22	市告 283号	円座れいわ公園
2・2・183	檀 紙 公 園	街	御 厩 町	0.30	-	R3.6.30	市告 509号	
2・2・184	鬼 無 公 園	街	鬼 無 町 字 佐 藤	0.30	0.30	R4.8.3 同 上	市告 579号	
2・2・185	香 川 町 川 東 公 園	街	香 川 町 川 東 上	0.30	-	R4.8.3 同 上	市告 579号	
3・2・106	太 田 中 央 公 園	近	太 田 下 町	0.90	0.93	H4.11.26 同 上	市告 586号	※2
3・2・108	松 縄 流 石 中 央 公 園	近	松 縄 町	0.70	0.68	H7.8.4 同 上	市告 547号	※2
3・3・101	福 岡 公 園	近	福 岡 町	1.32	-	S29.9.6 同 上	建告 1392号	※2
3・3・102	紫 雲 公 園	近	宮 脇 町	1.64	1.87	S30.11.18 同 上	建告 1319号	※2
3・3・103	円 座 公 園	近	円 座 町	2.50	2.48	S42.3.11 S43.10.8	建告 512号 建告 3023号	県立公園 ※2
3・3・104	今 里 中 筋 公 園	近	今 里 町	1.00	1.01	S59.10.19 同 上	県告 801号	今里中央公園 ※2
3・3・105	伏 石 中 央 公 園	近	伏 石 町	1.21	1.21	H4.11.26 同 上	市告 586号	※2
3・3・107	長 池 中 央 公 園	近	林 町	1.00	0.96	H4.11.26 同 上	市告 586号	※2
3・3・109	木 太 中 央 公 園	近	木 太 町	1.40	1.43	H7.8.4 同 上	市告 547号	※2
3・3・110	平 塚 中 央 公 園	近	木 太 町	1.00	1.00	H7.8.4 同 上	市告 547号	※2
3・3・111	牟 礼 中 央 公 園	近	牟 礼 町	2.70	3.45	S53.10.19 同 上	県告 855号	※2※4

名 称		種別	位 置	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
番 号	公 園 名					最終決定年月日	告示番号	
3・3・112	御 山 公 園	近	牟 礼 町	3.50	3.56	S61.3.28 H3.3.12	県告 335号 県告 162号	※2※4
4・3・101	中 央 公 園	地	番 町	3.39	3.52	S23.11.25 同 上	建告 186号	※2
4・4・102	橘 ノ 丘 公 園	地	国 分 寺 町	9.80	9.77	H3.3.12 同 上	県告 164号	橘ノ丘総合運動公園 ※2※4
4・4・103	如 意 輪 寺 公 園	地	国 分 寺 町	4.40	4.41	H8.12.3 同 上	県告 893号	※2※4
5・5・101	仏 生 山 公 園	総	仏 生 山 町	12.00	9.00	S27.5.19 S34.10.26	建告 632号 建告 2065号	※2
6・4・103	南部地域運動公園	運	香 南 町	4.20	4.20	H27.2.26	市告 145号	
6・5・102	高松市東部運動公園	運	高 松 町	47.20	47.20	H6.12.16 同 上	県告 870号	※2
6・6・101	香川県総合運動公園	運	生 島 町	30.90	30.90	S54.2.20 同 上	県告 165号	県立公園 ※2
8・4・101	玉 藻 公 園	風致外	玉 藻 町	8.90	8.41	S49.4.30 H10.7.10	県告 241号 県告 505号	※2
8・6・102	栗 林 公 園	風致外	栗 林 町	75.40	75.31	S30.11.18 S54.2.20	建告 1319号 県告 164号	県立公園 ※2
9・6・101	香川中央広域公園 (綾川町の区域を含む)	広	香川町、香南町、 綾川町	99.00	67.87	S61.11.21 R4.1.28	県告 1125号 県告 35号	さぬき空港公園 県立公園 ※2※3
計	箇所数 107 箇所			333.87	297.22			

※1 昭和51年11月 6日名称変更  
 ※2 平成16年 5月17日名称変更  
 ※3 平成18年 6月 2日名称・住所表記変更  
 ※4 平成18年 3月31日名称・住所表記変更

### 香川県総合運動公園

高松市の中心市街地から約 10 km西に位置する生島町の塩田跡地にあり、北は生島湾に面し、三方が瀬戸内海国立公園の一角である五色台丘陵に囲まれた「海の見える運動公園」です。園内には、ナイター施設を有する野球場をはじめ、テニスコート、サッカー、ラグビー場などの運動施設が配置され、緑と水を取り入れた園地、園路が整備されています。

### さぬき空港公園 (香川中央広域公園)

さぬき空港公園は、広域化、多様化するレクリエーション活動の拠点として、また高松空港周辺の環境を保全するため「人との出会い・空とのふれあい・自然との調和」を基本テーマとして整備を進めている全体計画面積が 99.0 ha の広域公園です。

現在、記念広場やグラススキー場など 67.87 ha を開園しており、残りの区域についても、魅力的な公園を目指し整備中です。

中讃広域都市計画区域 丸亀市

計画決定 (令和6年3月31日現在)  
開設面積 (令和5年3月31日現在)

名 称		種別	位 置	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
番 号	公 園 名					最終決定年月日	告示番号	
2・2・101	農人児童公園	街	中 府 町	0.16	-	S28.1.16 同上	建告 28号	※2
2・2・102	米屋町児童公園	街	米 屋 町	0.16	-	S28.1.16 同上	建告 28号	※2
2・2・103	塩屋児童公園	街	塩 屋 町	0.17	0.17	S28.1.16 同上	建告 28号	※1※2
2・2・104	みなと公園	街	福 島 町	0.42	0.42	S28.1.16 S56.11.17	建告 28号 市告 353号	※2
2・2・105	平山児童公園	街	北 平 山 町	0.09	0.09	S28.1.16 S56.11.17	建告 28号 市告 353号	※2
2・2・106	安達児童公園	街	土 器 町	0.39	0.39	S56.11.17 同上	市告 135号	※2
2・2・107	東新開児童公園	街	土 器 町	0.30	0.30	S56.11.17 同上	市告 135号	※2
2・2・108	金倉児童公園	街	金 倉 町	0.35	0.35	S56.11.17 同上	市告 135号	※2
2・2・109	富士見児童公園	街	富 士 見 町	0.15	0.15	S56.11.17 H15.8.29	市告 135号 市告 180号	※2
2・2・110	二軒茶屋児童公園	街	土 器 町	0.16	0.16	S61.11.28 同上	市告 128号	※2
3・3・101	市民ひろば	近	大 手 町	1.30	1.30	S56.11.17 H14.8.5	市告 135号 市告 136号	丸亀市民ひろば ※2
3・3・102	三浦運動公園	近	土 器 町	1.10	1.13	S56.12.17 同上	県告 1040号	三浦運動広場 ※2
3・3・103	蓮池公園	近	中 府 町	2.80	2.81	S61.11.28 同上	県告 1154号	※2
5・4・801	飯山総合運動公園	総	飯山町東坂元	9.40	9.36	S63.12.27 同上	県告 902号	丸亀市飯山総合運動公園 ※2
6・5・101	丸亀総合運動公園	運	新田町、原田町、 金倉町	40.20	31.42	S56.12.17 H31.3.5	建告 1040号 県告 60号	丸亀市総合運動公園 県立公園を含む
8・5・101	亀山公園	歴	一 番 丁	20.50	20.48	S27.5.19 S56.12.17	建告 626号 県告 1040号	※2
計	箇所数 16 箇所			77.65	68.53			

※1 昭和61年11月28日名称・住所表記変更  
※2 平成16年 5月17日名称変更

中讃広域都市計画区域 善通寺市

計画決定 (令和6年3月31日現在)  
開設面積 (令和5年3月31日現在)

名 称		種別	位 置	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
番 号	公 園 名					最終決定年月日	告示番号	
2・2・201	片原町児童公園	街	文 京 町	0.18	0.18	S30.11.18 S52.11.29	建告 1315号 市告 29号	※
2・2・202	金蔵寺児童公園	街	金 蔵 寺 町	0.20	0.10	S45.10.7 同上	市告 24号	※
4・4・201	朝比奈運動公園	地	弘 田 町	4.20	2.55	S48.3.29 H26.3.28	県告 219号 市告 41号	
4・4・202	村上池運動公園	地	金 蔵 寺 町	7.90	7.73	H26.3.28	市告 40号	
計	箇所数 4 箇所			12.48	10.56			

※ 平成16年 5月17日名称変更

中讃広域都市計画区域 宇多津町

計画決定 (令和6年3月31日現在)  
開設面積 (令和5年3月31日現在)

名 称		種別	位 置	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
番 号	公 園 名					最終決定年月日	告示番号	
2・2・301	平 山 公 園	街	宇多津町字新開	0.36	0.39	S48.1.9 同 上	町告 2号	※1※2
2・2・302	宇多津1号公園	街	宇多津町浜	0.15	0.15	S54.2.27 同 上	町告 15号	※2
2・2・303	宇多津2号公園	街	宇多津町浜	0.15	0.14	S54.2.27 同 上	町告 15号	※2
2・2・304	宇多津3号公園	街	宇多津町浜	0.48	0.48	S54.2.27 同 上	町告 15号	※2
2・2・305	宇多津4号公園	街	宇多津町浜	0.15	0.15	S54.2.27 同 上	町告 15号	※2
2・2・306	宇多津5号公園	街	宇多津町浜	0.12	0.12	S54.2.27 同 上	町告 15号	※2
2・2・307	宇多津6号公園	街	宇多津町浜	0.15	0.15	S54.2.27 同 上	町告 15号	※2
3・3・301	宇多津臨海公園	近	宇多津町浜	3.60	3.62	S54.2.20 同 上	県告 163号	※2
3・3・302	宇多津中央公園	近	宇多津町浜	1.60	1.63	S54.2.20 同 上	県告 163号	※2
7・5・301	聖通寺山公園	風	宇多津町 字平山、坂下	26.50	26.50	S28.1.16 S60.11.1	建告 32号 県告 952号	※2
計	箇所数 10 箇所			33.26	33.33			

※1 昭和54年 2月27日名称変更  
※2 平成16年 5月17日名称変更

中讃広域都市計画区域 多度津町

計画決定 (令和6年3月31日現在)  
開設面積 (令和5年3月31日現在)

名 称		種別	位 置	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
番 号	公 園 名					最終決定年月日	告示番号	
3・3・401	堀 江 公 園	近	多度津町堀江	1.60	1.24	S61.11.21 H2.8.17	県告 1123号 県告 636号	※
7・5・401	桃 陵 公 園	風	多度津町桃山	11.10	10.06	S44.5.20 S53.10.5	建告 2605号 県告 844号	県立公園 ※
計	箇所数 2 箇所			12.70	11.30			

※ 平成16年 5月17日名称変更

中讃広域都市計画区域 まんのう町

計画決定 (令和6年3月31日現在)  
開設面積 (令和5年3月31日現在)

名 称		種別	位 置	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
番 号	公 園 名					最終決定年月日	告示番号	
5・5・501	満濃町総合公園	総	満濃町大字吉野	10.40	10.40	H14.7.5 同 上	県告 469号	かりんの丘公園 ※
9・7・501	国営讃岐まんのう公園	国営	満濃町大字炭所西 他	350.00	350.00	S61.8.29 同 上	県告 877号の2	国営公園 ※
計	箇所数 2 箇所			360.40	360.40			

※ 平成16年 5月17日名称変更

中讃広域都市計画区域 琴平町

計画決定 (令和6年3月31日現在)  
開設面積 (令和5年3月31日現在)

名 称		種別	位 置	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
番 号	公 園 名					最終決定年月日	告示番号	
6・5・601	琴平町いこいの郷公園	運	琴平町五篠	15.50	15.47	H13.3.30 同 上	県告 235号	※
計	箇所数 1 箇所			15.50	15.47			

※ 平成16年 5月17日名称変更



坂出都市計画区域 坂出市

計画決定 (令和6年3月31日現在)  
開設面積 (令和5年3月31日現在)

名称		種別	位置	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘要
番号	公園名					最終決定年月日	告示番号	
2・2・1	梅園児童公園	街	本町	0.36	0.57	S30.11.18 H元.12.15	建告 1318号 市告 75号	香風園 ※2
2・2・2	鉄砲町児童公園	街	元町	0.10	0.10	S32.3.30 同上	建告 407号	※1※2
2・2・3	御供所公園	街	御供所町	0.35	0.35	S47.11.18 同上	市告 184号	※1※2
2・2・4	鎌田池公園	街	小山町	0.62	0.62	S50.7.10 同上	市告 83号	※1※2
2・2・5	西庄児童公園	街	西庄町	0.17	0.17	S51.4.3 同上	市告 27号	※2
2・2・6	東大浜第1公園	街	久米町	0.20	0.20	S52.11.19 同上	市告 205号	※2
2・2・7	東大浜第2公園	街	久米町	0.40	0.40	S52.11.19 同上	市告 205号	※2
2・2・8	東大浜第3公園	街	久米町	0.20	0.20	S52.11.19 同上	市告 205号	※2
2・2・9	西大浜第1公園	街	西大浜北	0.85	0.85	S55.3.4 同上	市告 45号	※2
2・2・10	西大浜第2公園	街	西大浜南	0.32	0.32	S55.3.4 同上	市告 45号	※2
2・2・11	西大浜第3公園	街	西大浜南	0.51	0.51	S55.3.4 同上	市告 45号	※2
2・2・12	西大浜第4公園	街	中央町	0.21	0.21	S55.3.4 同上	市告 45号	※2
2・2・13	西大浜第5公園	街	築港町	0.23	0.22	S55.3.4 同上	市告 45号	※2
2・2・14	西原公園	街	川津町	0.16	0.16	S53.3.1 同上	市告 41号	※1※2
2・2・15	平成公園	街	江尻町	0.19	0.19	H元.12.15 同上	市告 75号	※2
7・5・1	聖通寺山公園	風	坂出町外	24.71	12.00	S27.5.19 R4.3.2	建告 623号 市告 49号	※2
計	箇所数 16 箇所			29.58	17.07			

※1 平成元年12月15日名称変更  
※2 平成16年 5月17日名称変更

観音寺都市計画区域 観音寺市

計画決定 (令和6年3月31日現在)  
開設面積 (令和5年3月31日現在)

名称		種別	位置	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘要
番号	公園名					最終決定年月日	告示番号	
2・2・1	中央児童公園	街	観音寺町甲	0.06	0.06	S48.4.14 H31.3.26	市告 23号 市告 46号	
2・2・2	ひがし児童公園	街	観音寺町甲	0.10	0.10	S51.5.27 S52.11.24	市告 27号 市告 54号	
2・2・3	山田児童公園	街	柞田町乙	0.44	0.44	S54.6.27	市告 42号	
2・2・4	明星児童公園	街	観音寺町甲	0.11	0.12	S61.3.12	市告 12号	
2・2・5	瀬戸町ふれあい公園	街	瀬戸町三丁目甲	0.08	0.08	H31.3.26	市告 46号	
6・5・1	観音寺市総合運動公園	運	池之尻町	17.10	13.45	S46.1.7 H19.3.30	県告 17号 県告 173号	
7・6・1	琴弾公園	風	有明町	38.70	38.56	S45.10.1 S59.3.13	県告1056号 県告 183号	県立公園
計	箇所数 7 箇所			56.59	52.81			

豊浜都市計画区域 観音寺市

計画決定 (令和6年3月31日現在)  
開設面積 (令和5年3月31日現在)

名 称		種別	位 置	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
番 号	公 園 名					最終決定年月日	告示番号	
4・4・1	一の宮公園	地	豊浜町姫浜	4.20	4.11	S55.8.5 H19.1.17	県告 773号 市告 2-2号	
計	箇所数 1 箇所			4.20	4.11			

さぬき都市計画区域 さぬき市

計画決定 (令和6年3月31日現在)  
開設面積 (令和5年3月31日現在)

名 称		種別	位 置	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
番 号	公 園 名					最終決定年月日	告示番号	
2・2・1	南志度ニュータウン第1号公園	街	大字志度字稲荷越	0.66	0.66	S56.11.17 同上	町告 89号	※
2・2・2	南志度ニュータウン第2号公園	街	大字志度字宗林堂	0.33	0.33	S56.11.17 同上	町告 89号	※
2・2・3	南志度ニュータウン第3号公園	街	大字志度字稲荷越	0.10	0.10	S56.11.17 同上	町告 89号	※
2・2・4	南志度ニュータウン第4号公園	街	大字末字西内間	0.15	0.13	S56.11.17 同上	町告 89号	※
4・4・1	志度中央スポーツ公園	地	志度町大字鴨庄 字神名谷及び大人	5.70	5.71	S56.7.7 S61.7.1	県告 563号 県告 726号	※
5・5・1	津田総合公園	総	津田町津田 字北比与	11.00	11.00	S62.3.3 同上	県告 161号	※
5・5・2	長尾総合公園	総	長尾町大字東、 大字名	16.60	16.86	S54.11.20 H11.3.9	県告 1060号 県告 166号	※
7・5・1	琴林公園	風	津田町津田字琴林	11.00	9.45	S31.9.5 S59.3.13	建告 1414号 県告 184号	県立公園 ※
計	箇所数 8 箇所			45.54	44.24			

※ 平成16年 5月17日名称変更

東かがわ都市計画区域 東かがわ市

計画決定 (令和6年3月31日現在)  
開設面積 (令和5年3月31日現在)

名 称		種別	位 置	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
番 号	公 園 名					最終決定年月日	告示番号	
4・4・1	白鳥中央公園	地	白鳥町帰来	9.20	9.22	S61.2.25 同上	県告 189号	※
5・5・1	大内総合運動公園	総	大内町西村	17.50	17.51	S61.11.18 H11.3.9	県告 1119号 県告 165号	とらまる公園 ※
計	箇所数 2 箇所			26.70	26.73			

※ 平成16年 5月17日名称変更

三豊都市計画区域 三豊市

計画決定 (令和6年3月31日現在)  
開設面積 (令和5年3月31日現在)

番号	名称	種別	位置	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘要
						最終決定年月日	告示番号	
2・2・1	塩生児童公園	街	詫間町詫間	0.23	0.23	S53.7.27	町告 2166号	※
2・2・2	仁尾浜児童公園	街	仁尾町仁尾	0.30	0.30	S52.2.21	町告 6号	※
2・2・3	金坂公園	街	仁尾町仁尾	0.36	0.36	H2.11.6	町告 55号	※
3・3・1	西野近隣公園	近	詫間町詫間	3.20	3.20	S53.6.29 H2.8.17	県告 575号 県告 635号	※
3・3・2	仁尾公園	近	仁尾町仁尾	2.00	2.00	S52.2.22	県告 160号	※
4・4・1	不動の滝 カントリーパーク	地	豊中町岡本	5.80	5.84	S59.12.18 H3.9.27	県告 1023号 県告 718号	※
4・4・2	財田川 リバーサイドパーク	地	豊中町本山甲、岡本	4.70	4.71	H10.7.7	県告 496号	※
計	箇所数 7 箇所			16.59	16.64			

※令和3年5月31日名称変更 (市告第114号)

内海都市計画区域 小豆島町

計画決定 (令和6年3月31日現在)  
開設面積 (令和5年3月31日現在)

番号	名称	種別	位置	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘要
						最終決定年月日	告示番号	
2・2・1	草壁児童公園	街	内海町草壁本町	0.22	0.22	S52.12.10	町告 24号	
2・2・2	草壁第2児童公園	街	内海町草壁本町	0.41	0.42	S57.2.25	町告 2号	
3・3・1	柴中公園	近	小豆島町神懸通	2.70	2.69	H21.2.10	町告 5号	
4・3・3	馬木公園	地	内海町苗羽	3.60	3.59	S57.3.6	県告 184号	
計	箇所数 4 箇所			6.93	6.92			

土庄都市計画区域 土庄町

計画決定 (令和6年3月31日現在)  
開設面積 (令和5年3月31日現在)

番号	名称	種別	位置	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘要
						最終決定年月日	告示番号	
4・4・1	高見山公園	地	土庄町字堀切	5.20	5.20	H元.5.9 H7.8.4	県告 501号 県告 568号	
計	箇所数 1 箇所			5.20	5.20			

② 都市計画緑地

計画決定 (令和6年3月31日現在)  
開設面積 (令和5年3月31日現在)

都市計画区域名	都市名	名称		位置	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘要
		番号	公園名				最終決定年月日	告示番号	
高松広域	高松市	1	香東川緑地	郷東町、円座町外	100.90	29.31	S47.9.28 同上	県告 572号	香東川公園 県立公園 ※
		2	杣場川緑道	松福町	0.50	0.59	S51.4.5 同上	市告 71号	※
		3	木太海浜緑地	木太町	0.30	0.32	S58.7.1 同上	市告 144号	※
		4	新浜緑地	屋島西町	0.16	0.16	S60.11.2 同上	市告 352号	※
		5	相引川緑地	屋島中町	0.23	0.23	H7.8.4 同上	市告 54号	※
		計	箇所数 5 箇所			102.09	30.61		
中讃広域	丸亀市	1	土器川河川敷緑地	土器町、川西町外	195.30	40.94	S47.3.4 S48.4.7	県告 139号 県告 255号	土器川公園他4公園 県立公園を含む※
		2	塩屋町緑地	新浜町	3.10	3.13	S52.9.1 S56.12.17	県告 615号 県告 1041号	※
		3	富士見町緑地	富士見町	2.40	2.17	S56.12.17 同上	県告 1041号	※
		4	三浦緑地	土器町	0.30	0.27	S56.11.17 同上	市告 134号	※
		5	東汐入川緑道	土居町	0.80	0.88	S56.11.17 同上	市告 134号	※
		6	外濠緑道	十番丁	0.90	0.93	S61.11.28 同上	市告 129号	外濠緑道公園 ※
	計	箇所数 6 箇所			202.80	48.32			
	宇多津町	7	宇多津1号緑地	宇多津町浜	1.20	1.21	S61.4.4 同上	県告 435号	宇多津臨海公園 ※
		8	宇多津2号緑地	宇多津町浜	0.80	0.78	S54.2.27 同上	町告 14号	宇多津臨海公園 ※
	計	箇所数 2 箇所			2.00	1.99			
まんのう町	9	祓川公園	満濃町大字吉野下	1.60	1.87	S52.9.1 同上	県告 614号	※	
坂出	坂出市	1	坂出緩衝緑地	番の洲地区	28.20	20.48	S47.11.9 同上	県告 662号	県立公園 ※
		2	八幡地区緩衝緑地	八幡町	0.70	0.71	S58.9.29 同上	市告 59号	田尾坂公園 ※
		3	川津地区緩衝緑地	川津町	1.10	1.03	S60.5.28 同上	県告 498号	下川津緑地公園 ※
		4	沙弥島緑地	沙弥島	0.44	0.44	S60.10.29 同上	市告 64号	※
		計	箇所数 4 箇所			30.44	22.66		
観音寺	観音寺市	1	三本松緑地	三本松町	1.20	1.00	S55.8.5 H24.3.9	県告 772号 市告 47号	
三豊	三豊市	1	仁尾海岸緑地	仁尾町大字仁尾	1.80	1.82	S52.2.22	県告 159号	※1
合計		箇所数 20 箇所			341.93	108.27			

※ 平成16年5月17日名称変更  
※1 令和 3年5月31日名称変更

③ 墓園

計画決定 (令和6年3月31日現在)  
開設面積 (令和5年3月31日現在)

都計 区域名	市画 都市名	名 称		位 置	計画 決定 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
		番 号	公 園 名				最終決定年月日	告示番号	
高松広域	高松市	1	平和公園	三谷町	20.20	11.86	S47.1.18 同上	県告 33号	※2
		2	六ツ目墓園	国分寺町福家 字六ツ目	4.20	4.20	H12.3.1 同上	町告 49号	※2※3
		計	箇所数 2 箇所		24.40	16.06			
中讃広域	丸亀市	1	青の山墓地公園	飯野町	11.50	7.57	S47.11.9 同上	県告 663号	丸亀市青ノ山墓地公園 ※2
さぬき	さぬき市	1	津田墓園	津田町津田字琴林	2.03	2.03	S38.10.4 同上	建告 2588号	※1※2
		2	鶴羽墓園	津田町鶴羽字西山	3.50	3.50	S49.11.13 同上	町告 25号	※1※2
		計	箇所数 2 箇所		5.53	5.53			
東かがわ	東かがわ市	1	白鳥霊園	白鳥本町松原	1.39	2.28	S29.5.11 同上	建告 708号	※2
合 計		箇所数 6 箇所		42.82	31.44				

※1 昭和59年 3月13日名称変更  
 ※2 平成16年 5月17日名称変更  
 ※3 平成18年 3月31日名称・住所表記変更

④その他の都市公園

名 称		種別	位 置	計画 決定 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
番 号	公 園 名					最終決定年月日	告示番号	
	松 島 中 公 園	街	松 島 町	—	0.06	—	—	
	一 本 松 公 園	街	高 松 町	—	0.03	—	—	
	鞍 掛 公 園	街	高 松 町	—	0.05	—	—	
	瓦 町 小 公 園	街	瓦 町	—	0.01	—	—	
	三 条 公 園	街	三 条 町	—	0.06	—	—	
	香 西 公 園	街	香 西 北 町	—	0.03	—	—	
	下 田 井 公 園	街	下 田 井 町	—	0.02	—	—	
	赤 牛 公 園	街	高 松 町	—	0.24	—	—	
	新 北 町 南 公 園	街	新 北 町	—	0.31	—	—	
	新 北 町 北 公 園	街	新 北 町	—	0.26	—	—	
	扇 町 西 公 園	街	扇 町	—	0.20	—	—	
	永 之 谷 公 園	街	高 松 町	—	0.27	—	—	
	津 之 町 公 園	街	高 松 町	—	0.17	—	—	
	新 浜 公 園	街	屋 島 西 町	—	0.19	—	—	
	屋 島 中 央 公 園	街	屋 島 西 町	—	0.95	—	—	
	亥 浜 公 園	街	屋 島 西 町	—	0.26	—	—	
	景 山 公 園	街	屋 島 西 町	—	0.19	—	—	
	洲 端 西 公 園	街	観 光 町	—	0.07	—	—	
	新 田 公 園	街	新 田 町	—	0.22	—	—	
	郷 東 町 新 池 北 公 園	街	郷 東 町	—	0.23	—	—	
	郷 東 町 新 池 東 公 園	街	郷 東 町	—	0.08	—	—	
	乾 船 入 南 公 園	街	郷 東 町	—	0.33	—	—	
	乾 船 入 北 公 園	街	郷 東 町	—	0.25	—	—	
	福 岡 三 丁 目 公 園	街	福 岡 町	—	0.10	—	—	
	半 田 公 園	街	飯 田 町	—	0.12	—	—	
	小 坂 公 園	街	飯 田 町	—	0.16	—	—	
	大 的 場 公 園	街	浜 ノ 町	—	0.12	—	—	
	錦 町 公 園	街	浜 ノ 町	—	0.06	—	—	
	青 木 公 園	街	飯 田 町	—	0.22	—	—	
	花 園 ふ れ あ い 公 園	街	花 園 町	—	0.16	—	—	
	鹿 角 公 園	街	鹿 角 町	—	0.13	—	—	
	川 島 中 央 公 園	街	川 島 本 町	—	0.22	—	—	
	十 川 ふ れ あ い 公 園	街	十 川 西 町	—	0.11	—	—	
	原 公 園	街	牟 礼 町	—	0.31	—	—	



名 称		種別	位 置	計画 決定 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
番 号	公 園 名					最終決定年月日	告示番号	
	塩上三丁目公園	街	塩上町	—	0.14	—	—	
	生島ふれあい公園	街	生島町	—	0.17	—	—	
	由良川東公園	街	由良町	—	0.12	—	—	
	岡本公園	街	岡本町	—	0.19	—	—	
	玉藻町公共広場公園	街	玉藻町	—	0.22	—	—	
	前田勘定公園	街	前田西町	—	0.01	—	—	
	多肥日暮小公園	街	多肥上町	—	0.02	—	—	
	屋島西町子の浜公園	街	屋島西町	—	0.05	—	—	
	塩江安原公園	街	塩江町	—	0.38	—	—	
	茜町小公園	街	茜町	—	0.04	—	—	
	房前公園	近	牟礼町	—	1.91	—	—	
	峰山公園	総	峰山町	—	15.28	—	—	
	香西立石公園	街	香西西町	—	0.21	—	—	
	朝日町公園	街	朝日町	—	0.16	—	—	
	片田公園	街	春日町	—	0.10	—	—	
	林公園	街	林町	—	0.11	—	—	
	今里公園	街	今里町	—	0.07	—	—	
	鬼無山辺小公園	街	鬼無町	—	0.04	—	—	
	多肥さくら公園	街	多肥上町	—	0.10	—	—	
	多肥上町小公園	街	多肥上町	—	0.04	—	—	
	浜ノ町公園	街	浜ノ町	—	0.16	—	—	
	津内山公園	街	御厩町	—	0.40	—	—	
	春日中央公園	街	春日町	—	0.10	—	—	
	山椒山公園	街	牟礼町	—	0.16	—	—	
	牟礼川東公園	街	牟礼町	—	0.08	—	—	
	パーク六万寺公園	街	牟礼町	—	0.23	—	—	
	川内原第一南公園	街	香川町	—	0.03	—	—	
	川内原第一北公園	街	香川町	—	0.03	—	—	
	香川ふなおか公園	街	香川町	—	0.08	—	—	
	女木公園	街	女木町	—	0.07	—	—	
	安原西谷団地公園	街	塩江町	—	0.16	—	—	
	不動の滝公園	街	庵治町	—	0.15	—	—	
	庵治朝日児童公園	街	庵治町	—	0.25	—	—	
	庵治高尻児童公園	街	庵治町	—	0.05	—	—	
	庵治交通ミニ公園	街	庵治町	—	0.09	—	—	
	庵治城岬公園	街	庵治町	—	0.73	—	—	

名 称		種別	位 置	計画 決定 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
番 号	公 園 名					最終決定年月日	告示番号	
	庵治丸山親水公園	街	庵 治 町	—	0.18	—	—	
	庵治浜公園	街	庵 治 町	—	0.05	—	—	
	庵治鎌野公園	街	庵 治 町	—	0.07	—	—	
	庵治才田公園	街	庵 治 町	—	0.02	—	—	
	片田第二公園	街	春 日 町	—	0.02	—	—	
	津之町第二公園	街	高 松 町	—	0.02	—	—	
	檀ノ浦第一公園	街	屋 島 東 町	—	0.09	—	—	
	檀ノ浦第二公園	街	屋 島 東 町	—	0.31	—	—	
	檀ノ浦第三公園	街	屋 島 東 町	—	0.04	—	—	
	檀ノ浦第四公園	街	屋 島 東 町	—	0.06	—	—	
	檀ノ浦第五公園	街	屋 島 東 町	—	0.15	—	—	
	檀ノ浦第六公園	街	屋 島 東 町	—	0.05	—	—	
	西町小公園	街	西 町	—	0.03	—	—	
	寺井阿庄公園	街	寺 井 町	—	0.02	—	—	
	寺井下川原公園	街	寺 井 町	—	0.05	—	—	
	新田さつきヶ丘公園	街	新 田 町	—	0.19	—	—	
	円座団地公園	街	円 座 町	—	0.02	—	—	
	十川西団地公園	街	十 川 西 町	—	0.02	—	—	
	牟礼原クリーンハイ 西 公 園	街	牟 礼 町	—	0.20	—	—	
	牟礼原クリーンハイ 東 公 園	街	牟 礼 町	—	0.05	—	—	
	牟礼玉藻台公園	街	牟 礼 町	—	0.01	—	—	
	牟礼自由ヶ丘北公園	街	牟 礼 町	—	0.02	—	—	
	牟礼自由ヶ丘南公園	街	牟 礼 町	—	0.05	—	—	
	牟礼大町朝日団地 公 園	街	牟 礼 町	—	0.01	—	—	
	牟礼桜ヶ丘公園	街	牟 礼 町	—	0.03	—	—	
	牟礼つくしの団地 公 園	街	牟 礼 町	—	0.01	—	—	
	牟礼堀越団地上公園	街	牟 礼 町	—	0.02	—	—	
	牟礼薬師団地公園	街	牟 礼 町	—	0.01	—	—	
	屋島みどりヶ丘 東 公 園	街	牟 礼 町	—	0.02	—	—	
	屋島みどりヶ丘 西 公 園	街	牟 礼 町	—	0.05	—	—	
	新八栗台東公園	街	牟 礼 町	—	0.09	—	—	
	新八栗台西公園	街	牟 礼 町	—	0.08	—	—	
	牟礼六万寺台団地 公 園	街	牟 礼 町	—	0.02	—	—	
	牟礼浜ヶ丘西 朝 日 公 園	街	牟 礼 町	—	0.07	—	—	
	牟礼朝ヶ丘北 朝 日 公 園	街	牟 礼 町	—	0.03	—	—	
	牟礼久通り西団地 公 園	街	牟 礼 町	—	0.05	—	—	

名 称		種別	位 置	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
番 号	公 園 名					最終決定年月日	告示番号	
	牟礼久通り西団地公園	街	牟 礼 町	—	0.12	—	—	
	牟礼日東八栗台公園第一	街	牟 礼 町	—	0.03	—	—	
	牟礼日東八栗台公園第二	街	牟 礼 町	—	0.02	—	—	
	大町クリーンハイツ公園	街	牟 礼 町	—	0.05	—	—	
	大町グリーンヒル公園	街	牟 礼 町	—	0.02	—	—	
	公社牟礼団地南公園	街	牟 礼 町	—	0.06	—	—	
	公社牟礼団地北公園	街	牟 礼 町	—	0.03	—	—	
	牟礼宮北公園	街	牟 礼 町	—	0.02	—	—	
	八栗口南公園	街	牟 礼 町	—	0.02	—	—	
	牟礼久通り西団地公園北	街	牟 礼 町	—	0.03	—	—	
	牟礼源平台第一公園	街	牟 礼 町	—	0.04	—	—	
	牟礼源平台第二公園	街	牟 礼 町	—	0.03	—	—	
	牟礼紅葉台団地公園	街	牟 礼 町	—	0.08	—	—	
	由佐中屋団地公園	街	香 南 町	—	0.02	—	—	
	大野ハイツ北公園	街	香 川 町	—	0.01	—	—	
	大野ハイツ南公園	街	香 川 町	—	0.01	—	—	
	浅野船岡西ハイツ公園	街	香 川 町	—	0.01	—	—	
	浅野平池団地公園	街	香 川 町	—	0.02	—	—	
	浅野新平池団地公園	街	香 川 町	—	0.02	—	—	
	浅野八王子団地公園西	街	香 川 町	—	0.02	—	—	
	浅野八王子団地公園北	街	香 川 町	—	0.02	—	—	
	浅野八王子団地公園南	街	香 川 町	—	0.08	—	—	
	浅野平池グリーンタウン東	街	香 川 町	—	0.01	—	—	
	浅野さかえ団地公園南	街	香 川 町	—	0.08	—	—	
	浅野さかえ団地公園北	街	香 川 町	—	0.09	—	—	
	浅野上実相寺公園	街	香 川 町	—	0.01	—	—	
	浅野団地公園	街	香 川 町	—	0.02	—	—	
	日生ニュータウン南団地公園	街	香 川 町	—	0.11	—	—	
	日生ニュータウン西団地公園	街	香 川 町	—	0.10	—	—	
	日生ニュータウン北団地公園	街	香 川 町	—	0.04	—	—	
	香川川東団地公園	街	香 川 町	—	0.01	—	—	
	国分寺西原姫池公園	街	国 分 寺 町	—	0.01	—	—	
	国分寺はしおか若葉公園	街	国 分 寺 町	—	0.02	—	—	
	国分寺万灯グリーン団地公園	街	国 分 寺 町	—	0.02	—	—	
	国分寺はざま団地公園	街	国 分 寺 町	—	0.04	—	—	
	国分寺古宮公園	街	国 分 寺 町	—	0.01	—	—	

名 称		種別	位 置	計画 決定 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
番 号	公 園 名					最終決定年月日	告示番号	
	国分寺新居本村 南公	街	国分寺町	—	0.01	—	—	
	国分寺万福寺池田 公	街	国分寺町	—	0.01	—	—	
	北谷団地南公園	街	国分寺町	—	0.01	—	—	
	北谷団地北公園	街	国分寺町	—	0.02	—	—	
	国分寺福家本村公園	街	国分寺町	—	0.03	—	—	
	国分寺中福家中公園	街	国分寺町	—	0.02	—	—	
	国分寺中央団地公園	街	国分寺町	—	0.03	—	—	
	国分寺宮西公園	街	国分寺町	—	0.01	—	—	
	国分寺中福家南公園	街	国分寺町	—	0.02	—	—	
	羽間流通団地公園	街	国分寺町	—	0.52	—	—	
	国分寺楠井 グリーンハイツ公園	街	国分寺町	—	0.04	—	—	
	国分寺新居橋岡公園	街	国分寺町	—	0.02	—	—	
	牟礼白竜公園	街	牟礼町	—	0.02	—	—	
	香川かもじま東公園	街	香川町	—	0.01	—	—	
	多肥上町出口北公園	街	多肥上町	—	0.02	—	—	
	多肥上町出口南公園	街	多肥上町	—	0.02	—	—	
	成合北第一団地公園	街	成合町	—	0.01	—	—	
	木太今村上所公園	街	木太町	—	0.02	—	—	
	横井友舞公園	街	香南町	—	0.02	—	—	
	高松町下所公園	街	高松町	—	0.02	—	—	
	中間川向公園	街	中間町	—	0.02	—	—	
	菱の池公園	街	高松町	—	1.17	—	—	
	彦作池公園	街	多肥上町	—	1.00	—	—	
	月見ヶ原公園	街	香南町	—	2.27	—	—	
	木太今村上所 第二公園	街	木太町	—	0.02	—	—	
	浅野平池グリーンタウン 公園	街	香川町	—	0.14	—	—	
	あじ竜王山公園	総	庵治町	—	22.18	—	—	
	与一公園	街	牟礼町	—	0.69	—	—	
	与一北公園	街	牟礼町	—	0.13	—	—	
	勅使町御殿 ふれあい公園	街	勅使町	—	0.09	—	—	
	仏生山駅前公園	街	仏生山町	—	0.27	—	—	
	本津北西(南)公園	街	香西本町	—	0.02	—	—	
	本津北西(北)公園	街	香西本町	—	0.02	—	—	
	三ツ股公園	街	林町	—	0.02	—	—	
	一宮神木公園	街	一宮町	—	0.03	—	—	
	春日川北公園	街	春日町	—	0.02	—	—	

名 称		種別	位 置	計画 決定 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
番 号	公 園 名					最終決定年月日	告示番号	
	中 下 所 公 園	街	太 田 下 町	—	0.02	—	—	
	林 町 ふ れ あ い 公 園	街	林 町	—	0.03	—	—	
	亀 水 中 央 公 園	近	亀 水 町	—	2.52	—	—	
計	箇所数 181 箇所				63.40			

中讃広域都市計画区域 丸亀市

(令和5年3月31日現在)

名 称		種別	位 置	計画 決定 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
番 号	公 園 名					最終決定年月日	告示番号	
	原 田 児 童 遊 園	街	原 田 町	—	0.16	—	—	
	御 供 所 児 童 遊 園	街	御 供 所 町	—	0.36	—	—	
	富 屋 町 児 童 遊 園	街	大 手 町	—	0.05	—	—	
	中 津 児 童 遊 園	街	中 津 町	—	0.05	—	—	
	城 東 児 童 遊 園	街	城 東 町	—	0.07	—	—	
	鍛 冶 屋 高 架 下 公 園	街	川 西 町	—	0.54	—	—	
	金 山 児 童 遊 園	街	川 西 町	—	0.12	—	—	
	飯 野 児 童 遊 園	街	飯 野 町	—	0.13	—	—	
	鴻 ノ 池 公 園	街	綾 歌 町	—	0.45	—	—	
	富 士 見 坂 第 一 公 園	街	綾 歌 町	—	0.43	—	—	
	富 士 見 坂 第 二 公 園	街	綾 歌 町	—	0.21	—	—	
	富 士 見 坂 第 三 公 園	街	綾 歌 町	—	0.14	—	—	
	富 士 見 坂 第 四 公 園	街	綾 歌 町	—	0.34	—	—	
	仁 池 公 園	街	飯 山 町	—	0.19	—	—	
	中 津 運 動 公 園	近	中 津 町	—	2.01	—	—	
	郡 家 運 動 広 場	近	郡 家 町	—	1.30	—	—	
	東 汐 入 川 け ん こ う 公 園	近	富 士 見 町	—	1.72	—	—	
	丸 亀 市 外 活 動 セ ン タ ー	運	飯 野 町	—	2.88	—	—	
	丸 亀 市 綾 歌 総 合 運 動 公 園	運	綾 歌 町	—	0.80	—	—	
	蓬 萊 海 浜 公 園	風	宝 来 町	—	3.29	—	—	
	綾 歌 森 林 公 園	風	綾 歌 町	—	247.90	—	—	
	楠 見 池 親 水 公 園	風	飯 山 町	—	21.80	—	—	
計	箇所数 22 箇所				284.94			

中讃広域都市計画区域 善通寺市

(令和5年3月31日現在)

名 称		種別	位 置	計画 決定 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
番 号	公 園 名					最終決定年月日	告示番号	
	中央児童公園	街	文京町	—	0.09	—	—	
	皇子児童公園	街	上吉田町	—	0.11	—	—	
	本郷通公園	街	上吉田町	—	0.08	—	—	
	大谷公園	街	善通寺町	—	0.21	—	—	
	香色山児童公園	街	善通寺町	—	0.27	—	—	
	二頭親水公園	街	生野町	—	0.07	—	—	
	未来クルハーク21 親水公園	街	原田町	—	0.34	—	—	
	竜川ホランテア公園	街	原田町	—	0.10	—	—	
	筆岡ホランテア公園	街	弘田町	—	0.25	—	—	
	東部池ノ前 ホランテア公園	街	稲木町	—	0.15	—	—	
	丸山やすらぎ広場	街	善通寺町	—	0.31	—	—	
	御野立公園	近	与北町	—	1.10	—	—	
	偕行社広場	街	文京町	—	1.59	—	—	
	鉢伏ふれあい公園	地	与北町	—	7.50	—	—	
	「善通寺五岳の里」 市民集いの丘公園	地	吉原町	—	4.48	—	—	
	王墓山古墳公園	歴	善通寺町	—	0.67	—	—	
	宮が尾古墳公園	歴	善通寺町	—	0.21	—	—	
計	箇所数 17 箇所				17.53			

中讃広域都市計画区域 宇多津町

(令和5年3月31日現在)

名 称		種別	位 置	計画 決定 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
番 号	公 園 名					最終決定年月日	告示番号	
	網の浦万葉公園	街	宇多津町の浦	—	0.21	—	—	
	桜の広場	街	宇多津番	—	0.49	—	—	
計	箇所数 2 箇所				0.70			

中讃広域都市計画区域 琴平町

(令和5年3月31日現在)

名 称		種別	位 置	計画 決定 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
番 号	公 園 名					最終決定年月日	告示番号	
	琴平公園	風	琴平町川西	—	7.46	—	—	県立公園
計	箇所数 1 箇所				7.46			

中讃広域都市計画区域 多度津町

(令和5年3月31日現在)

名 称		種別	位 置	計画 決定 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
番 号	公 園 名					最終決定年月日	告示番号	
	桜川河川公園	街	多度津町甲	—	0.07	—	—	
	道福寺公園	街	多度津町	—	0.29	—	—	
計	箇所数 2 箇所				0.36			



坂出都市計画区域 坂出市

(令和5年3月31日現在)

名 称		種別	位 置	計画 決定 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
番 号	公 園 名					最終決定年月日	告示番号	
	瀬戸大橋記念公園	総	番の洲緑町	—	22.48	—	—	県立公園
計	箇所数 1 箇所				22.48			

観音寺都市計画区域 観音寺市

(令和5年3月31日現在)

名 称		種別	位 置	計画 決定 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
番 号	公 園 名					最終決定年月日	告示番号	
	見卓公園	街	琴浪町	—	0.05	—	—	
	柳町ふれあい公園	街	柳町	—	0.03	—	—	
	柳町にぎわい広場	街	柳町	—	0.02	—	—	
	はれはれ広場	街	下柳甲	—	0.06	—	—	
	三本松近隣公園	近	三本松町	—	0.54	—	—	
計	箇所数 5 箇所				0.70			

さぬき都市計画区域 さぬき市

(令和5年3月31日現在)

名 称		種別	位 置	計画 決定 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
番 号	公 園 名					最終決定年月日	告示番号	
	金屋第1号公園	街	志度	—	0.02	—	—	
	金屋第2号公園	街	志度	—	0.04	—	—	
	金屋第3号公園	街	志度	—	0.02	—	—	
	三井第1号公園	街	志度	—	0.08	—	—	
	三井第2号公園	街	志度	—	0.09	—	—	
	グリーンタウン1号公園	街	志度	—	0.11	—	—	
	グリーンタウン2号公園	街	志度	—	0.25	—	—	
	グリーンタウン3号公園	街	志度	—	0.06	—	—	
	長行緑地公園	街	志度	—	0.05	—	—	
	藤村西緑地公園	街	志度	—	0.01	—	—	
	新町緑地公園	街	志度	—	0.18	—	—	
	オレンジタウン1号公園	街	志度	—	0.18	—	—	
	オレンジタウン2号公園	街	志度	—	0.16	—	—	
	オレンジタウン3号公園	街	志度	—	0.19	—	—	
	オレンジタウン4号公園	街	造田是弘	—	0.13	—	—	
	オレンジタウン5号公園	街	造田是弘	—	0.06	—	—	
	オレンジタウン6号公園	街	造田是弘	—	0.17	—	—	
	オレンジタウン7号公園	街	造田是弘	—	0.05	—	—	
	オレンジタウン8号公園	街	志度	—	0.14	—	—	

名 称		種別	位 置	計画 決定 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
番 号	公 園 名					最終決定年月日	告示番号	
	オレンジタウン9号公園	街	造 田 是 弘	—	0.05	—	—	
	オレンジタウン10号公園	街	志 度	—	0.04	—	—	
	オレンジタウン11号公園	街	造 田 是 弘	—	0.03	—	—	
	オレンジタウン12号公園	街	志 度	—	0.04	—	—	
	み ろ く 公 園	総	大川町富田中	—	25.38	—	—	
	間川32勝探勝公園	風	志 度	—	11.11	—	—	
	亀 鶴 公 園	風	長 尾 名	—	18.97	—	—	県立公園
	雨滝森林浴公園	風	津田、大川、 寒川地区	—	34.35	—	—	
	金屋第4号公園	街	志 度	—	0.32	—	—	
計	箇所数 28 箇所				92.28			

東かがわ都市計画区域 東かがわ市

(令和5年3月31日現在)

名 称		種別	位 置	計画 決定 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
番 号	公 園 名					最終決定年月日	告示番号	
	西町ポケットパーク	街	三 本 松	—	0.06	—	—	
	町田ポケットパーク	街	町 田	—	0.10	—	—	
	前山ポケットパーク	街	三 本 松	—	0.02	—	—	
	北町ポケットパーク	街	三 本 松	—	0.05	—	—	
	松 崎 公 園	近	松 崎	—	2.37	—	—	
	中筋サイドパーク	近	西 村	—	0.14	—	—	
	前 山 公 園	近	三 本 松	—	0.76	—	—	
計	箇所数 7 箇所				3.50			

三豊都市計画区域 三豊市

(令和5年3月31日現在)

名 称		種別	位 置	計画 決定 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
番 号	公 園 名					最終決定年月日	告示番号	
	たくまポート メモリアルパーク	街	詫 間 町	—	0.23	—	—	
計	箇所数 1 箇所				0.23			

⑤ その他の都市緑地

(令和5年3月31日現在)

都市計画区域名	都市名	名称		位置	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘要	
		番号	公園名				最終決定年月日	告示番号		
高松広域	高松市		屋島緑地	屋島西町	—	0.20	—	—		
			瀬戸内海浜緑地	瀬戸内町	—	0.22	—	—		
			朝日新町西緑地	朝日新町	—	0.76	—	—		
			朝日新町東緑地	朝日新町	—	0.49	—	—		
			瀬戸内緑地	瀬戸内町	—	0.08	—	—		
			浜北緑地公園	牟礼町	—	0.02	—	—		
			屋島緑道	屋島西町	—	0.17	—	—		
			新橋緑地	福岡町	—	0.01	—	—		
			一宮新開緑地	一宮町	—	0.01	—	—		
			茜町緑地	茜町	—	0.01	—	—		
			香西東町緑地	香西東町	—	0.07	—	—		
			宮脇中野町緑道	宮脇町	—	0.38	—	—		
			庵治緑道公園	庵治町	—	0.60	—	—		
			国分寺柏原額池緑地	国分寺町	—	0.11	—	—		
			香西南町緩衝緑地	香西南町	—	0.04	—	—		
			新川記念広場	亀水町	—	0.07	—	—		
	計	箇所数 16 箇所				3.24				
中讃広域	丸亀市		大手町広場	大手町	—	0.03	—	—	広場	
			大手町緑地	大手町	—	0.12	—	—	広場	
			昭和町緑地	昭和町	—	0.38	—	—		
			蓬萊町第一緑地	蓬萊町	—	0.57	—	—		
			蓬萊町第二緑地	蓬萊町	—	0.89	—	—		
			新堀湛甫親水公園	西平山町	—	0.07	—	—	広場	
			二軒茶屋緑地	土器町	—	0.02	—	—		
			宇夫階緑地	土器町	—	0.11	—	—		
			赤山緑地	飯野町	—	0.07	—	—	広場	
		計	箇所数 9 箇所				2.26			
		善通寺市		丸山町住宅緑地	善通寺町	—	0.37	—	—	
			香色山ふれあい公園	善通寺町	—	0.61	—	—		
	計		箇所数 2 箇所				0.98			
坂出	坂出市		林田与北緑地	林田町	—	0.14	—	—		
			市民広場	京町	—	0.27	—	—	広場	
			坂出駅南口公園	駒止町	—	0.11	—	—	広場	
			計	箇所数 3 箇所				0.52		
観音寺	観音寺市		角の町小公園	観音寺町甲	—	0.01	—	—		
			観音寺小公園	観音寺町甲	—	0.04	—	—		
			計	箇所数 2 箇所				0.05		
さぬき	さぬき市		ランパル広場	鴨庄	—	0.15	—	—	広場	
			下所運動広場	造田是弘	—	0.89	—	—	広場	
			計	箇所数 2 箇所				1.04		
内海	小豆島町		草壁港緑地	小豆島町草壁本町	—	0.27	—	—		
合計		箇所数 35 箇所				8.36				

⑥ 特定地区公園（カントリーパーク）

（令和5年3月31日現在）

都市計画区域名	都市名	名 称		種別	位 置	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)	当初決定年月日	摘 要
		番 号	公 園 名					最終決定年月日	
	観音寺市		萩の丘公園	特 地	大野原町萩原	-	8.46	-	
合 計		箇所数 1 箇所				-	8.46		

昭和 55 年度から新たに制度化された公園で、定住構想の推進に資するため都市計画区域外の町村で、農山漁村地域の住民のスポーツ、文化、コミュニティー活動の拠点となる公園を面積 4 ha を標準として設置されるものです。

⑦ 公共空地

計画決定 (令和6年3月31日現在)  
開設面積 (令和5年3月31日現在)

都市計画区域名	都市名	名 称		位 置	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
		番 号	公 園 名				最終決定年月日	告示番号	
高松広域	高松市		屋島陸上競技場	屋 島 中 町	5.40	5.21	S29.2.1 同上	建告 38号	※
坂 出	坂出市		坂出市営運動場	坂 出 町	2.60	-	S29.5.11 同上	建告 711号	※
合 計		箇所数 2 箇所			8.00	5.21			

※ 平成16年 5月17日名称変更

(3) 国営讃岐まんのう公園

① 全国の国営公園

わが国において「公園」と呼ばれているものには、都市公園に代表される営造物公園と国立公園等自然公園に代表される地域制公園とに大別されます。国営公園は、国が設置する都市公園で都市公園体系の中で大規模公園に位置づけられています。国営公園には、1つの都府県を越えるような広域的な見地から設置するもの（イ号国営公園）と、国家的な記念事業やわが国固有の優れた文化的資産の保存・活用を図るもの（ロ号国営公園）の2種類があります。国営讃岐まんのう公園は、四国地方の広域レクリエーション需要に対応するため全国で12番目の国営公園として計画されたイ号国営公園です。

② 公園の概要

●基本テーマ：人間との語らい、自然・宇宙とのふれあい

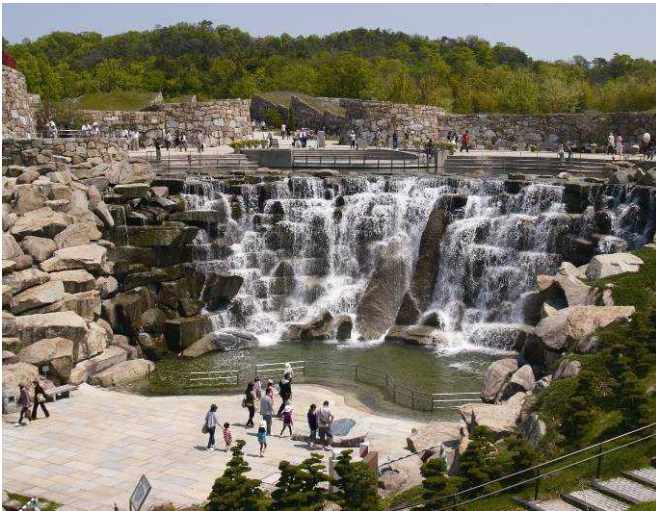
●概要

国営讃岐まんのう公園は、弘法大師空海が修築したことで知られる、わが国最大のため池「満濃池」の北東部の丘陵地帯に、地域の豊かな自然と空海ゆかりの文化的土壌を生かした公園として、昭和 59 年度に整備に着手、平成 25 年 4 月 21 日に全面開園しました。本公園は 350 ha と広大な敷地を有する四国で唯一の国営公園です。

区域内には、中央広場、宿泊、健康、湖畔、自然活用、環境保全の6つのゾーンを設けています。各ゾーンには特徴を持った施設を配置し、整備の進捗に応じて順次開園してきました。この内の中央広場とオートキャンプ場（宿泊ゾーン）を中心とする約 80 ha が、平成 10 年 4 月 18 日に開園し、その後、平成 12 年 4 月に北口園路、平成 14 年 4 月に自然生態園、平成 17 年 3 月に満濃池展望遊歩道、平成 20 年 3 月に湖畔ゾーン、同年 4 月に健康ゾーンの一部が開園、平成 23 年 4 月には健康ゾーンが全面開園し、平成 24 年度末までに約 198 ha が開園しました。平成 25 年 4 月 21 日に環境保全ゾーンの「さぬきの森」152 ha が開園することにより、350 ha の全面開園となりました。

### ●中央広場ゾーン

中央広場は、昭和 40 年代に離村した旧「竜頭」集落跡の荒地を修景した本公園のシンボリックゾーンで、コンサートも開催できる多様なレクリエーションの場となっている面積約 4 ha の「芝生広場」を中心に、周囲を様々な花やハーブで修景したゾーンです。エントランスを抜けるとその前には、勇壮な姿で大地の裂け目から湧き出る水をイメージした「昇竜の滝」、西側には子供達が自然の中で遊び回れるよう遊具をたくさん配置した「竜の子広場」、満濃池の眺望を楽しみながら散策できる「満濃池展望遊歩道」等、子供からお年寄りまで誰もが楽しい一日を過ごせるような施設が整備されています。



昇竜の滝



竜の子広場（ふわふわドーム）

### ●オートキャンプ場

オートキャンプ場（ホッ！とステイまんのう）は、キャンプサイトへ直接車で乗り入れることができるキャンプ場です。キャンピングカーやテントを利用する芝生サイトや、テントを持っていなくても手軽に利用できるゆったりデッキのキャビンがあり、最大 106 家族を収容できる国内有数の規模と設備を誇るオートキャンプ場となっています。



オートキャンプ場（ホッ！とステイまんのう）



### ●自然生態園

自然生態園は、昭和 30～40 年代のむかしなつかしい讃岐地方の風景である“ため池のある里山”の環境を復元して、希少生物の育成・生息地の保全・参加型体験学習を通して里山を体感するエリアです。園内は「自然生態展示館」と「自然生態観察園」により構成され、里山の自然環境を理解するための様々な学習プログラムや、インタープリターボランティアによる解説サービス、体験教室等を実施し、環境学習の場として活用されています。



自然生態園（逆様池）



満濃池展望遊歩道

### ●竜頭の丘

健康づくりの機能を中心としつつ、四季折々の「花風景」を鑑賞したり、虫探しやドッグラン等のレクリエーション機能も併せもつ約 40 ha のエリアです。全天候型のドラムドームはステージや照明設備を装備しており、イベント等の開催も行っています。球技を始め多様な利用ができるドラム広場や、健康遊具を使った体力づくりや季節を感じながらのウォーキング等、子供からお年寄りまで幅広い年代の方の趣向に合った心身の健康づくりに対応できる魅力ある空間です。



健康広場



ドラムドーム



## ● さぬきの森

平成25年4月21日に新たに開園した「さぬきの森」は、生物多様性を育む自然豊かな四国らしい自然環境の保全・再生と里山文化体験等のレクリエーション利用を目指したエリアです。約152 haの広大なエリア内には約6 kmの散策路と併せて、植物遷移や山と人間の関わり、更には貴重な植物について紹介した解説サインを整備しており、自然の植生や森林浴を楽しみながら自由に散策していただけます。

また、”市民協同による讃岐らしい里山再生”をテーマとし、森づくり（整備・保全・森林利活用）を自立的に実施するボランティア活動を中心に森の活用と保全活動を推進していきます。

これまでの公園の景観や花を鑑賞したり、施設を利用する楽しみに加えて、公園内で自ら森づくり活動をするという新たなメニューが加わり、より多面的に公園の魅力を楽しんでいただくことができます。



里山文化体験の様子



散策路

## ● 基本方針

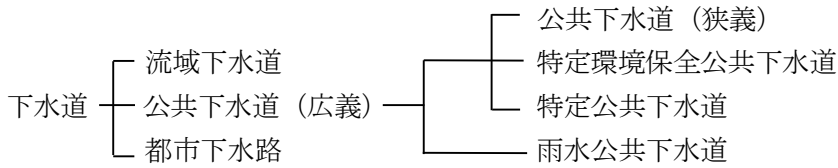
次の4つの基本方針のもとに、整備・管理・運営を総合的に実施しています。

- (1) 子供から大人まで、四季を通じて多様なレクリエーション活動が行える公園とします。
- (2) 計画地の特性や地域の文化、歴史、風土等を生かした四国らしい公園とします。
- (3) 四国地域の人々の日帰り利用を主体としますが、滞在型の利用や四国を訪れる観光客も利用できる公園とします。
- (4) 公園の豊かな自然とのふれあいや、様々なレクリエーション活動、イベントを通じて豊かな人間形成に役立つ公園とします。

#### 4. 下水道

下水道は、都市の健全な発達、健康で快適な生活環境の確保及び公共用水域の水質保全に資する施設として計画されます。

##### (1) 下水道の種類



##### ① 流域下水道

2以上の市町村の公共下水道から排除される下水(汚水・雨水)を受けて、これを排除し処理するために原則として都道府県が管理する下水道であり、幹線管渠及び終末処理場等又は、雨水流量調節施設を有するもの。

##### ② 公共下水道 (広義)

###### ● 公共下水道 (狭義)

主として市街地における下水(雨水と汚水)を排除し、又は処理するために、原則として市町が管理する下水道で、終末処理場を有するもの(単独公共下水道)又は流域下水道に接続するもの(流域関連公共下水道)であり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。

###### ● 特定環境保全公共下水道

公共下水道のうち市街化区域(市街化区域が設定されていない都市計画区域にあつては、既成市街地及びその周辺の地域)以外の区域において設置されるもの。

###### ● 特定公共下水道

公共下水道のうち、特定の事業者の事業活動に主として利用され、当該下水道の計画汚水量のうち、事業者の事業活動に起因し、又は付随する計画汚水量が概ね2/3以上を占めるもの。

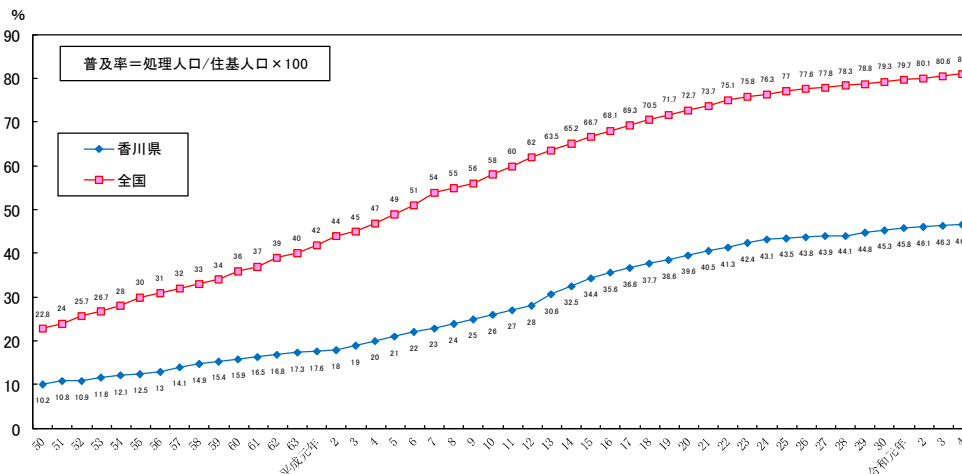
###### ● 雨水公共下水道

主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するもの。

##### ③ 都市下水路

主として市街地にあつて雨水排除を目的として市町村が管理するもの。

##### (2) 普及率の推移 (全国と香川県)



(3) 下水道の現況

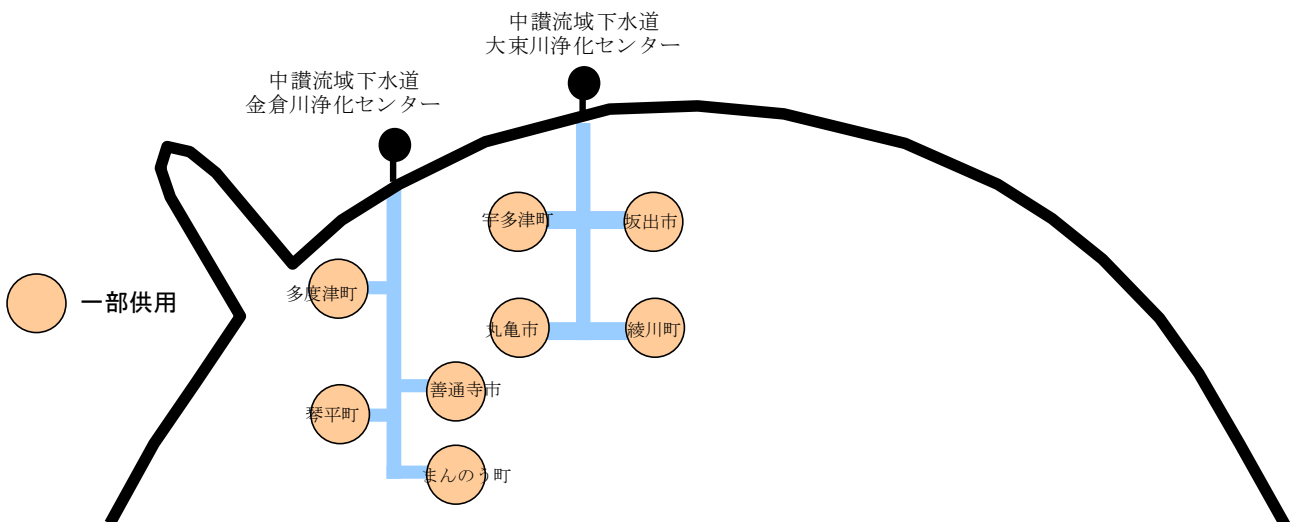
① 流域下水道

流域下水道事業は、流域別下水道整備総合計画に基づき、県が事業主体となって行うものであり、中讃流域下水道（大東川処理区、金倉川処理区）の1流域2処理区において事業を実施しています。令和6年1月現在における流域下水道の計画及び現況は、次のとおりです。

流域下水道の計画概要

流域下水道名	中 讃 流 域 下 水 道	
処 理 区 名	大 東 川	金 倉 川
関 係 市 町	2市2町	1市3町
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">丸亀市</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">坂出市</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">宇多津町</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">綾川町</div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">善通寺市</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">多度津町</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">琴平町</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">まんのう町</div> </div>
計画処理人口	64,710 人	33,270 人
計画処理面積	2,812.7 ha	2,253.4 ha
計画処理能力	37,980 m <sup>3</sup> /日	28,400 m <sup>3</sup> /日
現 有 能 力	24,000 m <sup>3</sup> /日	20,000 m <sup>3</sup> /日
幹 線 延 長	28.6 km（整備済）	19.6 km（整備済）
供 用 開 始	S60.4	H 2.12

香川県の流域下水道



## 1) 中讃流域下水道

- 大東川処理区  
 計画決定 当初 昭和52年11月19日  
 県告 第816号

最終決定年月日	令和5年11月21日
最終告示番号	香川県 告示291号
排水区域	
接続する下水道	備考
坂出都市計画坂出市流域関連公共下水道	大東川処理区
中讃広域都市計画宇多津町流域関連公共下水道	大東川処理区
中讃広域都市計画丸亀市飯山町流域関連公共下水道	大東川処理区
中讃広域都市計画丸亀市綾歌町流域関連特定環境保全公共下水道	大東川処理区
綾川町流域関連特定環境保全公共下水道	大東川処理区

管渠延長	11,130m
大東川幹線	●1,800~●800 11,130m
放流渠	●1,500 2,960m
処理施設(大東川浄化センター)	
敷地面積	94,000 m <sup>2</sup>

昭和60年 坂出市と宇多津町の一部供用開始  
 平成 8年 旧飯山町の一部供用開始  
 平成10年 旧綾歌町の一部供用開始  
 平成11年 旧綾南町の一部供用開始  
 平成12年 旧綾上町の一部供用開始

- 金倉川処理区  
 計画決定 当初 昭和58年10月4日  
 県告 第774号

最終決定年月日	平成25年2月1日
最終告示番号	香川県 告示46号
排水区域	
接続する下水道	備考
中讃広域都市計画善通寺市流域関連公共下水道	金倉川処理区
中讃広域都市計画多度津町流域関連公共下水道	金倉川処理区
中讃広域都市計画琴平町流域関連公共下水道	金倉川処理区
中讃広域都市計画まんのう町流域関連公共下水道	金倉川処理区

管渠延長	6,780m
金倉川1号幹線	●1,000~●1,350 6,780m
放流渠	●1,350 880m
処理施設(金倉川浄化センター)	
敷地面積	111,220 m <sup>2</sup>

平成 2年 善通寺市の一部供用開始  
 平成 3年 多度津町の一部供用開始  
 平成 5年 琴平町の一部供用開始  
 平成 5年 旧満濃町の一部供用開始  
 平成 7年 旧仲南町の一部供用開始



大東川浄化センター



金倉川浄化センター



②公共下水道

(令和6年3月31日現在)

都市計画 区域名	都市名	名称	当初決定年月 告示番号	排水面積 (ha)		管 渠		放流渠 延長 (m)	ポンプ施設		処理施設		貯留施設		排除方式	備 考
			計画決定年月 告示番号	汚 水	雨 水	管径又は断面 (mm)	延長 (m)		箇所数	敷地面積 (㎡)	名 称	敷地面積 (㎡)	名 称	敷地面積 (㎡)		
高松広域	高松市	高松市 公共下水道	S35.3.28 建告752号	3,241	3,241	φ1,650~φ2,400	4,460	φ2,200	汚 5	敷 1,370	東部下水処理場	敷 143,700			合流一部分 流	
			H28.4.1 市告 296号						汚 11	敷 22,940						
			S46.9.22 町告32号						汚 3	敷 18,660						
				S46.9.22 町告32号	540	540	(放流渠)φ700	φ820	汚 1	敷 630	牟礼浄化苑	敷 33,500			分流	
H28.4.1 市告 296号	汚 6	敷 3,680														
			H5.2.26 市告93号	2,380	2,380	φ1,000~φ2,200	φ1,400	汚 3	敷 1,310	香東川浄化センター	敷 175,700			分流 一部合流	H28.4.1よ り高松市	
			H28.4.1 市告 296号					汚 6	敷 12,800							
	三木町	三木町 公共下水道	H17.9.28 町告 100号	383	-	-	-		汚 -	敷 -	三木浄化センター	敷 21,700			分流	
			H29.6.14 町告 138号						汚 -	敷 -						
中讃広域	丸亀市	丸亀市 公共下水道	S33.3.12 建告 310号	1,730	1,769	φ900~ 1,350	2,130	φ1,120	汚 3	敷 3,200	丸亀市浄化センター	敷 33,000			分流 一部合流	
			H28.1.19 市告 1038号						汚 1	敷 5,200						
									汚 3	敷 13,300						
				綾歌町流域 特定環境保 全下水道	40	-	-	-		汚 -	敷 -	(大東川浄化センター)			分流	流域関連 特環
				H6.3.3 ※ 町告 13号						汚 -	敷 -					
				飯山町流域 公共下水道	255	255	-	-		汚 -	敷 -	(大東川浄化センター)			分流	流域関連
				H5.2.26 ※ 町告 16号						汚 -	敷 -					
		善通寺市	善通寺市 公共下水道	S60.12.7 ※ 市告 44号	456	456	φ100~φ800 φ1,200~φ3,000	10,070		汚 -	敷 -	(金倉川浄化センター)			分流	流域関連
				S53.9.30 町告 121号						汚 -	敷 -					
		宇多津町	宇多津町 公共下水道	H2.8.14 ※ 町告 71号	476	476	φ75~φ800 φ700×900~ φ600 φ3,800×1,200 φ3000	9,370	φ50	汚 -	敷 -	(大東川浄化センター)	敷 4900		分流	流域関連
			H3.3.4 町告 36号	汚 2						敷 4900						
	まんのう町	まんのう町 公共下水道	H1.12.7 ※2 町告 96号	459	459	φ400~φ450	4,020		汚 -	敷 -	(金倉川浄化センター)			分流	流域関連	
			H30.10.25 町告 64号						汚 -	敷 -						
	琴平町	琴平町 公共下水道	S61.11.26 町告 30号	111	171	-			汚 -	敷 -	(金倉川浄化センター)			分流	流域関連	
			H30.10.25 町告 64号						汚 -	敷 -						
	多度津町	多度津町 公共下水道	S59.12.11 町告 50号	620	620	φ200~φ800 φ1,900~φ2,100	2,480		汚 1	敷 410	(金倉川浄化センター)			分流	流域関連	
			H7.8.1 ※ 町告 81号						汚 3	敷 2,540						

都市計画 区域名	都市名	名称	当初決定年月日 告示番号	排水面積 (ha)		管 渠		放流渠 延長 (m)	ポンプ施設		処理施設		貯留施設		排除方式	備 考
			計画決定年月日 告示番号	汚 水	雨 水	管径又は断面 (mm)	延長 (m)		箇所数	敷地面積 (㎡)	名 称	敷地面積 (㎡)	名 称	敷地面積 (㎡)		
坂 出	坂 出 市	坂 出 市 流 域 関 連 公 共 下 水 道	S33.3.12 建告 312号 R3.1.7 市告 5号	684	1,320	-	-		⑦ ⑧ ⑨ 1 6	260 25,070	(大東川浄化センター)				分流	流域関連
観 音 寺	観 音 寺 市	観 音 寺 市 公 共 下 水 道	S36.7.24 建告 1537号 R4.10.24 市告 224号	522	894	-	-	138	⑦ ⑧ ⑨ 2 1	- 6,200 5,500	観音寺処理場	36,400			分流 一部合流	
東かがわ	東かがわ市	東 か が わ 市 公 共 下 水 道	S36.7.24 建告 1535号 H29.9.22 市告 96号	166	211	-	-		⑦ ⑧ 2	- 11,180	三本松浄化センター	14,365			分流	
さ ぬ き	さ ぬ き 市	さ ぬ き 市 公 共 下 水 道	S33.3.12 建告 312号 H24.4.1 市告 64号	1,251	1,251	-	-	⑦ 520	⑦ ⑧ 9	1,570 14,680	鴨部川浄化センター 津田中央浄化センター 津田東部浄化センター 津田西部浄化センター	30,000 2,000 1,700 2,900			分流 一部合流	
土 庄	土 庄 町	土 庄 町 市 計 画 下 水 道	S39.2.20 建告 236号 R3.2.10 町告 15号	-	185	-	-		⑦ ⑧ 6	- 3,720					分流	
内 海	小豆島町	内 海 町 市 計 画 下 水 道	R3.8.27 町告 64号	-	151	-	-		⑦ ⑧ 4	- 3,450					分流	

※ 平成16年5月17日名称変更 ※2 平成25年2月1日名称変更



香東川浄化センター



観音寺処理場



③都市下水路

(令和6年3月31日現在)

都計 区域	市 画 区 域 名	都 市 名	名 称	当初決定年月日 告示番号	排水 面積 (ha)	管 渠		放 流 渠 長 (m)	ポンプ施設		その他施設		備 考
				最終決定年月日 告示番号		管径又は断面 (m)	延 長 (m)		名 称	敷地面積 (㎡)	名 称	敷地面積 (㎡)	
高松広域	高松市	御坊川		S33.10.28 建告1902号 S39.10.10 ※ 建告2899号	460	3.6~4.6	2,359						
坂出	坂出市	川津		S56.12.9 市告44号 S59.9.29 ※ 市告72号	112	0.9~4.5	4,620		川津ポンプ場	2,200			
東かがわ	東かがわ市	低 区		S38.1.28 建告110号 S38.10.4 ※ 建告2585号	9.5	0.7~0.8	282.4		中ノ丁ポンプ場	990	中ノ丁沈砂池	93	
		高 区		S38.1.28 建告110号 S38.10.4 ※ 建告2585号	20.7	0.7~1.2	1,168						
		白 鳥		S39.10.10 建告2894号 S52.9.5 ※ 町告30号	114.44	1.0~2.15	3,905		松東ポンプ場 松西ポンプ場 湊ポンプ場	470 1,071 179			
		落 合		S53.2.23 ※ 町告53-8号	67	1.2~2.2	2,520	20	落合雨水ポンプ場	2610			
土庄	土庄町	湍崎		S52.11.25 町告11号 R3.2.10 町告15号	10	—	—		大谷ポンプ場	700			
三豊	三豊市	松崎		S43.9.17 建告2704号 H13.3.2 町告29号	51.4	—	—		松崎ポンプ場	1,000			

※平成16年5月17日名称変更



坂出市 川津都市下水路 川津ポンプ場



土庄町 湊崎都市下水路 大谷ポンプ場

5. その他の都市施設

汚水処理場、ごみ焼却場その他の処理施設、卸売施設、火葬場及びと畜場は、快適な都市生活を営むために欠くことのできない施設です。

これらを建築する場合は、建築基準法第51条の規定により、都市計画としてその敷地の位置を決定したもの、又はその位置、規模が都市計画上支障がないとして都市計画審議会の議を経て許可したものなどでなければなりません。

これらの施設は、都市の総合的な土地利用計画に基づき、各種都市施設の一環として計画されるべきものであり、その位置の選定及び施設の計画に当たっては、周囲に及ぼす影響を十分配慮して行っています。

(1) 汚物処理場

(令和6年3月31日現在)

都計区域名	市画都 市名	名 称		位 置	面積 (㎡)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
		番 号	汚物処理場名			最終決定年月日	告示番号	
高松広域	高松市	1	高松市衛生センター	朝日町五丁目	3,400	H26.8.22 H29.4.7	市告 734号 市告 301号	
中讃広域	多度津町	1	中讃広域行政事務組合 し尿処理施設	多度津町堀江	17,400	H元.10.4 H25.2.1	町告 43号 町告 2号	
坂出	坂出市	1	坂出宇多津広域 し尿処理場	番の州町	11,000	S52.11.19 同上	市告 208号	※
観音寺	観音寺市	1	観音寺市汚物処理場	瀬戸町	5,000	H10.2.25	市告 23号	

※平成16年5月17日名称変更

(2) ごみ処理場

(令和6年3月31日現在)

都計区域名	市画都 市名	名 称		位 置	面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
		番 号	ごみ処理場名・ごみ焼却場名			最終決定年月日	告示番号	
高松広域	高松市	1	高松地区西部広域衛生 施設組合ごみ処理場	高松市川部町 字 宮 本	1.8	S55.4.23 同上	市告 74号	※1
		2	国分寺枝葉 リサイクルセンター	高松市国分寺町新居	0.15	H17.12.5 同上	町告 273号	※2※3
中讃広域	丸亀市	1	中讃地区一市三町環境 衛生組合ごみ処理場	丸亀市土器町 北 一 丁 目	3.0	H5.12.2 同上	市告 102号	※1
	善通寺市	2	善通寺市 リサイクルプラザ	善通寺市原田町字南五条、 木徳町字室ノ辻	0.7	H10.2.26 同上	市告 13号	※1
	多度津町	3	多度津町 リサイクルプラザ	多度津町桃山	0.76	H12.11.22 同上	町告 64号	※1
	琴平町	2	琴平ごみ焼却場	琴平町五条字郷見	1.5	S45.1.21 H7.7.31	善市告 1号 町告 50号	ごみ焼却場 ※1
	宇多津町	1	坂出・宇多津 ごみ焼却場	坂出市新浜町 宇多津町字津の山	1.5	S57.12.6 同上	町告 81号 市告 64号	ごみ焼却場 ※1
坂出	坂出市	1	坂出市 リサイクルプラザ	坂出市江尻町字 本 条 新 田	0.64	H9.3.5 H13.1.18	市告 13号 市告 102号	※1
さぬき	さぬき市	2	津田町ごみ焼却場	さぬき市津田町津田	1.17	S63.2.27 同上	町告 7号	ごみ焼却場 ※1

※1 平成16年5月17日名称変更  
 ※2 平成18年3月31日名称変更  
 ※3 平成24年2月20日名称変更

(3) 市 場

(令和6年3月31日現在)

都計区域名	市画都 市名	名 称		位 置	面積	当初決定年月日	告示番号	摘 要
		番 号	市 場 名			最終決定年月日	告示番号	
高松広域	高松市	1	高松市中央卸売市場	高松市瀬戸内町 高松市西町 高松市朝日町三丁目	97,700 ㎡	S58.10.5 R元.7.22	市告 203号 市告 284号	※
中讃広域	丸亀市	1	香川県中部地方 卸売市場	丸亀市土器町 字 三 浦	17,500 ㎡	S56.2.18 H元.5.2	市告 11号 市告 63号	※
さぬき	さぬき市	1	香川県東部地方 卸売市場	さぬき市長尾西	1.5 ha	S53.9.28 同上	町告 26号	※

※平成16年5月17日名称変更

(4) と 畜 場

(令和6年3月31日現在)

都計区域名	市画都 市名	名 称		位 置	面 積 (㎡)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
		番 号	と畜場名			最終決定年月日	告示番号	
高松広域	高 松 市	1	高松市食肉センター	高松市郷東町開字新	9,000	H9.2.28 同上	市告 171号	※

※平成16年5月17日名称変更

(5) 火 葬 場

(令和6年3月31日現在)

都計区域名	市画都 市名	名 称		位 置	面 積	当初決定年月日	告示番号	摘 要
		番 号	火葬場名			最終決定年月日	告示番号	
高松広域	高 松 市	1	高松市葬斎場	高松市福岡町4丁目	13,700 ㎡	S56.11.30 H3.12.5	市告 234号 市告 575号	※1
		3	牟礼斎場	高松市牟礼町一原字城	0.5 ha	S53.1.11 同上	町告 1号	※1※2
		4	香川斎場	高松市香川町高桐	1.56 ha	H6.2.28 同上	町告 19号	※1※2
	三木町	2	三木・長尾葬斎場	三木町大字井戸代字中	31,000 ㎡	H8.12.9 同上	町告 68号	※1
	綾川町	5	綾川斎苑	綾川町陶字有信上山田下字四十八	3,600 ㎡	H19.12.21	町告 143号	
中讃広域	善通寺市	1	善通寺市火葬場	善通寺市与北町字中川原 2694-1	0.4 ha	S53.10.23 同上	市告 6号	※1
	宇多津町	2	宇多津火葬場	宇多津町字十楽寺	1,600 ㎡	H11.3.4 同上	町告 14号	※1
	丸亀市	3	丸亀・飯綾共同火葬場	綾歌町岡上字西打越	7.56 ha	H6.3.3 同上	町告 14号	※1
さぬき	さぬき市	1	さぬき市斎場	さぬき市大川町富田中字森清	8,700 ㎡	H9.3.4 同上	町告 10号	※1
東かがわ	東かがわ市	1	引田斎場	東かがわ市引田	0.05 ha	S51.11.9 同上	町告 30号	※1

※1 平成16年5月17日名称変更  
※2 平成18年3月31日名称変更

(6) 河 川

(令和6年3月31日現在)

都計区域名	市画都 市名	名 称		位 置		区 域		構 造	当初決定年月日	告示番号
		番 号	河川名	起点	終点	幅員	延長		最終決定年月日	告示番号
東かがわ	東かがわ市	1	番屋川	大内町田163-1番地	大内町小磯249-2番地	32~56 m	4,040 m	堤防式 単断面式	H2.12.11 同上 ※	県告 923号
三 豊	三 豊 市	1	古江上川	仁尾町仁尾字古江	仁尾町仁尾字古江	3.0~20 m	430 m	掘込式 単断面式	H2.11.6	町告 54号

※平成16年5月17日名称変更

(7) その他の社会施設

(令和6年3月31日現在)

都計区域名	市画都 市名	名 称		位 置	面 積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
		番 号	社会福祉施設名			最終決定年月日	告示番号	
高松広域	高 松 市	1	牟礼総合福祉会館	高松市牟礼町牟礼字仲代	1.0	S54.6.22 同上	町告 11号	※1※2

※1 平成16年5月17日名称変更  
※2 平成18年3月31日名称変更

(8) 防火水槽

(令和6年3月31日現在)

都計区域名	市画都 市名	箇所数	面 積 (㎡)	当初決定年月日	告示番号	摘 要
				最終決定年月日	告示番号	
高松広域	高 松 市	24	471	S27.5.19	建告 623号	
				S29.2.1	建告 41号	
中讃広域	丸亀市	5	70	S28.1.16	建告 27号	
	善通寺市	3	41	S29.5.11	建告 706号	
坂 出	坂 出 市	26	402	S28.1.16	建告 29号	
				S29.5.11	建告 707号	

## IV 市街地開発事業

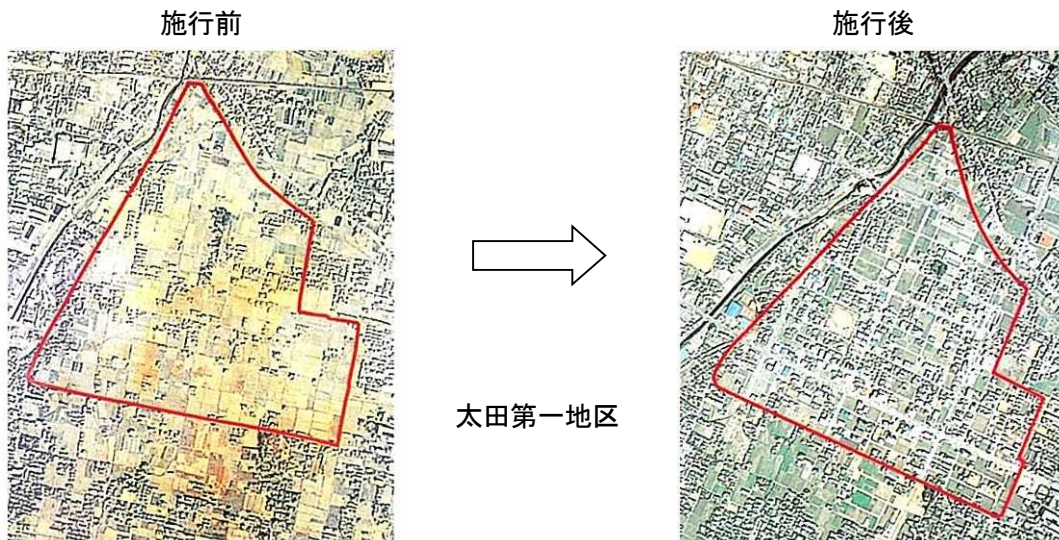
### 1. 市街地開発事業とは

市街地開発事業とは、都市計画で定められた土地利用計画を計画的に誘導し、秩序ある市街地を形成するため、道路、公園、下水道等の公共施設の整備にあわせて良好な住環境を確保するために、面的な広がりをもった区域で総合的、一体的に行われる事業です。具体的な事業手法としては、土地区画整理事業、市街地再開発事業を柱としてこの他に、新住宅市街地開発事業、住宅街区整備事業、新都市基盤整備事業、工業団地造成事業等があります。

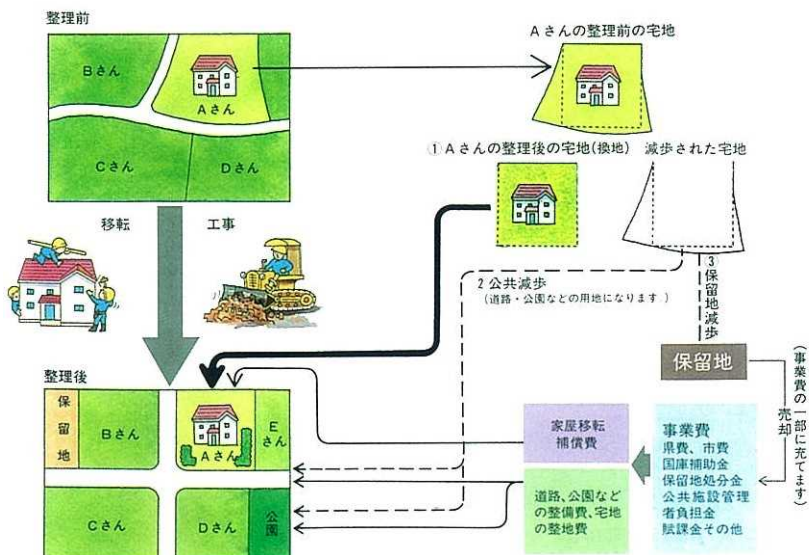
### 2. 土地区画整理事業

土地区画整理事業とは、都市計画区域内の一定の地区において、土地の区画形質を変更し、公共施設の整備改善を行うことにより、健全な市街地を形成する事業です。「区画整理は都市計画の母」と言われるように、市街地を整備する最も効果的な手法の一つとなっています。

#### (1) 土地区画整理事業の仕組み



- 土地区画整理事業は、私たちのまちづくりに欠かせない優れた方法です。  
この事業のしくみは、次のとおりです。



- ① 換地：  
整理後の個々の宅地は、整理前の土地の位置、面積、環境、利用状況などに応じて適正に定めます。
- ② 公共減歩：  
地区内に新たに必要となる道路、公園などの用地は、地区内の土地所有者が少しずつ出し合うことによって生み出します。
- ③ 保留地減歩：  
事業費の一部をまかなうため、売却する土地を地区内の土地所有者が少しずつ出し合います。

現在の土地にある所有権、地上権、賃借権などは相応の権利分が換地上に定められます。



(2) 土地区画整理事業の効果と実績

「都市計画の母＝区画整理」

区画整理は代表的な都市整備手法です。

現在までに 38 地区約 1,600ha の事業が県内で展開されています。

良質な宅地の大量供給

現在までに県内において 700ha 余りの良質な宅地を効果的に整備・供給しています。

高い地域経済への波及効果

区画整理は、原則として用地買収がないため、投資が地域経済の活性化に直接つながります。

(令和6年3月31日現在)

	事業完了地		現在施行中	
	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)
旧都市計画法	3	396.8	-	-
土地区画整理法	35	1242.2	-	-
公共施行等	14	1019.9	-	-
組合施行等	21	222.3	-	-
合計	38	1639	-	-





(3) 土地区画整理事業一覧表

① 行政庁施行

(令和6年3月31日現在)

都市計画 区域名	都市名	地区名	施行者	面積 (ha)	減歩率 (%)		公共用地率 (%)		施行期間 (年度)	総事業費 (千円)	換地処分 公告 年月日	計画決定 年月日 告示番号 当初	計画決定 年月日 告示番号 最終
					公	共	合	算					
高松広域	高松市	戦災復興	市長	358.2	14.41	14.57	13.26	28.96	S21～S51	644,295	S33.7.10 S39.1.25 S45.5.19	S21.6.5 戦災復興院 告示 30号	S35.3.28 建告 751号 ※1※2

※1 昭和48年6月12日名称変更  
※2 平成16年5月17日名称変更

② 地方公共団体施行

(令和6年3月31日現在)

都市計画 区域名	都市名	地区名	施行者	面積 (ha)	減歩率 (%)		公共用地率 (%)		施行期間 (年度)	総事業費 (千円)	換地処分 公告 年月日	計画決定 年月日 告示番号 当初	計画決定 年月日 告示番号 最終
					公	共	合	算					
高松広域	高松市	松島	市	64.9	19.24	23.66	8.61	26.19	S29～S49	171,679	S44.4.30	S29.9.6 建告1390号	同左 ※2※3
		弦打	〃	47.4	10.02	15.58	9.59	24.12	S41～S53	743,414	S48.3.31	S40.12.27 建告3473号	同左 ※2※3
		古高松	〃	10.0	16.61	16.61	9.69	27.22	S42～S51	96,000	S46.1.7	S42.9.8 建告2865号	同左 ※3
		太田第一	〃	78.2	14.80	15.81	8.75	25.37	S45～H7	5,612,000	H元.10.13	S45.10.15 県告1105号	同左 ※1※2※3
		南部第一	〃	28.3	14.54	15.36	13.89	29.40	S47～S62	2,058,030	S57.2.9	S45.10.15 県告1106号	同左 ※2※3
		太田第二	〃	360.3	18.94	21.26	8.09	25.49	S61～H25	64,026,000	H20.10.31	S61.3.28 県告 331号	同左 ※3
		高松港頭	県	27.8	29.82	40.04	9.23	35.29	H5～H20	43,843,166	H16.4.6	H4.12.11 県告 841号	同左 ※3
中讃広域	丸亀市	安達	市	28.1	19.64	34.32	8.93	26.81	S50～S60	2,178,575	S60.11.29	S50.12.11 県告 782号	S56.7.7 県告 564号 ※3
	宇多津町	宇多津 塩田	町	186.3	25.79	40.28	6.28	30.45	S52～H8	23,323,000	H4.1.10	S50.3.24 県告 185号	S52.9.22 県告 658号 ※3
坂出	坂出市	西大浜	市	70.4	20.18	32.20	13.65	31.07	S47～H14	8,201,000	H4.4.10	S47.11.9 県告 660号	S48.2.24 県告 144号 ※3
		東大浜	〃	26.4	28.78	34.81	13.52	38.4	S48～H8	2,327,128	S62.2.20	S47.11.9 県告 661号	S55.3.4 県告 243号 ※3
		坂出 駅南	〃	3.6	(15.56) 36.97	(15.56) 36.97	9.92	46.22	H8～H18	4,320,000	H17.4.19	H8.3.1 市告 13号	同左 ※3
三豊	三豊市	西野	町	36.4	25.25	53.67	3.78	28.11	S50～S56	1,843,500	S55.11.25	S50.7.5 県告 419号	S55.3.4 県告 245号
		仁尾浜	〃	51.8	23.09	52.30	6.53	28.12	S50～S58	2,505,292	S55.6.14	S50.7.5 県告 418号	S55.4.19 県告 484号
	計	14地区		1019.9						161,248,784			

但し、( )内の数字は、減価補償金により用地買収した場合を表す。  
※1 昭和46年9月18日名称変更  
※2 昭和48年6月12日名称変更  
※3 平成16年5月17日名称変更

③ 組合施行

(令和6年3月31日現在)

都市計画 区域名	都市名	地区名	施行者	面積 (ha)	減歩率 (%)		公共用地率 (%)		施行期間 (年度)	総事業費 (千円)	換地処分 公告 年月日	計画決定 年月日 告示番号 当初	計画決定 年月日 告示番号 最終
					公	合	施行前	施行後					
高松広域	高松市	西部	組合	25.9	-	19.93	-	-	S5~S10	63	S10.11.14	-	-
		宮脇町	〃	12.7	4.92	16.83	5.17	15.85	S9~S16	30	S14.6.13 S15.9.27	-	-
		生島	〃	37.7	5.48	5.48	-	5.48	S47~S56	1,786,555	S54.2.27	-	-
		高松浜	〃	18.9	27.44	40.36	0.17	27.56	S47~S53	1,426,489	S51.3.11	-	-
		高松町	〃	12.6	20.31	28.14	6.37	25.77	S48~S53	512,760	S51.12.2	-	-
		屋島	〃	58.7	18.71	34.84	10.17	26.98	S48~S56	4,255,661	S54.6.14	-	-
中讃広域	丸亀市	土器塩田	〃	36.8	17.80	36.07	2.50	19.85	S48~S51	1,123,690	S50.10.23	-	-
		三ノ池中	〃	2.1	14.82	30.36	6.92	20.72	H12~H21	263,294	H16.12.3	-	-
		島田北	〃	2.9	14.96	25.17	4.63	18.91	H13~H23	150,793	H23.2.15	-	-
		北岡北	〃	1.1	7.01	29.77	15.32	21.26	H14~R元	195,962	H23.3.8	-	-
坂出	坂出市	金山塩田	〃	6.4	21.64	34.29	11.71	30.81	S61~H元	536,113	S62.10.20	-	-
東かがわ	東かがわ市	馬宿	〃	1.5	14.59	27.97	2.68	16.88	S50~S53	23,038	S52.4.23	-	-
		庵ノ内	〃	4.7	16.74	38.90	8.96	24.20	S56~H5	170,815	S58.2.8	-	-
		町田	〃	2.2	14.90	35.42	3.50	17.89	S52~S55	104,808	S53.7.29	-	-
さぬき	さぬき市	志度正面	〃	0.9	23.93	52.61	0.44	24.26	H17~H18	98,715	H18.9.15	-	-
		志度カシキ	〃	1.2	26.77	50.92	0.61	27.22	H22~H24	119,999	-	-	-
内海	小豆島町	新開	〃	1.9	7.02	21.46	6.57	16.08	S54~S55	86,009	S55.8.30	-	-
		安田大川	〃	1.3	10.75	27.87	3.39	18.78	S54~S55	61,524	S55.8.30	-	-
		苗羽石井	〃	1.2	20.26	34.20	2.72	22.42	S58~S63	80,166	S62.3.13	-	-
三豊	三豊市	弁天山	〃	0.5	21.16	41.57	0.96	21.91	S60~S61	97,152	S61.7.8	-	-
		金坂	〃	11.9	23.84	52.95	6.36	28.69	H元~H6	1,244,215	H6.1.25	H元.12.14 町告54号	-
		加嶺	〃	0.8	37.64	48.39	13.56	46.1	H12~H15	57,600	H15.9.24	-	-
	計	22地区		243.9					12,395,451	-	-	-	

④ 個人施行

(令和6年3月31日現在)

都市計画 区域名	都市名	地区名	施行者	面積 (ha)	減歩率 (%)		公共用地率 (%)		施行期間 (年度)	総事業費 (千円)	換地処分 公告 年月日	計画決定 年月日 告示番号 当初	計画決定 年月日 告示番号 最終
					公	合	施行前	施行後					
三豊	三豊市	陣山	個人	17.0	23.50	60.50	9.96	31.13	S62~S63	865,348	S63.9.6	-	-

#### (4) 施行地区の紹介

##### ① 宇多津塩田土地区画整理事業

宇多津塩田土地区画整理事業は、瀬戸大橋により本州や四国主要都市と鉄道や道路で直結される優れた立地ポテンシャルを活かし、塩業廃止により不毛の地となっていた塩田跡地を埋め立て、瀬戸大橋の開通による交通体系の変化や瀬戸大橋線の乗り入れ、それに伴う新駅の設置など瀬戸大橋の受け皿となる都市基盤施設の整備と良好な住宅地の形成を行ったものであります。

新都市の形成に当たっては、土地区画整理事業と併せて、地域振興整備公団（当時）による新宇多津都市開発整備事業が行われ、先行取得された公団用地に市街化形成の核となる施設が誘致されるなど、まちづくりの先導役の導入により活力あるまちづくりが進められています。

##### ●事業の概要

- ・事業区域／宇多津町の塩田跡地を中心とした総面積 186.3ha
- ・事業期間／昭和 52 年度～平成 8 年度
- ・事業内容／宅地造成および公共施設の整備
- ・施行者／宇多津町
- ・総事業費／約 233 億円



JR 宇多津駅南口



施行前



施行後



② 太田第二土地区画整理事業

本地区は、高松市域のほぼ中央にあって、沿岸部の中心市街地から内陸部に広がりつつある市街地の南縁部に位置する面積 360.3ha の地区であります。

土地利用の状況は、地区面積の 25%程度が宅地として利用され、なかでも地区の北部には小規模な住宅団地が無秩序に連担し南部は昭和61年3月まで市街化調整区域であったことから狭小な現道沿いに既存の集落があり、大半は農地であります。

しかし、国道 11 号高松東道路の建設や、旧高松空港跡地の開発計画等により、今後人口の集中が予想されます。このような状況や社会情勢に対応するため、国道 11 号高松東道路をはじめ、15 本の都市計画道路、公園等の都市基盤整備や、上下水道の生活環境施設の整備を行い、健全な市街地を形成し、宅地の利用増進を図るとともに、地区の中心には商業的土地利用が図れるよう計画を行い、潤いと活力に満ちたまちづくりを行うものであります。

●事業の概要

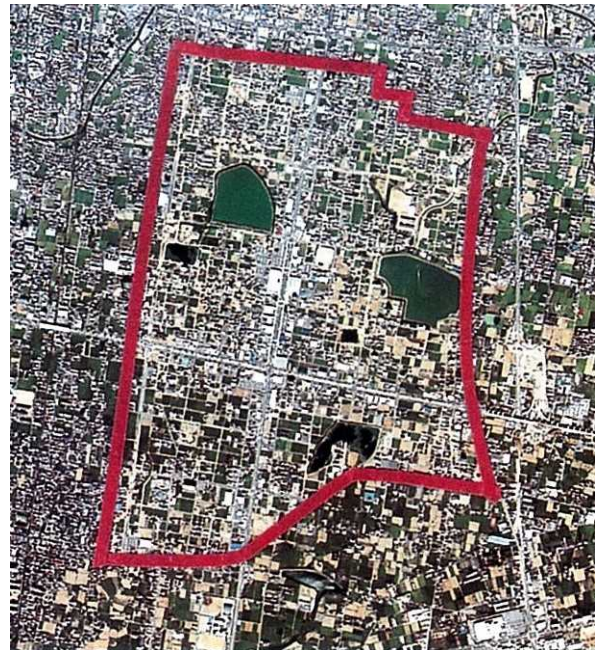
- ・事業区域／高松市 { 今里町、松縄町、伏石町  
木太町、林町、太田下町  
多肥下町  
の各一部 総面積 360.3ha
- ・事業期間／昭和 61 年度～平成 25 年度
- ・事業内容／宅地造成および公共施設の整備
- ・施行者／高松市
- ・総事業費／約 640 億円



レインボーロード



施行前



施行中



# RAINBOW ROAD

## レインボーロード案内図



**水** 川や池をイメージさせるせせらぎやたまり、噴水等を歩道内に連続させ、水とふれあえるやすらぎの空間を形成します。



**風** 国道11号高松東道路に接続する歩道空間において、広がりや風をイメージするモニュメント等を設け、レインボーロードの南の入口として特徴ある空間を形成します。



**光** レインボーロードの北の入口となる街路交差点において、ゲートや光をイメージさせるモニュメント等を設置し光の演出を行い、特徴ある空間を形成します。



**花** 花や実が成る季節感ある樹木や野草で彩る四季を楽しめるゾーンを作り、利用者が集い、親しまれる空間を形成します。



### 植栽

中央分離帯 クスノキ、コグマザサ  
植栽帯 ケヤキ、ハイバクシン、フッキソウなど  
歩道内 ヤマモモ、ヤブツバキ、アンズ、タイサンボク、マテバシイ、スモモ、クロガネモチ、キンモクセイ、コブシ、ザクロ、ネムノキ、オオシマザクラ、カリン、クヌギ、イチヨウ、メタセコイア、マツバギク、タマリユウなど

## レインボーロードについて

(福岡多肥上町線 650m区間)

太田第2地区の中央部には、幅員 39m道路（延長約 650m）の沿道に近隣商業地域を設定し、地域の中心的商業の形成を図るため、地区計画を導入するとともに大型商業施設等を誘致し、太田第2地区のシンボルとなる市街地を形成します。この太田第2シンボル地区（10.3ha）は8街区で構成され、大型商業施設、専門店やアミューズメント施設等が一体となったショッピングモールが誕生しました。また、片側幅員 11mの歩道は、光・水・花・風をテーマに水景施設、モニュメントや四季を感じさせる植栽等を施し、来訪者が憩い、ふれあい、にぎわう場として魅力的な歩行者空間として整備しました。

住民が地域づくりに主体的に参画することによって地域の個性、魅力を創出している良質な社会資本を広く募集・選定し、これを全国に広く紹介することにより、社会資本整備に当たっての創意・工夫を促進し、個性あふれる活力ある地域づくりに寄与することを目的に、昭和 61 年度に創設された「手づくり郷土賞」において、平成 11 年度を受賞案件として、太田第2シンボル地区「レインボーロード」他 31 地区が選定されました。



四季を楽しめる、花空間



水とふれあえる安らぎの空間



夜間も美しいライトアップ



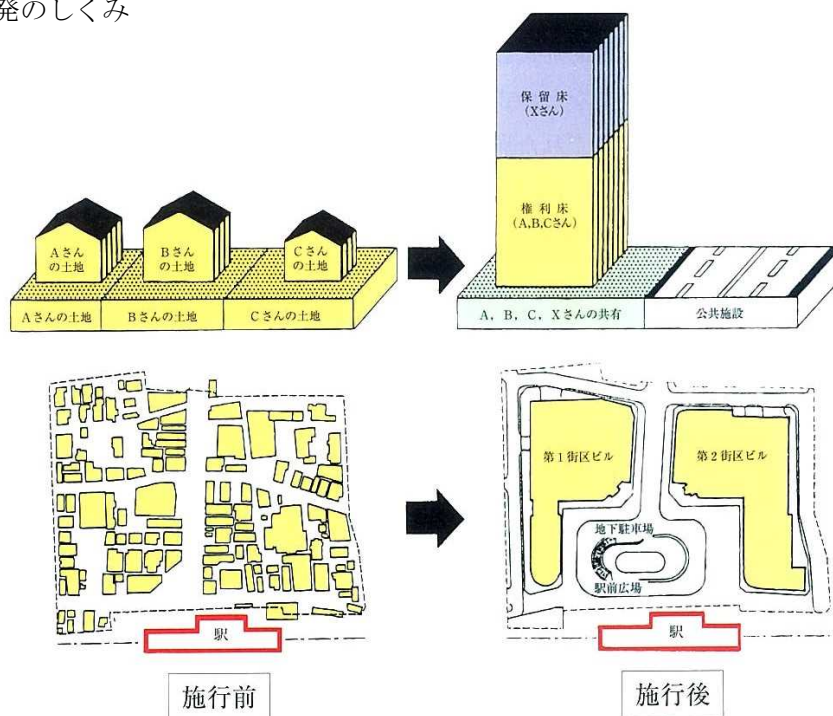
### 3. 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、木造建築物の密集、宅地の細分化、公共施設の不足などにより生活環境が悪化した既成市街地で、敷地を共同利用し、道路、駅前広場等の公共施設を整備することによって、建築物の不燃化、共同化、高層化を図るとともに、有効なオープンスペースを確保し、安全で快適な都市環境を創造しようとする事業です。土地区画整理事業における立体換地制度を充実させたもので、権利変換手続きを取り入れて街区を立体的に整備します。

(権利変換とは、事業施行前の各権利者の権利の種類と、その資産額の大きさに応じて、事業完了後のビルの敷地や床に関する権利に変換することをいいます。)

本県では、高松市の片原町駅西で1地区、丸亀町商店街でA街区、G街区の2地区の計3地区が都市計画決定されています。

#### (1) 市街地再開発のしくみ



#### (2) 市街地再開発事業一覧表

(令和6年3月31日現在)

都市計画 区域名	都市名	区分	名称	施行区域 面積	建築敷地 面積	建ぺい率	容積率の 限度	主要用途	公共施設	当初決定年月日
										告示番号
										計画決定年月日
										告示番号
高松広域	高松市	第1種	片原町駅西・ 第3街区	0.4 <sup>ha</sup>	0.3 <sup>ha</sup>	7/10	55/10	住宅	道路、 下水道	H 8. 2. 27 市告125号 同上 ※
		第1種	丸亀町商店街 A街区	0.4	0.3	7/10	55/10	商業施設 住宅	道路	H13. 3. 21 市告188号 H16. 4. 13 市告231号※
		第1種	丸亀町商店街 G街区	1.2	0.9	7/10	65/10	商業施設 住宅	道路、 下水道	H13. 3. 21 市告189号 H21. 6. 30 市告502号
		第1種	大工町・ 磨屋町地区	0.5	0.3	7/10	48/10	商業施設 住宅	道路、 下水道	H30. 6. 25 市告616号
	合計		4地区	2.5						

※ 平成16年5月17日名称変更

## V 地区計画等

### 1. 地区計画とは

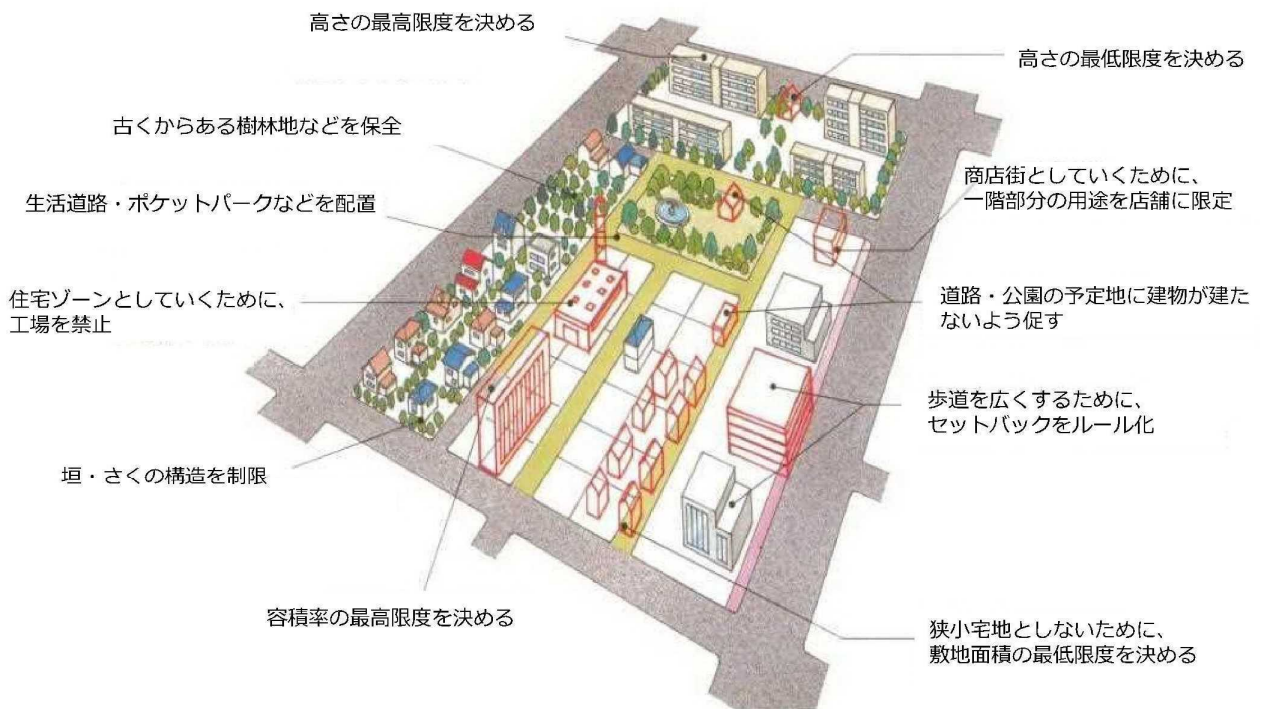
これまでの都市計画は、都市全体からみた土地利用計画や、道路、公園、下水道などの都市の骨格づくりが中心で、地区単位的生活環境を保全したり、整備するためのきめ細かなまちづくりの手段に欠けていました。地区計画は、そこを補うもので、地区単位にあるべき土地利用、市街地整備の目標に照らして総合的かつ詳細に計画を定め、この計画に従って地区施設、建築物等土地利用に関する事項の中から、当該地区の目的に応じて必要なものを選択的に定めることができる極めて柔軟な制度として昭和55年に創設されました。

#### (1) 地区計画の概要

地区計画は、それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な事項を定める「地区レベルの都市計画」です。策定主体は、市町村です。住民等の意見を反映して、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定めていきます。

#### ●地区計画を定められる地区

- ① 用途地域内
- ② 用途地域外で次のいずれかに該当するもの
  - イ 計画的開発(予定)区域
  - ロ 不良街区環境形成の恐れのある区域
  - ハ 優れた街区環境が形成されている区域



出典:「都市計画の土地利用計画制度の仕組み」(国土交通省)  
(<https://www.mlit.go.jp/common/000234476.pdf>)

## (2) 地区計画の内容

地区計画等については、地区計画等の種類、名称、位置、区域及び区域の面積のほか、「地区計画の目標」「区域の整備、開発及び保全に関する方針」「地区整備計画」を定めることとされています。

地区内で行われる建築・開発行為等を地区計画の内容に沿って規制・誘導することで、目標とするまちづくりの実現を図ることができます。

### ●地区計画の構成

地区計画の目標

区域の整備、開発及び保全に関する方針

地区整備計画

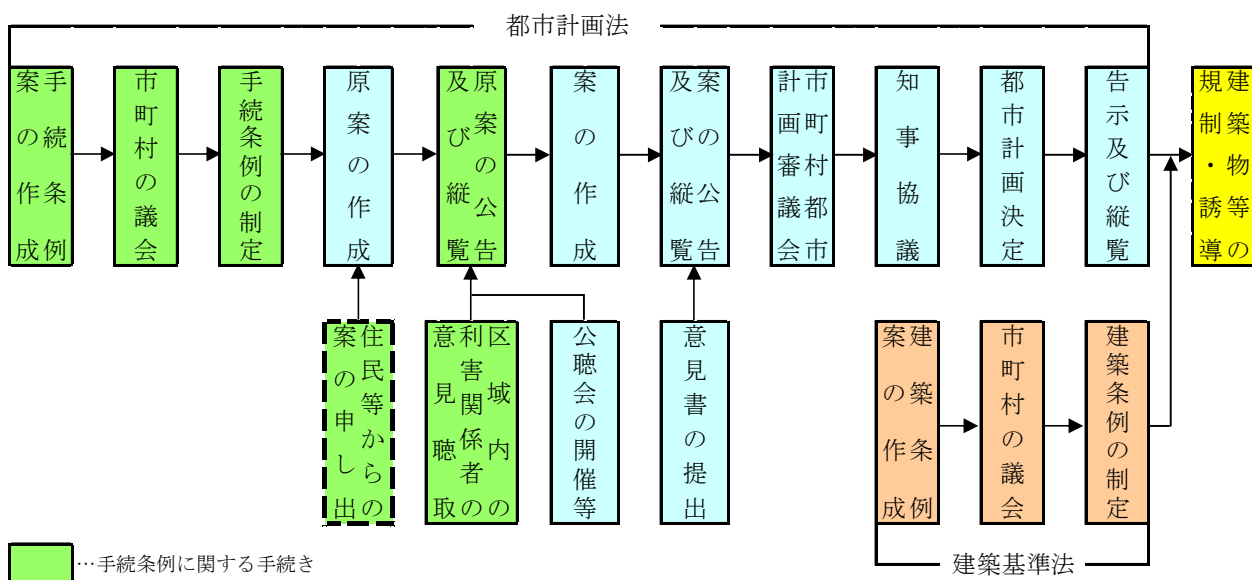
1. 地区施設の配置及び規模 [生活道路、小公園、広場などの配置]

2. 建築物等に関する事項 [建物の建て方や街並みのルール]

- 建築物等の用途の制限（緩和も含む）
- 建築物の容積率の最高限度又は最低限度
- 建築物の建ぺい率の最高限度
- 建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度
- 壁面の位置の制限
- 壁面後退区域における工作物の設置の制限
- 建築物等の高さの最高限度又は最低限度
- 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限
- 建築物の緑化率の最低限度
- 垣又はさくの構造の制限

3. 土地の利用に関する事項 [保全すべき樹木地、農地の開発規制など]

## (3) 地区計画の決定手続き



(4) 地区計画の種類

地区計画	昭和55年創設。一体的に整備及び保全を図るべき地区において、公共施設の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を一体的かつ総合的に定める。
再開発等促進区	工場跡地等相当規模の低未利用地区等において、土地利用の転換を円滑に推進し良好なプロジェクトを誘導するため、地区内の公共施設の整備と併せて、容積率制限、用途制限の緩和等を行う。(都市計画法第12条の5第3項)
開発整備促進区	大規模な劇場、店舗、飲食店等の整備による商業その他の業務の利便の増進を図るため、一体的かつ総合的な市街地の開発整備を実施すべき区域を、開発整備促進区として地区計画に定めることができる。(都市計画法第12条の5第4項)
誘導容積型地区計画	地区整備計画において、公共施設が未整備な段階の容積率(暫定容積率)と公共施設整備後の容積率(目標容積率)の2つを定め明示することで、土地の有効高度利用を誘導する。(都市計画法第12条の6)
容積適正配分型地区計画	適正な配置及び規模の公共施設を備えた土地の区域において、それぞれの地区の特性に応じた良好な市街地環境の形成及び合理的な土地利用の促進を図るため、用途地域で指定された容積の範囲内で、区域内において容積を配分する。(都市計画法第12条の7)
高度利用型地区計画	適正な配置及び規模の公共施設を備えた土地の区域について、建物の容積率の最高限度及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度等を定め、道路に接して有効な空地を確保し、容積率制限及び斜線制限を適用除外とすることにより、その合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図る。(都市計画法第12条の8)
用途別容積型地区計画	都心周辺部等の住商併存地域における住宅の立地誘導を図るため、住宅を設けた場合に容積率制限の緩和を行う。(都市計画法第12条の9)
街並み誘導型地区計画	統一的な街並みを誘導するため、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度等を定めるとともに、前面道路幅員による容積率制限、斜線制限を適用除外とする。(都市計画法第12条の10)
防災街区整備地区計画	平成9年創設。防災機能が著しく低い密集市街地において、火事、地震等の災害時における延焼防止、避難路確保のため必要な道路、建築物等を一体的かつ総合的に整備する必要がある場合に、一般的な地区計画で定めることができる事項に加え、建築物の構造に関する防火上必要な制限や建築物の間口率等を定め、防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図る。(密集法第32条)
歴史的風致維持向上地区計画	平成20年創設。歴史的風致の維持及び向上を図ることによる良好な市街地の環境の形成が特に必要となる地域において、用途地域による用途の制限にかかわらず、歴史的風致にふさわしい用途として歴史的な建造物を活用することにより、その保全を促し、当該地域の歴史的風致の維持及び向上と土地の合理的かつ健全な利用を図る。(歴史まちづくり法第31条)
沿道地区計画	昭和55年創設(平成8年制度改正)。沿道整備道路に接続する土地の区域で、道路交通騒音による障害の防止と沿道の適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、沿道の整備を計画的に誘導、規制することにより、幹線道路の沿道にふさわしい土地利用を実現する。(沿道法第9条)
集落地区計画	昭和62年創設。市街化調整区域及び非線引き都市計画区域と農業振興地域が重複する地域において、主として集落地域内の居住者にとっての営農条件と調和のとれた良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図る。これに沿った市街化調整区域の開発行為は許可される。(集落法第5条)

2. 地区計画一覧表

(令和6年3月31日現在)

都市計画 区域名	都市名	名称	面積 (ha)	地区整備 計画の 面積 (ha)	決定の概要		当初決定年月日 告示番号
					地区施設	建築物等に 関する事項	計画決定年月日 告示番号
高松広域	高松市	高松港頭地区	27.8	27.8			
		太田第2 シンボル地区	10.3	10.3	道路	用途、敷地面積、壁面 の位置、形態・意匠、 かき・さくの構造	H9. 2. 27 市告 155号 H31. 3. 28 市告 287号
		ラ・プエルタ 多肥地区	1.1	1.1	道路、緑地	用途、容積率、建ぺい 率、敷地面積、壁面の 位置、高さ、形態・意 匠、かき・さくの構造	H14. 2. 12 市告 82号 同 上 ※
		朝日新町地区	21.0	21.0	緑地	用途、敷地面積、壁面 の位置、形態・意匠、 かき・さくの構造	H14. 7. 30 市告 524号 H31. 3. 28 市告 288号
		コームド 春日地区	0.5	0.5	道路、緑地	用途、容積率、建ぺい 率、敷地面積、壁面の 位置、高さ、形態・意 匠、かき・さくの構造	H15. 6. 23 市告 427号 同 上 ※
		ラ・プエルタ 多肥第2地区	0.8	0.8	同上	同上	H15. 6. 23 市告 427号 同 上 ※
		ラ・プエルタ 元山地区	0.4	0.4	同上	同上	H15. 6. 23 市告 427号 同 上 ※
		ラ・プエルタ 多肥第3地区	0.4	0.4	同上	同上	H16. 2. 19 市告 411号 同 上 ※
		ラ・プエルタ 多肥第4地区	1.1	1.1	同上	同上	H16. 2. 19 市告 411号 同 上 ※
		牟礼久通地区	6.7	6.7	—	用途、敷地面積、緑化 の推進	H8. 5. 21 町告 22号 H18. 3. 31 市告 305号
		4町パティオ 区	0.4	0.4	広場	用途、壁面・屋外広告 物の位置、形態・意 匠、かき・さくの構造	H18. 3. 31 市告 293号
		高松丸亀町 商店街地区	2.9	1.6	—	用途、容積率、敷地面 積、壁面の位置、高 さ、形態・意匠、か き・さくの構造	H20. 4. 23 市告 346号 H31. 3. 28 市告 289号
		朝日町一丁目 区	6.2	6.2	緑地、歩道 状空地	用途、容積率、敷地面 積、壁面の位置、形 態・意匠、かき・さく の構造	H21. 6. 29 市告 492号
		栗林公園 北部地区	6.5	6.5	道路、公園	用途、高さ、形態・意 匠	H21. 6. 29 市告 493号 H31. 3. 28 市告 290号
		林町地区	1.6	1.6	道路、公園	用途、敷地面積、壁面 の位置、高さ、かき・ さくの構造	H21. 6. 29 市告 494号 H31. 3. 28 市告 291号
		林町第2地区	1.1	1.1	道路、公園	用途、敷地面積、壁面 の位置、高さ、かき・ さくの構造	H25. 10. 11 市告 839号



都市計画 区域名	都市名	名称	面積 (ha)	地区整備 計画の 面積 (ha)	決定の概要		当初決定年月日 告示番号
					地区施設	建築物等に 関する事項	計画決定年月日 告示番号
高松広域	高松市	郷東町香川県 臨海企業団地 地区	22.0	22.0	—	用途、敷地面積、形 態・意匠、かき・さく の構造	H27.3.31 市告 258号 H31.3.28 市告 292号
		朝日新町 第2地区	9.6	9.6	道路	用途、敷地面積、壁面 の位置、形態・意匠、 かき・さくの構造	R2.10.2 市告 794号
中讃広域	丸亀市	丸亀駅前南 地区	0.9	0.9	道路	用途、形態・意匠	H21.8.5 市告 1258号 H31.3.5 市告 1072号
坂出	坂出市	松ヶ浦地区	14.3	14.3	—	用途、建ぺい率、敷地 面積	H8.5.21 市告 38号 同上 ※
		坂出駅南口 地区	3.6	3.6	道路、公園	用途、敷地面積、壁面 の位置、形態・意匠、 かき・さくの構造	H9.2.3 市告 4号 H14.2.21 市告 16号※
		坂出駅前北口 地区 —	0.5 —	0.5 —	— —	形態・意匠 —	H23.11.28 市告 230号 R6.2.5 市告 28号 廃止
	合計	21地区	139.2	137.9			

## VI これからの都市

### 1. 持続可能な都市構造の再構築をめざして

都市計画に基づく規制手法は、これまで人口が増加する中で、無秩序な都市化をコントロールするとともに、効率的な都市基盤の整備を実現するという役割を果たしてきました。

しかし、人口減少下にあつては、全ての都市がこれまでのような人口増を前提とした都市づくりを目指す状況ではなくなってきており、都市の状況に応じて既成市街地の再構築等により、都市構造の再編に取り組む必要がありますが、その取組においては他の都市との競争・協調という視点に立った個性的な都市づくりへの要請の高まりに応じていかなければなりません。さらには、幅広く環境負荷の軽減、防災性の向上、バリアフリー化、良好な景観の保全・形成、歩いて暮らせるまちづくり等、都市が抱える各種の課題にも対応していく必要があります。

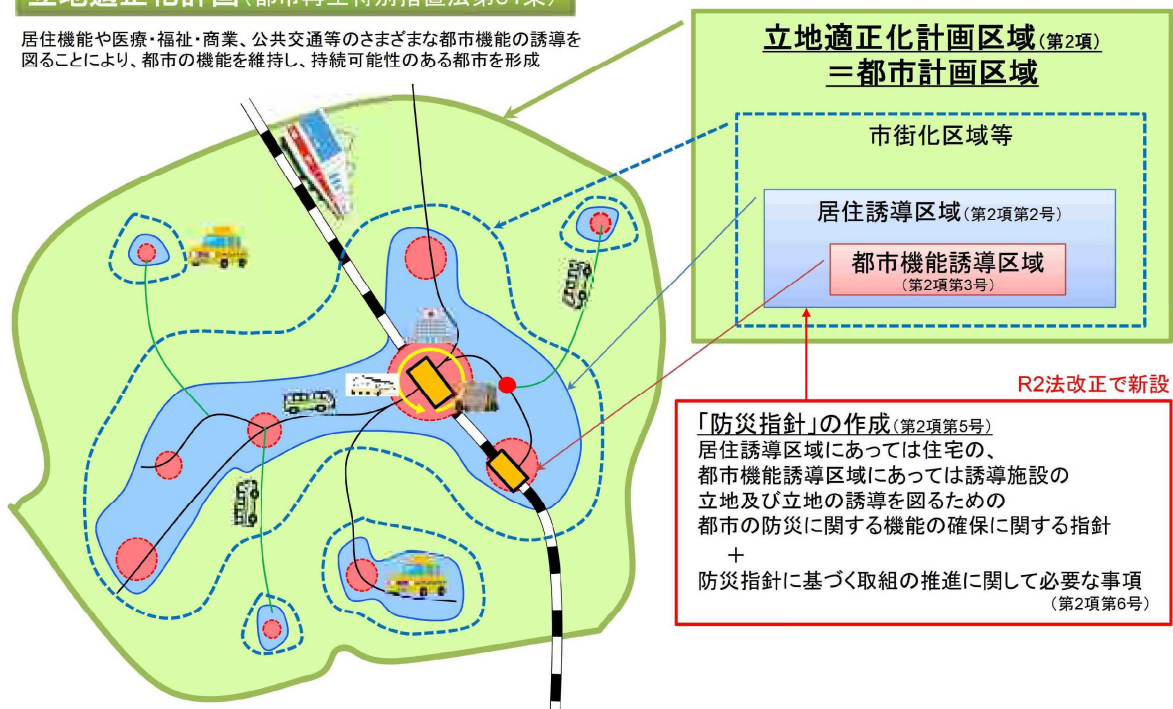
#### (1) 立地適正化計画

立地適正化計画は、市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランです。居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めます。

立地適正化計画は、市町村の都市計画に関する基本構想、都市計画区域マスタープランに即するとともに市町村マスタープランとの調和が保たれたものでなければなりません。また、都市全体を見渡したマスタープランとしての性質を持つものであることから、都市計画法に基づく市町村マスタープランの一部と見なされます。

#### 立地適正化計画(都市再生特別措置法第81条)

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導を図ることにより、都市の機能を維持し、持続可能性のある都市を形成



「立地適正化計画の説明会資料(平成27年6月1日時点版)」(国土交通省)  
(<https://www.mlit.go.jp/common/001091253.pdf>)を加工して作成

●立地適正化計画を作成すると

届出・勧告制度	・居住誘導区域外での住宅開発等や都市機能誘導区域外での誘導施設の整備等について、市町村長への届出を義務付け
支援措置	・都市再生整備計画関連事業をはじめとする都市施設の集約や居住誘導に資する事業に対して国が支援 ・都市機能誘導区域内における誘導施設の整備などの民間都市開発事業に対して民間都市開発推進機構が出資
税制措置	・都市機能誘導区域の外から内への事業用資産の買換特例など、税制上の特例適用
特例措置 ・誘導施策	・居住調整地域、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区の地域地区の指定 ・跡地等管理区域、駐車場の特例（駐車場配置適正化計画等）、都市計画施設の改修事業の認みなし制度、低未利用土地権利設定等促進計画制度、立地誘導促進施設協定（コモンズ協定）などの活用

●立地適正化計画策定状況

作成市町名	当初公表日*	変更日*	防災指針
高松市	H30. 4. 1	H31. 3. 29、R2. 7. 27	
丸亀市	H30. 7. 2	R5. 3. 31	作成済み
坂出市	H31. 4. 1	R6. 3. 7	
善通寺市	R2. 3. 31	—	
観音寺市	R3. 7. 1	—	
さぬき市	R3. 4. 1	R5. 4. 3	作成済み
三豊市	R3. 8. 2	—	作成済み
多度津町	H31. 3. 29	—	
土庄町	R6. 4（予定）	—	（作成予定）

※当初公表日、変更日は届出開始日による

(2) 都市再生整備計画関連事業

(都市構造再編集中支援事業・都市再生整備計画事業・まちなかウォークブル推進事業)

都市再生整備計画関連事業は、市町村がまちづくりの目標や指標を設定し、目標達成のために必要な基幹事業（都市基盤・都市施設の整備）や関連する提案事業（ソフト事業等）を「都市再生整備計画」と呼ばれる計画に位置付けて実施する事業です。

● 交付対象事業（都市再生整備計画に位置付けることができる事業）

基幹事業：道路、公園、多目的広場、駐車場・駐輪場、ペDESTリアンデッキ、地域交流センター誘導施設（図書館、こども園など）、下水道、河川、土地区画整理事業、市街地再開発事業等

提案事業：各種施設整備を検討するための社会実験など（事業活用調査）

ワークショップの開催やまちづくりPR活動の実施など（まちづくり活動推進事業）

空き店舗の改修や防災性の向上のための公共公益施設の耐震改修など（地域創造支援事業）

※都市再生整備計画関連事業の種類によって位置付けることができる交付対象事業は異なります。

都市再生整備計画関連事業の活用状況

市町村名	地区名	面積 (ha)	交付期間	目標	主な事業内容
高松市	古高松地区	355.0	H17～H19	「地域みずからまちづくり」の推進	・コミュニティセンター ・地域子育てひろば ・道路 ・駅前駐輪場 ・消防屯所
	牟礼地区	58.0	H17～H21	町内の豊かな資源を活かした、元気な観光型まちづくり	・公園 ・道路 ・駐車場 ・広場 ・案内情報板
	下笠居地区	250.0	H19～H21	市民との協働による災害に強いまちづくりの推進	・道路 ・防災設備 ・コミュニティセンター ・ネットワークカメラ ・避難施設案内板
	国分寺地区	58.0	H23～H27	歴史・文化が調和するコミュニティ文化の創造・住民に身近なコミュニティの形成と多様な交流	・道路 ・地域交流センター ・情報案内板 ・コミュニティセンターの耐震化
	仏生山地区	30.0	H24～H28	地域交流拠点として利便性の高い交流基盤の整備・新病院との連携による災害に強いまちづくり	・道路 ・公園 ・自転車駐車場 ・耐震性貯水槽 ・地域交流センター ・保育所整備
	屋島地区	600.0	H30～H31	新たな魅力と固有の価値を創造し、世界に誇れる高松市のシンボル地区として再整備することで、国際競争力の強化と地域の活性化	・道路 ・参道高質化
	仏生山地区	30.0	H30～R3	地域交流拠点として利便性の高い交流基盤の整備・新病院との連携による災害に強いまちづくり	・地域交流センター ・案内情報版 ・道路標識
	山田地区	8.0	R1～R5	都市機能の誘導及び集約化や行政機能や防災機能を有した施設等の整備、交通結節拠点と本地区を繋ぐアクセスの確保	・道路 ・公園 ・地域交流センター ・バスロータリー整備
	ことでん新駅（太田～仏生山駅間）周辺地区	72.0	R1～R5	多様かつ広域的な交流を実現し、各拠点への居住・都市機能の集約	・駅前広場 ・駐輪場 ・バス・バス乗継割引導入支援
	ことでん新駅（太田～仏生山駅間）周辺地区（第2期）	72.3	R6～R8	多様かつ広域的な交流を実現し、各拠点への居住・都市機能の集約	・道路 ・駅前広場 ・駐輪場
	サンポート高松地区	42.0	R4～R7	地区全体の魅力向上や交通結節機能の強化、回遊性向上を図る魅力的な地区づくり	・道路 ・人工地盤等 ・情報板 ・道路整備を検討するための社会実験等
丸亀市	塩江地区	12.0	R2～R6	観光交流機能や生活拠点機能、交通ターミナル機能等を持った、新たな塩江地区の顔となる道の駅（小さな拠点）整備による塩江地区の活性化と観光振興	・道路 ・案内情報版 ・地域交流センター ・観光交流センター ・ワーケーション拠点施設 ・温浴施設
	丸亀市中心市街地地区	390.0	H20～H24	居住環境、防災環境の向上により、地域の個性ある「住みやすいまちづくり」	・道路 ・街路 ・防災意識啓発 ・コミュニティセンター ・緑地 ・広場 ・情報板 ・旧街道整備
	丸亀市中心市街地地区	390.0	H25～H29	地域の個性ある「住みやすいまちづくり」・歴史資源等を活用し交流人口を増加	・道路 ・街路 ・緑地 ・広場 ・観光物産施設整備 ・情報板 ・旧街道整備
	丸亀市大手町周辺地区	155.0	H30～R3	公共施設再編を契機とした活気あるまちなかの再生	・道路 ・緑化駐車場 ・道路高質化 ・地域交流センター ・包括支援センター
丸亀市大手町周辺地区（第2期）	155.0	R4～R8	大手町地区の公共施設再編を契機とした、活気のあるまちなかの再生	・公園 ・緑化駐車場 ・道路高質化 ・地域交流センター ・複合交通センター ・認定こども園 ・まちなか賑わい創出イベント開催	

市町村名	地区名	面積 (ha)	交付期間	目標	主な事業内容
坂出市	坂出市中心市街地地区	87.9	R6～R10	JR坂出駅を中心とした「働くまち」と「住むまち」が両立できる「みんなの“ココチよさ”がかなうまち」の実現	・道路 ・公園 ・広場 ・地域交流センター ・観光交流センター ・テレワーク拠点施設 ・子育て世代活動支援センター ・図書館
善通寺市	善通寺市中心市街地地区	143.6	H17～H20	市民・観光客の交流拠点の想像とゆとりある回遊空間の創出による、活力ある文教・観光都市の形成	・道路 ・広場 ・観光交流センター ・地域交流センター
	善通寺市中心市街地地区	127.7	H22～H26	交流・回遊の強化による、魅力ある文教・観光都市の形成	・道路 ・広場
	善通寺市中心市街地地区	100.3	R2～R6	歴史・文化を活用した回遊性及び子育て・教育機能の向上、歩いて暮らせる市街地としての公共交通・公共施設の連携	・公園 ・ステップガーデン ・市道美装化 ・テレワーク拠点施設 ・図書館
多度津町	多度津駅周辺地区	68.0	H30～R4	多世代が行き交い、活力と交流、にぎわいを生み出す拠点づくり	・道路 ・駅前広場 ・駐輪場 ・エレベーター ・地域交流センター ・地域交流センター利活用促進 ・古民家利活用促進 ・駅前広場社会実験
観音寺市	観音寺地区	118.0	H19～H22	回遊性及び吸収力向上による中心市街地のにぎわい創出	・道路 ・ポケットパーク ・ストリートファニチャー ・モニュメント
	観音寺市中心市街地地区	53.0	H24～H28	交流とにぎわいの創出及び安全性、生活利便性が充実したコンパクトなまちづくりの推進	・道路 ・街路 ・駐車場 ・バリアフリートイレ ・地域交流センター
三豊市	詫間庁舎周辺地区	10.0	R6～R8	活気あふれる市民を軸として、いきいき高揚するまちの実現	・道路 ・親水広場 ・駐車場 ・屋外テラス ・地域交流センター ・親水広場利用促進 ・子育て世代活動支援センター
宇多津町	宇多津地区	145.0	H17～H21	古くからの歴史・文化と新しい市街地のにぎわいが調和しながら交流するまちづくり	・公園 ・地域交流センター ・道路 ・駐車場
	宇多津地区	230.0	H22～H26	古くからの歴史・文化と新しい市街地の賑わいが調和しながら交流する環境に配慮したまちづくり	・道路高質化 ・広場 ・古民家保全 ・耐震性貯水槽 ・既存建造物活用
	宇多津地区	51.0	H27～H31	古くからの歴史・文化と調和する交流の再生と環境に配慮したまちづくり	・道路高質化
	宇多津臨海地区	185.0	H30～R4	コンパクトで賑わい・活気に満ち溢れた楽しめる市街地形成を図る。	・道路 ・公園 ・道路高質化 ・バリアフリートイレ ・ベンチ設置 ・ガイドマップ作成
綾川町	滝宮地区	73.0	H24～H26	定住化の促進を図るとともに、駅に集う人々によって活力とにぎわいのあるまちづくり	・道路 ・駅前広場整備 ・コミュニティバス等実験運行
まんのう町	満濃池周辺地区	170.0	H19～H23	地域内外の人々が集い、語らい、学び・ふれあう、人と自然の共生を感じる観光の場の創出	・遊歩道 ・駐車場 ・既存施設の活用 ・観光案内板

【参考】まちづくり交付金の活用状況（旧まちづくり総合支援事業経過措置分）

市町村名	地区名	面積 (ha)	交付期間	地域の抱える課題	主な事業内容
高松市	琴電連立沿線地区	230.0	H13～H17	中心市街地の活性化	・道路 ・歩道整備 ・ポケットパーク
	太田第2地区	389.5	H13～H17	人口定着・交流機能強化による均衡のとれた地域振興	・土地区画整理事業 ・近隣公園
坂出市	坂出駅周辺地区	8.3	H12～H16	水・緑・文化・歴史空間の整備	・都市公園 ・緑化施設等 ・土地区画整理事業
善通寺市	善通寺地区	200.0	H12～H16	水・緑・文化・歴史空間の整備	・道路 ・緑化施設等
観音寺市	観音寺地区	84.0	H15～H18	中心市街地の活性化	・道路 ・ポケットパーク
さぬき市	長尾地区	480.0	H14～H18	水・緑・文化・歴史空間の整備	・歩道整備 ・公園 ・サイン等



(3) 都市防災総合推進事業（社会資本整備総合交付金事業または防災・安全交付金事業）

都市防災総合推進事業では、防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図るため、都市の防災構造化や住民の防災に対する意識向上を推進する。地方公共団体が策定する「都市防災事業計画」に基づいて、実施されます。

●概要

① 都市防災事業計画の策定

都市防災総合推進事業を行おうとする地方公共団体は、都市防災事業計画を策定する。

② 交付金の交付

地方公共団体が策定する「都市防災事業計画」に基づいて、年度毎に当該地方公共団体に対して交付金が一括交付されます。

●交付対象

① 災害危険度判定調査

- ・延焼危険度に関する調査
- ・避難危険度に関する調査
- ・その他地域の特性に鑑みて必要となる調査

② 盛土による災害防止のための調査

- ・盛土等に伴う災害の発生の恐れがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査

③ 住民等のまちづくり活動支援

- ・地区住民等に対する啓発活動
- ・協議会の活動に対する助成
- ・地区のまちづくり方針作成

④ 事前復興まちづくり計画策定支援

- ・事前復興まちづくり計画策定

⑤ 地区公共施設等整備

- ・事業計画の作成
- ・都市施設公園の整備
- ・地区公共施設の整備（道路、公園、緑地等）
- ・防災まちづくり拠点施設の整備（地域防災センター、避難所、耐震性貯水槽、備蓄倉庫等）等

⑥ 都市防災不燃化促進

- ・耐火建築物等の建築への助成

⑦ 木造老朽建築物除去事業

- ・密集市街地における木造老朽建築物の除去への助成

⑧ 被災地における復興まちづくり総合支援事業

- ・復興まちづくり計画の策定
- ・地区公共施設、地区緊急避難施設
- ・高質空間形成施設
- ・復興まちづくり支援施設

●交付率

- ・災害危険度判定調査：3分の1 ※1
- ・盛土による災害防止のための調査：3分の1（令和6年度まで2分の1）
- ・住民等のまちづくり活動支援：3分の1 ※1
- ・地区公共施設等整備：2分の1（用地費は3分の1） ※1 ※2
- ・都市防災不燃化促進調査：調査3分の1、工事2分の1 ※1 ※2
- ・木造老朽建築物除去事業：※1
- ・被災地における：復興まちづくり計画の策定、地区公共施設、地区緊急避難施設2分の1  
復興まちづくり 高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設3分の1 ※1  
総合支援事業

※1 間接補助があるものについては、地方公共団体の補助に要する費用の2分の1又は当該事業に要する費用の3分の1のいずれか低い額とする。ただし、⑥の工事費については事業費の2分の1

※2 南海トラフ特措法又は日本海溝・千島海溝措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率3分の2

都市防災総合推進事業活用状況

市町名	地区名	面積 (ha)	交付期間	目標	主な事業内容
多度津町	道福寺地区	68.0	R3～R4	多度津町の住民の安全性の確保、防災機能の向上を図り、安全・安心なまちづくりを実現する。	公園整備(指定緊急避難場所)
小豆島町	池田地区	105.9	R2	小豆島町の住民の安全性の確保、防災機能の向上を図り、安全・安心なまちづくりを実現する。	指定避難所の耐震化
観音寺市	観音寺地区	11,747.0	H24～H27	公園施設や市民の安全性、防災性の向上を目指し、安全・安心のまちづくり	・耐震性貯水槽整備(2基) ・同報系防災行政無線整備
坂出市	坂出地区	2,194.0	H26～H27	市民の安全性、防災性の向上を目指し、安全・安心のまちづくり	・同報系防災行政無線整備
小豆島町	馬木地区	33.6	H24～H27	住民の安全性の確保、防災機能の向上を図り安全・安心なまちづくり	・避難路整備 ・避難広場整備
三木町	三木地区	78.5	H26～H27	住民の安全性、防災性の向上を目指し、安全・安心のまちづくり	・防災緊急避難施設
宇多津町	宇多津地区	40.0	H21	住民の生命と財産を守り、誰もが安心して暮らせるまちづくり	・耐震性貯水槽整備(5基)

## 2. にぎわいと活力のある都市をめざして

都市は人々が働き、住み、集い、憩う生活空間であり、経済・社会・文化などのダイナミックな活動の場でもあります。

21世紀は、約7割の人々が都市に住む「都市の時代」といわれ、国際化、高度情報化、高齢化などグローバルな社会変化の潮流の中で都市への期待は、日増しに強まっています。このような中で、にぎわいと活力にあふれたヒューマンスケールの都心は、ますます人々を魅了し、新しい都市活動の拠点となりつつあります。

私たちは、このような都市づくりのため、都市の個性や独自性を生かしつつ、都市基盤整備を総合的に進め、民間の活力を最大限に活用しながら、都市機能の充実を図り、人々に愛される未来都市を創っていきます。

### (1) 高松港頭地区（サンポート高松）総合整備事業

#### ① 開発のねらい

本県を取り巻く社会経済環境は、瀬戸大橋、高松空港、四国横断自動車道など、高速交通体系の整備に伴い、産業、技術、文化などのあらゆる面で広域交流の活発化や情報化が進むなど大きく変化しています。このような中で、本県が環瀬戸内交流圏の拠点として重要な役割を担い、さらに飛躍発展していくためには、県都高松の中核都市機能をさらに高めることが必要です。このため、高松港頭地区（サンポート高松：JR高松駅を中心とする約42haの区域）において、香川県と高松市が一体となって、都市機能と港湾機能の調和のとれた開発を行い、新しいまちづくりに取り組んでいます。

#### ② 整備方針

- 国際化、情報化に対応した新しい都心の核づくり
- 海陸交通のターミナル機能の強化
- 『瀬戸の都』のシンボルゾーンの形成
- 既成市街地の再整備

#### ③ 基盤整備事業等

##### 港湾整備事業

快適な港湾空間の創出と親しまれる港づくりを目指し、①港湾機能の再編成、②新たなウォーターフロントの創出を基本方針として、事業を進めてきました。

##### ● 港湾改修事業（事業完了：平成12年度）

旅客船岸壁（2万トン級、5千トン級、3千トン級の3バース）をはじめとして、浮棧橋2基、物揚場、防波堤、臨港道路等の整備を進めてきました。

##### ● 港湾環境整備事業（事業完了：平成17年度）

港湾緑地3.4haを整備することとしており、水際線を緑のプロムナードで形成し、魅力ある親水空間の創出を進めてきました。

##### ● 埋築事業（事業完了：平成10年度）

旧宇高連絡船岸壁の前面海域約10haを埋め立てています。

## 土地区画整理事業

地区の持つ交通結節点、ウォーターフロント、歴史的環境などの立地条件を生かしつつ、高松市の中核性、拠点性を強化する新しい都市機能を持った拠点地区の形成を図ります。

この事業に伴いJR高松駅は西へ約200m移転し、JR貨物は香西・鬼無地区に全面移転しました。

### 概要

施工者	香川県
施行面積	27.8ha
事業費	440億円
施行期間	平成6年2月8日～平成20年（清算期間5ヵ年を含む。）
権利者数	78名（土地所有者75名、借地権者3名）
減歩率	40.04%（公共29.61%、保留地10.43%）
整備概要	都市計画道路9路線、（駅前広場1.4haを含む。） 区画道路22路線、公園3箇所（10,176㎡）

## 都市再生総合整備事業

まちづくりに関する基幹的な事業である土地区画整理事業の実施に併せ、都市再生総合整備事業を実施して、地区計画等を活用し、公共施設と建築物の調和した美しい街並みの形成と地域の個性を生かした良好なまちづくりを推進することとしています。

- 対象区域 35ha
- 事業主体 香川県・高松市他
- 整備施設 多目的広場、歩行者用デッキ、駐車場案内システム、公開空地等
- 事業費 約40億円

### ④ 公共施設計画

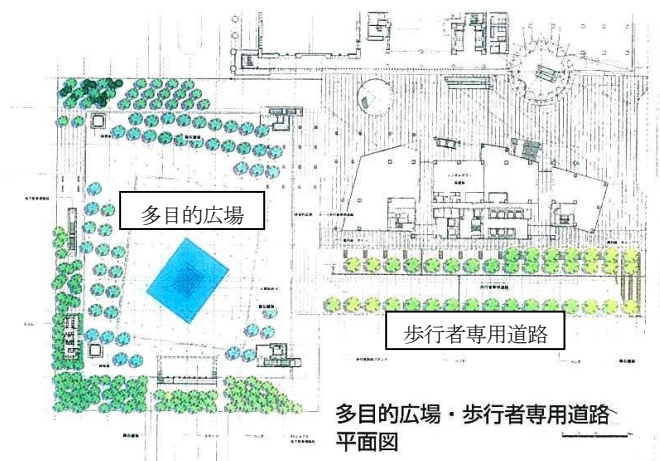
#### 駅前広場

旧の駅前広場のおよそ4倍の約14,100㎡を確保し、四国の玄関口高松の新しい顔としてふさわしいものとなるよう、景観面にも配慮した質の高い整備を行っています。

#### 多目的広場、歩行者専用道路

多目的広場は、人々の憩いの場としてだけでなく、多様なイベント等の開催により、地区全体を活性化し賑わいを演出する都市広場として整備します。面積は約8,000㎡を確保し、水辺の空間等を設けることとしています。

歩行者専用道路は、駅前広場から多目的広場を経て港湾緑地へと至る歩行者の主動線として、地区の特徴的な景観軸を形成するものであり、幅員20m、延長100mの道路を南北2本確保しています。



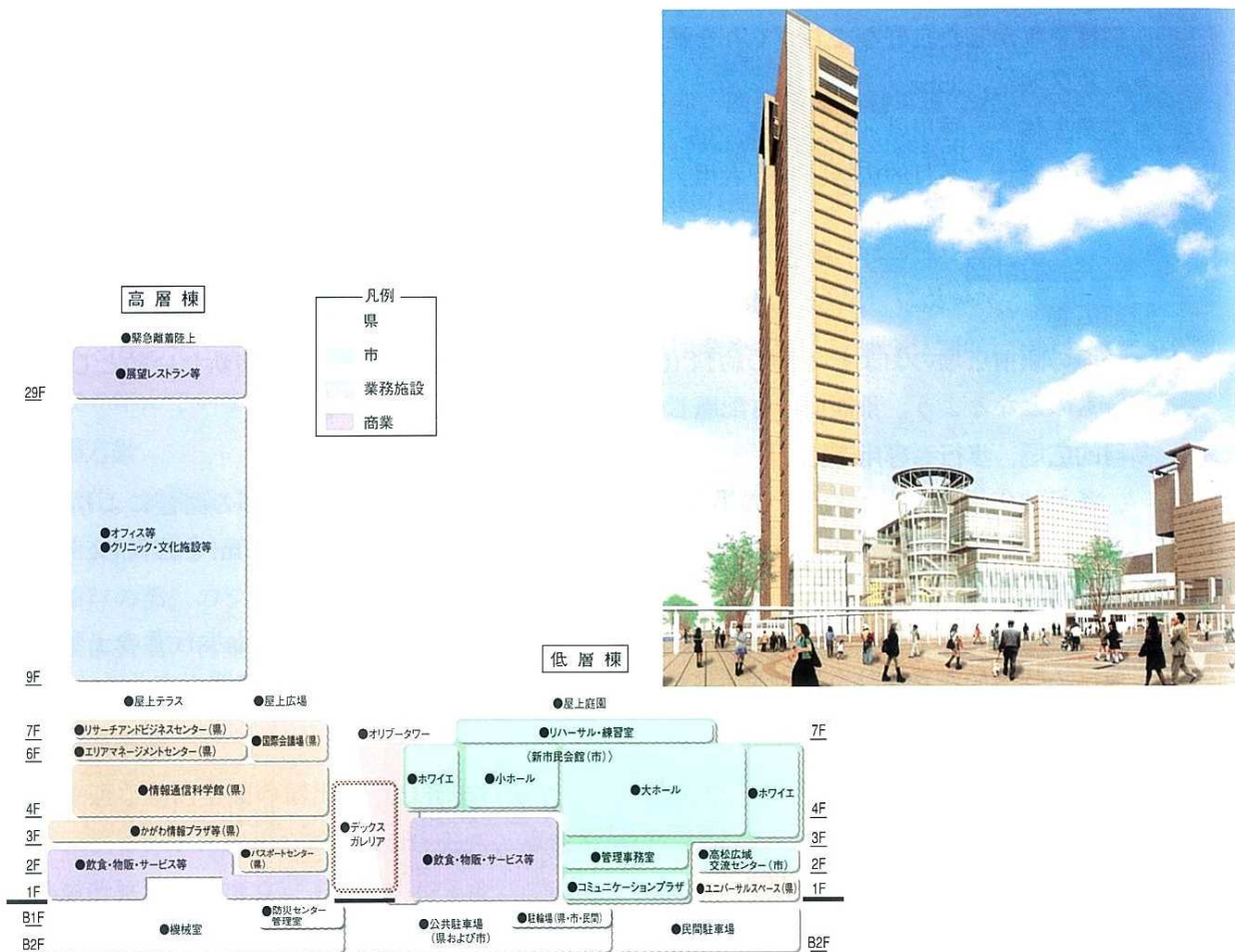
## シンボルタワー（高度情報交流センター）等の整備

シンボルタワーはサンポート高松の中核を担う施設として位置付けられるもので、交流と連携を基軸に、国際化と情報化に対応した文化・コンベンション機能、情報発信交流機能、民間業務、商業機能など、多様な機能を有する県・高松市のシンボルとなる交流拠点施設として、官民一体となって整備を図り、平成16年4月にグランドオープンしました。

整備に当たっては、民間の資金力や企画力を最大限に生かすとともに、事業遂行能力の判断や選定の公平性を確保できる「事業コンペ方式」（事業計画提案協議方式）を採用しました。

シンボルタワーは高層棟と低層棟の二棟で構成され、県の施設として、高層棟の1階から8階と低層棟の1階にパスポートセンター、国際会議場、情報通信科学館、かがわ情報プラザ等、ユニバーサルスペースなどが整備され、同時に高松市の新市民会館、民間のオフィス、商業施設等が整備されています。

### シンボルタワー概要



#### 建築概要

建築面積：	10,603.49㎡	●駐 車 場	17,060.48㎡
延床面積：	102,843.27㎡	公共駐車場（県・市）	9,165.68㎡
内訳		民間駐車場	7,894.80㎡
●専有面積	60,430.03㎡	●共用面積（駐車場を含む）	25,352.76㎡
香川県	10,051.67㎡	階数：（高層棟）地下2階、地上30階、塔屋1階	
高松市	22,077.65㎡	（低層棟）地下2階、地上7階、塔屋1階	
民間	28,300.71㎡	高さ：（高層棟）151.3m（アンテナを除く）	
		（低層棟）44.8m	



### 駐車場ネットワーク等

公共駐車場として、駅前広場と多目的広場の地下に、合わせて700台程度の地下駐車場を整備するもので、そのうち駅前広場地下駐車場約400台は、平成13年5月に使用開始しています。

また、駐車場の効率的な利用と円滑な交通処理を狙いとして、公共の地下駐車場と、隣接する各街区の附置義務駐車場とを地下でネットワーク化し、一体的に管理・案内するシステムを整備しています。



駅前広場地下駐車場

### 地域熱供給システム

エネルギーの効率的な利用や都市環境の保全に配慮し、快適で利便性の良いまちづくりを行うため、海水の未利用熱を利用した地域熱供給システムの整備を進めています。

### 中水道

節水型の都市づくりを目指し、下水処理水を活用した再生水利用下水道事業に取り組んでいます。

#### ⑤ まちづくりの規制・誘導方策

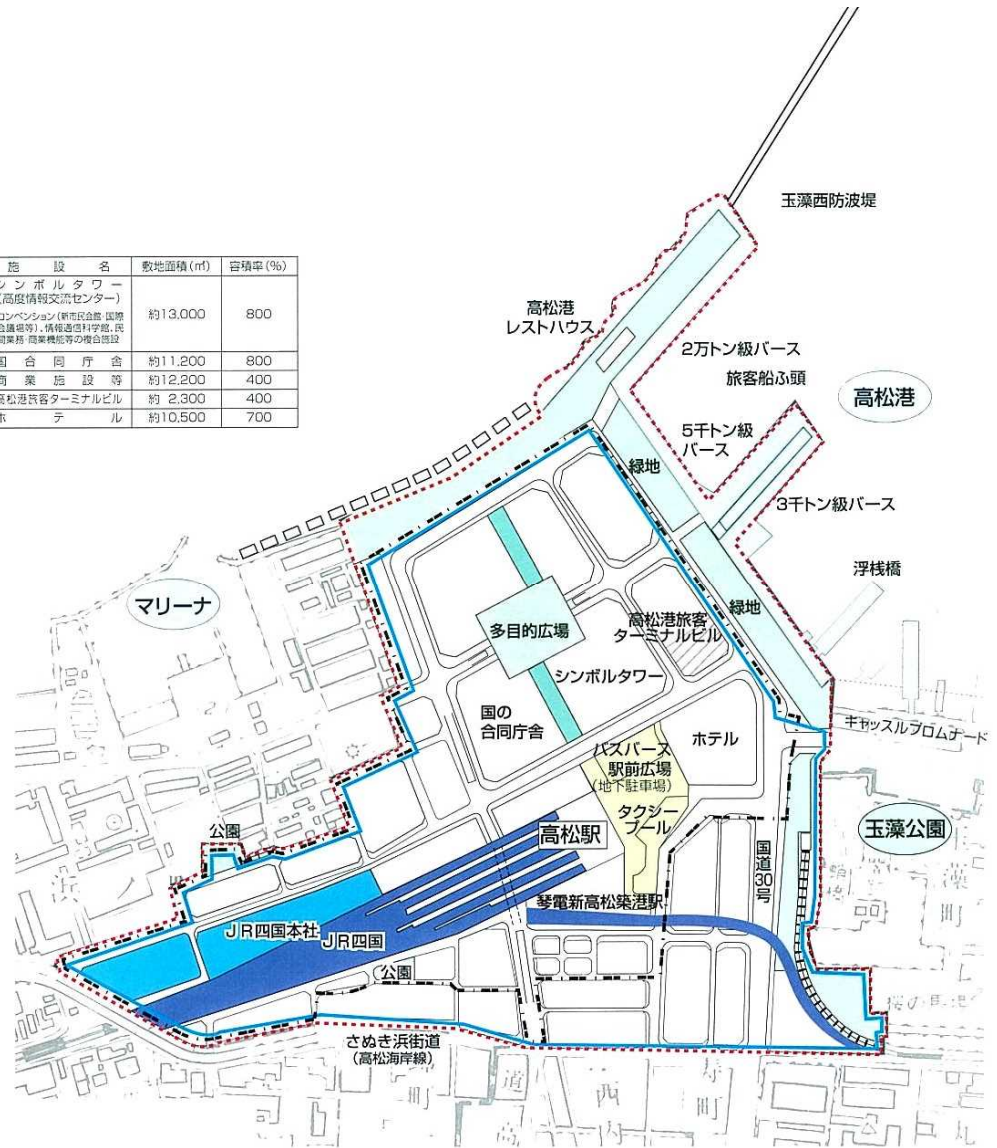
安全で快適な歩行者空間の創造や、良好な都市景観を形成していくとともに、商業・業務を始めとする多様な都市機能や、鉄道・港湾等の交通機能を適切に配置し、新しい都市拠点の形成を目的として、平成5年5月に地区計画の方針を都市計画決定しています。続いて平成7年12月、地区計画の方針を踏まえ、建物の用途制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限等を内容とする地区整備計画を都市計画決定しています。

さらに、この地区整備計画を補完し、より良いまちづくりを行うため、センター地区を中心とした約15haの区域において、地権者間の任意の取り決めであるまちづくり協定を平成10年3月に締結しています。

土地利用計画図

- 歩行者専用道路
- 駅前広場
- 公園・緑地
- 鉄道用地
- 商業・業務地
- 特定業務地
- 港湾施設
- 海岸保全施設
- 土地区画整理事業区域 (約27.8ha)
- 総合整備事業区域 (約42ha)
- 都市再生総合整備事業 (約35ha)

施設名	敷地面積 (㎡)	容積率 (%)
シンボルタワー (高松情報交高センター) コンベンション(新市民会館、国際会議場等)、情報通信庁舎、民間業用(商業施設等の複合施設)	約13,000	800
国合同庁舎	約11,200	800
商業施設等	約12,200	400
高松混雑客ターミナルビル	約2,300	400
ホテル	約10,500	700



整備時の土地利用計画図



サンポート高松 (令和2年5月撮影)



(2) 都市再生緊急整備事業

都市再生緊急整備地域とは、都市の再生の拠点として、都市再開発事業を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域です。

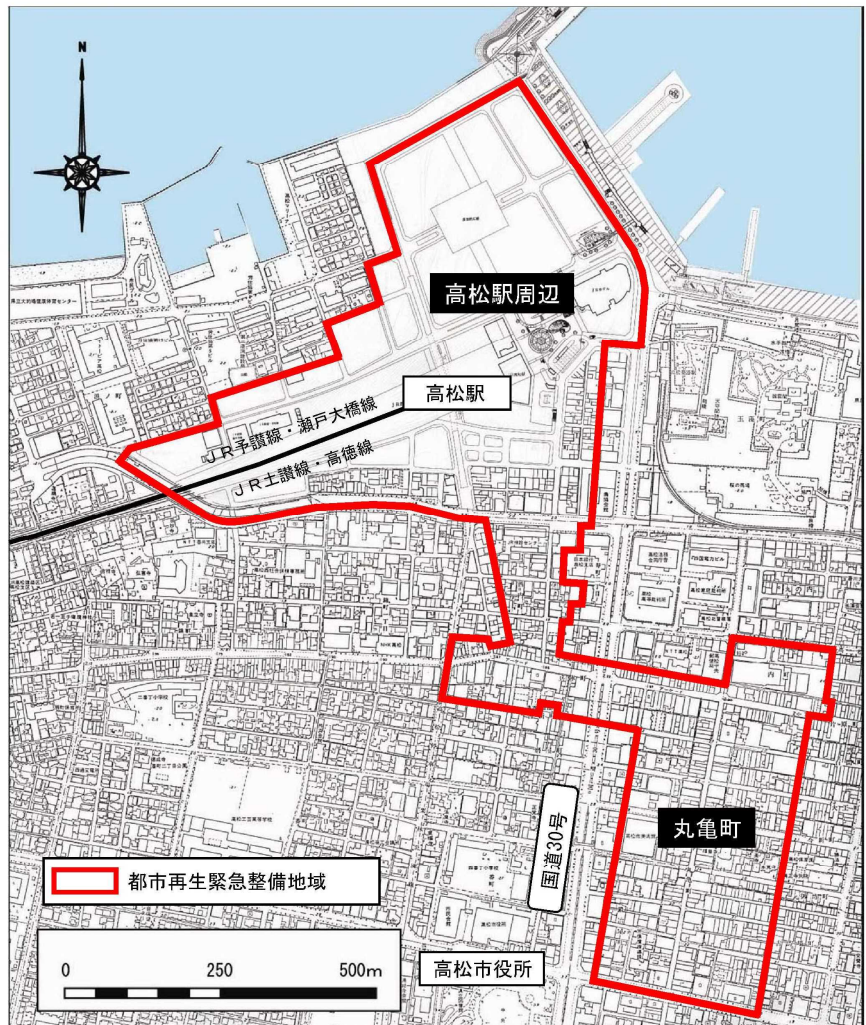
この地域内では、国土交通大臣の認定を受けた民間プロジェクトに対して金融支援等の特別措置を受けることができるほか、用途地域等の既存の都市計画に基づく規制を適用除外とする土地利用規制の特例（都市再生特別地区の指定）や、民間事業者等による都市計画の提案などが可能になります。

この制度に基づき、高松市において、都市再生特別地区が2地区指定されています。

●都市再生緊急整備地域（高松駅周辺・丸亀町地域）に関する経過

- |                   |   |      |
|-------------------|---|------|
| 平成 14 年 10 月 25 日 | 都市再生緊急整備地域の指定（約 4 9 h a）                                | 政令公布 |
| 平成 15 年 7 月 18 日  | 都市再生緊急整備地域の追加指定（約 5 1 h a）                              | 政令公布 |
| 平成 16 年 4 月 13 日  | 都市計画都市再生特別地区の決定<br>（高松丸亀町商店街A街区及び内町街区）                  |      |
| 平成 18 年 1 月 25 日  | 民間都市再生事業計画の認定（平成 20 年 3 月 31 日変更）<br>（高松丸亀町商店街民間都市再生事業） |      |
| 平成 21 年 6 月 30 日  | 都市計画都市再生特別地区の変更<br>（高松丸亀町商店街G街区西及び東の追加）                 |      |

都市再生緊急整備地域（高松駅周辺・丸亀町地域）



高松丸亀町商店街A街区市街地再開発事業



### (3) 中心市街地活性化基本計画

近年、都市機能及び商業機能の集積した中心市街地において、人々のライフスタイルの変化、モータリゼーションの進展に伴う都市構造の変化、商業を取り巻く環境の変化等により、居住人口の減少や商業活動の停滞による空洞化が目立ってきています。

この傾向は、本県においても例外ではなく、中心市街地の商業活動の低迷や居住人口の減少等による活力の低下が懸念され、その対策が大きな課題となっています。

このような状況の中、平成10年7月に「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」が施行されました。本県の各市町においても、これを契機にこの法律に基づいて、市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進が図れるよう、行政・地域住民・民間事業者が各種の事業・施策を連携させながら、魅力と活力のある中心市街地の形成を目指すことを目的に、「中心市街地活性化基本計画」を策定しました。

しかし、法施行後、様々な対策が講じられてきたにも関わらず、中心市街地の衰退が進んでいたことから、まちづくり三法の見直しにより、同法律は平成18年6月「中心市街地の活性化に関する法律」に改正され、基本計画の内閣総理大臣による認定制度が創設されました。特に三大都市圏及び政令指定都市以外の地方都市においては、特別用途地区の活用による準工業地域における大規模集客施設の立地の制限が認定の条件とされています。

本県においては、高松市が改正法に基づく基本計画を策定し、認定を受けています。

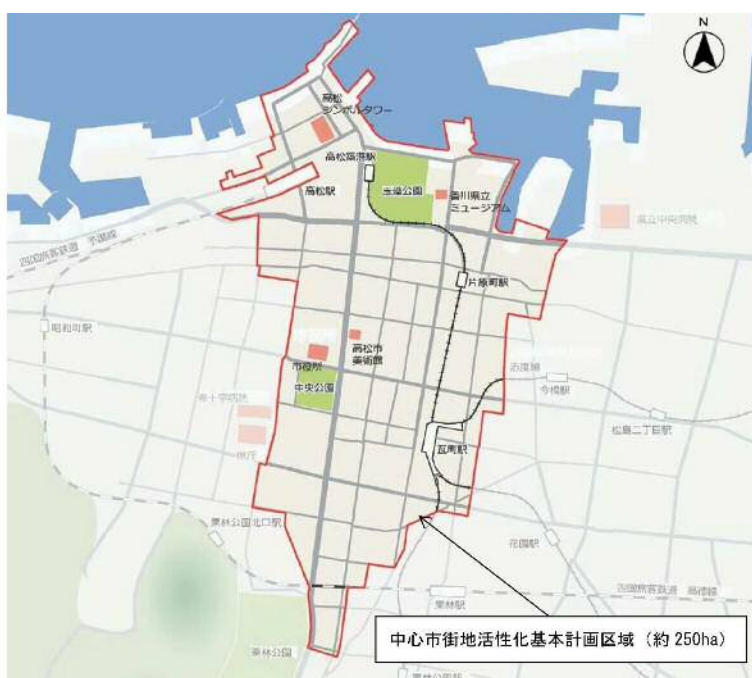
(令和6年3月31日現在)

市 町 名	策 定 年 月
高 松 市	(第1期) 平成19年5月認定 平成24年3月変更 (第2期) 平成25年6月認定 平成28年3月変更 (第3期) 令和元年6月認定 令和6年3月変更

【参考】旧法に基づく中心市街地活性化基本計画

市 町 名	策 定 年 月
高 松 市	平成11年3月当初策定 平成15年5月変更
丸 亀 市	平成11年4月当初策定 平成12年4月変更
坂 出 市	平成12年9月当初策定
善 通 寺 市	平成12年2月当初策定 平成13年9月変更
観 音 寺 市	平成14年4月当初策定 平成17年5月変更
琴 平 町	平成12年4月当初策定

※法改正に伴い失効。



出典: 高松市中心市街地活性化基本計画  
(令和6年3月変更)



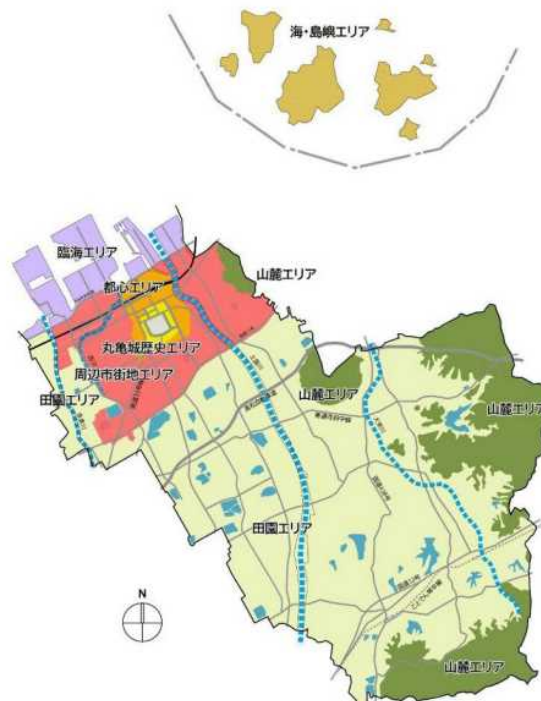
### 3. うるおいのある都市をめざして

近年、人々の生活基準の向上につれて価値観も変化し、ものの豊かさに加え心の豊かさが求められるようになってきました。都市についても、うるおいや憩いなど心の安らぎを享受できる、健康で快適な都市環境を持った、魅力にあふれ個性に富んだ都市が求められつつあります。このような都市づくりを進めるためには、その地域の自然景観を生かしながら、歴史や文化、伝統を取り込み、そこに住む人々と互いに協力しながら、「わがふるさと」と呼べる豊かな親しみのある環境を作り出す必要があります。

#### (1) 都市景観に対する取り組みと景観法

近年、うるおいややすらぎなど、都市環境の質的向上に対する県民の意識が高まり、良好な都市景観形成へのニーズが強くなってきています。このため、都市景観行政の推進にあたっては、地域の自然や歴史を生かした豊かな景観形成に配慮した対応が求められています。このような背景のもとに、本県では、土庄町（平成23年6月29日）、丸亀市（平成23年10月1日）、宇多津町（平成24年7月1日）、高松市（平成24年7月1日）、善通寺市（平成24年10月1日）及び琴平町（平成31年4月1日）で景観法に基づいた景観条例が施行されています。また、直島町（平成14年4月1日）においてまちづくり景観条例が施行され、都市景観形成に努めています。

このうち、丸亀市では、丸亀市景観計画策定から10年を迎え、まちづくりの景観形成の意義を再確認し、具体的な施策の検討などを示す目的で、令和4年3月、景観計画の見直しを実施しました。景観計画では、丸亀市全域を景観計画区域とし、『自然と歴史文化、人が織りなす丸亀らしい景観』を目指すべき景観像、「都市個性の表現」と「快適性・魅力の表現」を目標として設定しており、市内を7つに区分した景観エリアや都市景観の骨格となる景観軸、景観形成の拠点となる場所や施設となる景観核等の要素から定めた景観構造計画や一定の規模を超える建築物等の建設などに対し景観的配慮を求める景観形成基準、その他、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針について定めています。



景観計画区域（区域区分図）

出典：丸亀市景観計画

景観計画の見直しにあたっては、パブリックコメントにより市民の意見を反映し、景観審議会での協議を経て改訂しました。



## 景観法

平成16年12月17日に景観法の一部が施行され、平成17年6月1日に全面施行されました。本県では、庁内においては「景観法活用庁内連絡会議」により、また県と市町においては「美しい景観づくり研究会」により、景観法に関して勉強・検討を行っています。

### (i) 基本理念

- 良好な景観は、現在及び将来における国民共通の資産です。
- 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるため、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされる必要があります。
- 地域の個性を伸ばすよう多様な景観形成が図られなければなりません。
- 景観形成は、観光や地域の活性化に大きな役割を担うことから、住民、事業者及び地方公共団体の協働によりすすめられなければなりません。
- 景観形成は、良好な景観の保全のみならず、新たな創出を含むものです。

### (ii) 責務

#### 【国】

- 良好な景観の形成に関する総合的な施策を策定し、実施します。
- 普及啓発活動等を通じて、国民の理解を深めます。

#### 【地方公共団体】

- 良好な景観の形成に関し、区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施します。

#### 【事業者】

- 事業活動に関し、良好な景観の形成に努めます。

#### 【住民】

- 自ら良好な景観の形成に積極的な役割を果たすように努めます。

### (iii) 景観計画等

#### ● 景観行政団体

景観行政団体とは、景観行政を担う主体であり、景観計画を作成することができます。政令指定都市・中核市は自動的に景観行政団体となり、その他の市町は県との協議により、景観行政団体になることができます。香川県では、令和2年4月1日に坂出市が景観行政団体となったのを最後に、全ての市町が景観行政団体となっています。

#### ● 景観計画

景観計画とは、景観行政団体が景観づくりを総合的に進めるための計画であり、景観計画の区域、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限などを定めるものです。令和6年1月現在、県内で景観計画を策定している市町は、丸亀市、土庄町、宇多津町、高松市、善通寺市、琴平町です。

#### ● 景観計画区域（都市計画区域外でも指定可能）

- ・ 建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とするゆるやかな規制誘導を行います。
- ・ 建築物・工作物のデザイン・色彩については、条例を定めることにより変更命令が可能です。（命令違反した場合は代執行、罰則で担保）
- ・ 「景観上重要な公共施設」の整備が可能になります。
- ・ 「電線共同溝法」の特例が適用されます。
- ・ 景観重要建造物・樹木の指定や景観協定の締結が可能になります。

- 景観地区（都市計画）又は準景観地区
  - ・都市計画の手法を活用して、より積極的に良好な景観の形成を図る地区について指定します。【必須事項：建築物のデザイン・色彩の制限】、【選択事項：建築物の高さ、壁面の位置、敷地面積の制限】
  - ・建築物や工作物のデザイン・色彩、高さ、敷地面積などについての初めての総合規制です。
    - \*建築物・工作物のデザイン・色彩の制限は、「周囲との調和」に関する判断が必要なことから、市町長が一定の裁量の幅をもって判断することができる「認定制度」を創設。
    - \*但し、建築物の高さや敷地面積などは数量的な基準によるものであることから、従来と同様に建築確認で担保。
  - ・廃棄物の堆積や土地の形質変更などについての行為規制も条例に定めることにより可能となります。
- 景観重要公共施設
  - 景観重要公共施設の管理者は、景観計画に基づいて公共施設の整備を行います。
- 景観協定
  - 住民合意（全員合意）によるきめ細やかな景観に関するルールづくりを行います。
- 景観重要建造物・景観重要樹木
  - 景観上重要な建築物・工作物・樹木を指定して積極的に保全します。

(iv) 景観重要公共施設の整備等

- 景観重要公共施設
  - 景観行政団体が、景観計画区域内の景観上重要な公共施設を、公共施設の管理者の同意を得て、景観重要公共施設として景観計画に位置づけることにより、各管理者は景観計画に基づいて公共施設の整備を行うこととなります。
- 電線共同溝
  - 景観計画に位置づけられた景観重要道路を、電線共同溝法における「電線共同溝整備道路」に指定することが可能になります。
    - \*円滑な交通の確保に該当しない場合においても、景観上の必要性が高い地区・歴史的街並みを形成する地区等の非幹線道路を「電線共同溝整備道路」に指定し、その整備が促進されます。

(v) 関係省庁との連携

- 景観農業振興地域整備計画（景観農振計画）
  - 景観計画区域内にある農業振興地域について策定することができます。【農水省との連携】
    - \*景観施策と農業施策（生産力最大化）の調和を図るために景観農振計画を策定することができます。
    - \*例えば、景観農振計画に従った利用がなされていない耕作放棄地等について、景観整備機構が土地所有者に代わって耕作することができます。
- 自然公園法の特例
  - 景観計画に位置づけられた自然公園内における建築物の新築等についてきめ細やかなルールづくりが可能になります。【環境省との連携】
    - \*景観計画に位置づけられた国立公園や国定公園内の建築物の建築等に対して、よりきめ細やかな基準とし、景観上支障があれば許可しないことができます。
- 重要文化的景観
  - 都道府県または市町の申出に基づき、景観計画区域や景観地区の中から文化庁長官が重要文化的景観を選定し、支援します（文化財保護法）【文化庁との連携】

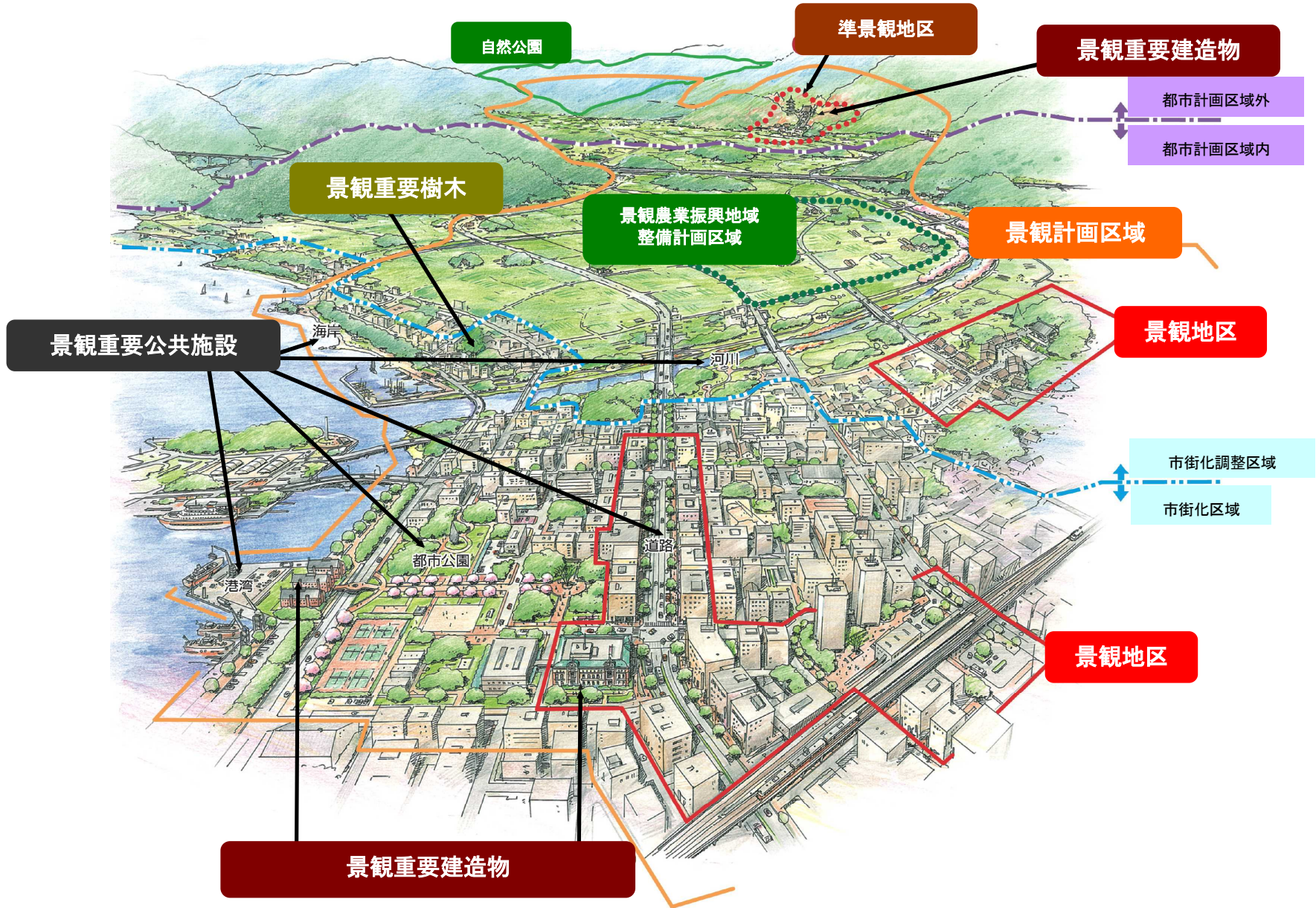
(vi) 規制緩和による支援（建築基準法の特例）

- 景観地区における斜線制限の適用除外  
壁面の位置、高さの最高限度等を定めることにより、斜線制限の適用が除外され、統一されたスカイラインが形成されます。
- 景観重要建造物に関する規制緩和  
現状の外観を保存するため、条例を定めることにより、建築基準法上の制限の一部を緩和することが可能になります。

建築基準法の制限緩和対象項目

第 21 条	大規模建築物の防火措置	第 55 条	低層住居専用地域内の高さの制限
第 22 条 ～第 24 条	屋根不燃区域の屋根、外壁等の防火措置	第 56 条	斜線制限
		第 56 条の 2	日影制限
第 25 条	大規模木造建築物等の外壁等の防火措置	第 58 条	高度地区
		第 61、62 条	防火地域・準防火地域内の建築制限
第 28 条	居室の採光及び換気	第 67 条	特定防災街区整備地区内の建築制限 (第 1 項、第 5 項～第 7 項に限る。)
第 43、44 条	接道義務、道路内の建築制限		
第 47 条	壁面線による建築制限	第 68 条	景観地区内の建築制限 (第 1 項、第 2 項に限る。)
第 52、53 条	容積率、建蔽率		
第 54 条	低層住居専用地域内の外壁の後退距離		

景観法の対象地域イメージ



## VII その他

### 1. 香川県都市計画審議会

本県は、都市計画法第77条第3項の規定に基づき、香川県都市計画審議会条例を制定し、同条例により香川県都市計画審議会を設置しています。

この審議会は、都市計画法その他法令でその権限に属せられた事項の調査審議のほか、知事の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議等を行うこととされており、地方における都市計画に関し各種の提言を行うことが法令上期待されています。

なお、委員の構成は次のとおりです。

#### 香川県都市計画審議会委員の構成

委員の区分	定数	分野、役職名	任期	摘要
1号委員 (学識経験のある者)	6人以内	法律、経済、土木、農業、 商工業などの分野	2年	
2号委員 (関係行政機関の職員)	6人以内	中国四国農政局職員 } 四国地方整備局職員 } 等	その職に 在る間	
3号委員 (市町村の長を代表する者)	2人以内	香川県市長会会長	〃	
4号委員 (県議会議員)	4人以内	香川県議会議員	〃	
5号委員 (市町村の議会の議長を代表する者)	2人以内	香川県市議会議長会会長	〃	

また、その権限に属する事項で軽易なものを処理するために、常務委員会を設置しています。常務委員会は、審議会会長の指名した委員7人以内をもって組織することとされています。



香川県都市計画審議会 開催状況

年度	審議会	開催年月日	議案件数
昭和44	第1回	S45. 1. 20	2
	小計		2
45	第2回	S45. 5. 19	17
	第3回	S45. 9. 18	14
	第4回	S45. 12. 24	4
	小計		35
	第5回	S46. 8. 26	16
46	第6回	S46. 12. 24	5
	第7回	S47. 3. 11	1
	小計		22
	第8回	S47. 8. 4	4
47	第9回	S47. 10. 20	8
	第10回	S47. 12. 26	1
	第11回	S48. 1. 31	2
	第12回	S48. 2. 13	1
	第13回	S48. 3. 26	9
	小計		25
	48	第14回	S48. 5. 30
第15回		S48. 8. 15	1
第16回		S48. 11. 19	4
第17回		S49. 1. 18	3
第18回		S49. 3. 6	1
小計			13
49	第19回	S49. 4. 12	6
	第20回	S49. 5. 31	3
	第21回	S49. 10. 23	6
	第22回	S49. 12. 9	2
	第23回	S50. 1. 23	1
	第24回	S50. 2. 24	7
	小計		25
50	第25回	S50. 6. 18	6
	第26回	S50. 12. 1	2
	第27回	S51. 3. 11	7
	小計		15
51	第28回	S51. 8. 19	6
	第29回	S51. 10. 29	4
	第30回	S52. 2. 2	4
	小計		14

年度	審議会	開催年月日	議案件数
昭和52	第31回	S52. 8. 23	9
	第32回	S52. 11. 16	15
	第33回	S53. 1. 6	1
	第34回	S53. 2. 22	5
	小計		30
53	第35回	S53. 6. 21	5
	第36回	S53. 9. 21	10
	第37回	S53. 11. 28	8
	第38回	S54. 2. 13	7
	小計		30
54	第39回	S54. 6. 12	3
	第40回	S54. 11. 13	3
	第41回	S55. 2. 22	6
	第42回	S55. 3. 31	6
	小計		18
	55	第43回	S55. 7. 25
第44回		S55. 12. 3	6
第45回		S56. 1. 29	6
小計			15
56	第46回	S56. 6. 24	7
	第47回	S56. 10. 21	6
	第48回	S56. 11. 10	2
	第49回	S56. 12. 1	4
	第50回	S57. 2. 17	7
	小計		26
57	第51回	S57. 8. 11	4
	第52回	S57. 11. 25	7
	小計		11
58	第53回	S58. 6. 15	9
	第54回	S58. 9. 19	9
	第55回	S59. 1. 18	3
	第56回	S59. 2. 17	4
小計		25	
59	第57回	S59. 6. 21	6
	第58回	S59. 9. 13	10
	第59回	S59. 11. 30	10
	第60回	S60. 3. 26	3
	小計		29

年度	審議会	開催年月日	議案件数
昭和60	第61回	S60. 5. 16	4
	第62回	S60. 10. 18	3
	第63回	S60. 11. 30	3
	第64回	S61. 2. 19	12
	小計		22
61	第65回	S61. 6. 23	4
	第66回	S61. 8. 19	2
	第67回	S61. 11. 11	11
	第68回	S62. 2. 18	7
	小計		24
62	第69回	S62. 9. 16	3
	第70回	S63. 2. 19	6
	小計		9
63	第71回	S63. 6. 24	8
	第72回	S63. 12. 21	5
	小計		13
平成元	第73回	H元. 4. 26	7
	第74回	H元. 9. 14	8
	第75回	H元. 11. 28	10
	小計		25
2	第76回	H 2. 7. 25	10
	第77回	H 2. 11. 30	4
	第78回	H 3. 2. 19	11
	小計		25
3	第79回	H 3. 9. 12	14
	第80回	H 3. 11. 29	5
	小計		19
4	第81回	H 4. 9. 8	4
	第82回	H 4. 11. 11	11
	第83回	H 5. 2. 12	8
	小計		23
5	第84回	H 5. 11. 19	9
	第85回	H 6. 2. 16	9
	小計		18
6	第86回	H 6. 7. 28	2
	第87回	H 6. 11. 25	10
	小計		12
7	第88回	H 7. 7. 26	8
	第89回	H 7. 11. 29	8
	第90回	H 8. 1. 29	8
	第91回	H 8. 2. 20	10
	小計		34

年度	審議会	開催年月日	議案件数
平成8	第92回	H 8. 7. 31	3
	第93回	H 8. 11. 22	3
	第94回	H 9. 2. 20	9
	小計		15
9	第95回	H 9. 11. 28	4
	第96回	H10. 2. 19	7
	小計		11
10	第97回	H10. 6. 12	7
	第98回	H10. 11. 20	6
	第99回	H11. 2. 18	10
	小計		23
11	第100回	H11. 11. 24	3
	第101回	H12. 2. 21	5
	小計		8
12	第102回	H12. 9. 14	0
	第103回	H13. 2. 26	16
	小計		16
13	第104回	H14. 2. 14	1
	小計		1
14	第105回	H14. 6. 18	2
	第106回	H14. 9. 5	4
	第107回	H14. 12. 26	1
	小計		7
15	第108回	H15. 7. 28	5
	第109回	H16. 1. 29	5
	第110回	H16. 2. 12	28
	第111回	H16. 3. 31	2
	小計		40
16	第112回	H16. 9. 3	2
	第113回	H17. 2. 17	5
	小計		7
17	開催無し		0
18	第114回	H18. 5. 22	2
	第115回	H19. 1. 29	2
	第116回	H19. 3. 20	1
	小計		5
19	第117回	H19. 8. 9	1
	第118回	H19. 12. 27	5
	第119回	H20. 1. 31	8
	小計		14
20	第120回	H20. 10. 21	2
	小計		2

年度	審議会	開催年月日	議案件数
平成21	第121回	H21. 6. 16	1
	小計		1
22	第122回	H22. 7. 21	2
	第123回	H23. 2. 18	1
	小計		3
23	第124回	H23. 8. 2	1
	第125回	H24. 2. 17	3
	小計		4
24	第126回	H24. 9. 4	14
	第127回	H25. 1. 23	2
	小計		16
25	第128回	H25. 8. 27	1
	第129回	H26. 2. 6	2
	小計		3
26	第130回	H26. 8. 7	1
	第131回	H27. 3. 23	5
	小計		6
27	第132回	H28. 2. 9	1
	小計		1
28	第133回	H28. 10. 17	1
	小計		1
29	第134回	H29. 8. 22	2
	第135回	H29. 11. 16	2
	小計		4
30	第136回	H30. 12. 18	1
	第137回	H31. 2. 13	4
	小計		5
令和元	第138回	R元. 12. 17	2
	小計		2
2	第139回	R 2. 7. 31	1
	第140回	R 3. 3. 23	14
	小計		15
3	第141回	R 3. 12. 20	3
	小計		3
4	第142回	R 4. 8. 23	2
	第143回	R 5. 1. 31	1
	小計		3
5	第144回	R 5. 11. 13	1
	第145回	R 6. 1. 19	2
	小計		3
合 計			778

常務委員会 開催状況

常務委員会	開催年月日	議案件数
第1回	S59. 12 末	1
第2回	H15. 3. 28	2
第3回	H18. 8. 7	1
第4回	R 6. 3. 25	1

## 2. 屋外広告の規制（屋外広告物条例）

良好な景観の形成と風致の維持、公衆に対する危害を防止するため、香川県屋外広告物条例（昭和40年条例第18号）により、屋外広告物及び屋外広告業に関して必要な規制を行っています。

なお、高松市の区域における規制等については、中核市への移行に伴い、平成11年4月より屋外広告物に関する事務が県から高松市に移譲されています。

### （1）屋外広告物に関する規制

屋外広告物の掲出が禁止される区域や物件、掲出に許可が必要な地域を指定するとともに、許可が必要な地域等において、屋外広告物の大きさや掲出方法等の許可基準を定めることにより、屋外広告物を直接規制しています。

また、屋外広告物の一層の安全性向上を図り、公衆に対する危害を防止することを目的として、平成30年に条例改正し、屋外広告物の点検義務について制度化しました。

許可に関する事務は、各土木事務所（小豆島地区においては小豆総合事務所）で行っています。

### （2）屋外広告業に関する規制

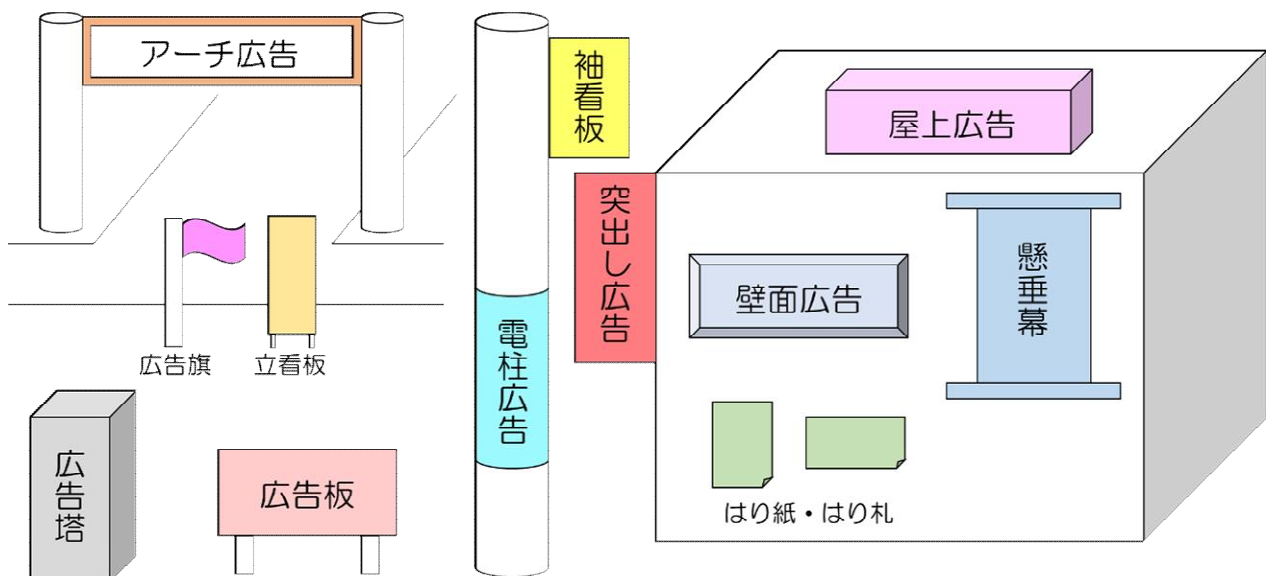
屋外広告業者の社会的信頼や指導監督に関する実効性の確保の観点から、平成17年に条例改正し、同年10月から、これまで届出制であった屋外広告業を登録制に移行しました。

なお、屋外広告業者の資質の向上を図るため、昭和49年から屋外広告物に関する講習会を開催しており、この講習会の受講修了者は、屋外広告業の登録に必要な業務主任者の資格が認められます。

### （3）その他

昭和56年から、国土交通省、市町、電柱管理者、警察、広告業者団体等の協力のもとに、違法広告物の定期的な合同取締りや、正しい広告掲示についての啓発を行っているほか、平成16年に地域ボランティア等に違反広告物の撤去活動を委任する「違反広告物除却サポーター制度」を創設し、ボランティア団体を除却活動推進団体として認定しています。

### <屋外広告物のイメージ図>



屋外広告物の種類

種 類	内 容
は り 紙	紙、布、ビニール等を使用して作製された広告物であって、建築物、工作物等にはり付けられるものをいう。
は り 札 等	ベニヤ板、プラスチック板、金属板その他これらに類するもの（以下この解釈の項において「ベニヤ板等」という。）に紙、布、ビニール等をはり、若しくは差し込む等により定着させ、又は印刷、塗装その他の方法により直接着色した広告物であって、容易に取り外すことができる状態で建築物、工作物等に取り付けられるものをいう。
広 告 旗	広告の用に供する旗であって、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で建築物、工作物等に取り付けられるものをいう。
立 看 板 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木、プラスチック、金属等の枠に紙、布、ビニール等をはり、若しくは印刷、塗装その他の方法により直接着色したベニヤ板等を取り付けた広告物、又はベニヤ板等に印刷、塗装その他の方法により直接着色した広告物であって、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は建築物、工作物等に立て掛けられるもの</li> <li>・立看板に類似の形状で、パンフレットやチラシ等を掲出する物件</li> <li>・いわゆるベンチに直接印刷・塗装する等により広告物を表示した掲出物件</li> <li>・公共工事で設置する規制標識、案内標識等</li> </ul>
電 柱 広 告	電柱又は街灯柱を利用する広告で、塗装するもの、金属製等のものを巻き付けて表示するもの及び物件を添加（袖看板）して表示するものをいう。
広 告 塔	円筒又は多角型のもので、相当の高さを有する塔状のものをいう。
広告板及び広告物を掲出する物件	木製又は金属製等のもので、建築物その他の工作物に装置するもの又は建植するもの並びに広告物を表示する目的をもって設置する物件をいう。 道路の規制標識や案内標識等も含む。
ア ー チ、横断幕	道路を横断して布又は木製及び金属製のものを設置する装置をいう。
気 球 広 告	気球を掲揚し、またはその下に広告網をつけて表示するものをいう。
特殊な照明装置による広告物	広告板、広告塔また壁面等にネオンサイン、電光掲示板、イルミネーション（電光飾）等電気装飾広告物、その他特殊な照明装置によって表示するものをいう。
路 面 表 示	道路面への道路標示や区画線等の路面表示

3. 都市計画税

地方税法第 702 条によると、市町村は都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第 5 条の都市計画区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として当該土地及び家屋の所有者に都市計画税を課することができるとされており、税率は100分の0.3以内と規定されています。

本県においては、観音寺市、善通寺市及び多度津町において徴収されています。